

## 第4回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	24	29	5	58

#### (2) 議案の名称

< 予算 >

(平成30年度予算)

- 議案第 1号 平成30年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 2号 平成30年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 3号 平成30年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 4号 平成30年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 5号 平成30年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算
- 議案第 6号 平成30年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 7号 平成30年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 8号 平成30年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第 9号 平成30年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第10号 平成30年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第11号 平成30年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第12号 平成30年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第13号 平成30年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第14号 平成30年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第15号 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(平成29年度補正予算)

- 議案第16号 平成29年度尼崎市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第17号 平成29年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)
- 議案第18号 平成29年度尼崎市特別会計農業共済事業費補正予算(第1号)
- 議案第19号 平成29年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算(第

- 1号)
- 議案第20号 平成29年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)
- 議案第21号 平成29年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)
- 議案第22号 平成29年度尼崎市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第23号 平成29年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第24号 平成29年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)
- < 条例 >
- 議案第25号 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 尼崎市債権管理条例について
- 議案第29号 尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について
- 議案第30号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例について
- 議案第33号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 尼崎市住宅宿泊事業に関する条例について
- 議案第38号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 尼崎市産業振興基本条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 尼崎市道意町7丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物

	の制限に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号	尼崎市昭和通2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第47号	尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
議案第48号	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第49号	尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第51号	尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第52号	尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第53号	尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について
<その他>	
議案第54号	包括外部監査契約の締結について
議案第55号	工事請負契約について（潮小学校校舎増築等工事）
議案第56号	尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて
議案第57号	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
議案第58号	市道路線の変更について

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1件	194,400円
------	----	----------

## 3 追加提出予定案件

### <人事>

- ・ 尼崎市教育委員会の委員の任命
- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦



第4回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



## &lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	予 算	番 号	議案第1号～第15号	所 管	
件 名	平成30年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般 会 計	206,600,000		102.4%	
特	別 会 計	99,469,668		88.9%	
	国民健康保険事業費	48,729,902		77.6%	
	地方卸売市場事業費	303,991		80.8%	
	育英事業費	8,380		104.5%	
	農業共済事業費	18,327		110.2%	
	公共用地先行取得事業費	2,243,470		78.3%	
	公害病認定患者救済事業費	27,174		89.2%	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	23,477		87.3%	
	青少年健全育成事業費	9,576		99.0%	
	介護保険事業費	42,286,128		105.4%	
	後期高齢者医療事業費	5,819,243		104.4%	
企	業 会 計	76,372,023		113.9%	
	水道事業	12,371,477		100.8%	
	工業用水道事業	2,023,229		82.8%	
	下水道事業	21,340,442		104.1%	
	モーターボート競走事業	40,636,875		127.6%	
合 計		382,441,691		100.5%	



## &lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	予 算	番 号	議案第16号~第24号	所 管	
件 名	平成29年度 補正予算				
内 容					
(単位:千円)					
区 分		補正予算額			
一	般	会	計 (第6号)	693,853	
特	別	会	計	1,292,879	
			国民健康保険事業費(第3号)	440,660	
			農業共済事業費(第1号)	1,937	
			公共用地先行取得事業費(第1号)	-	
			介護保険事業費(第2号)	642,347	
			後期高齢者医療事業費(第1号)	207,935	
企	業	会	計	2,306,031	
			水道事業(第2号)	410,677	
			工業用水道事業(第1号)	184,853	
			モーターボート競走事業(第1号)	2,080,207	



## 平成29年度 2月補正の概要

### 一般会計補正予算（補正6号）

#### （補正予算の内容）

歳入において、地方交付税と臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税が約1億円の減となるものの、市税が約4億円、税外諸収入が約1億円の増となった。また、歳出においては、税外収入還付金が約6億円の増となったものの、公債費が約1億円、介護保険事業費会計繰出金が約1億円の減となり、そのほか入札差金や執行残など、歳入・歳出全般にわたり決算見込みに基づき整理を行った。

#### （歳入の主なもの）

市税の増	452 百万円
税外諸収入の増	110 百万円
実質的な地方交付税の減	132 百万円
寄付金の増	126 百万円

#### （歳出の主なもの）

人件費の増	246 百万円
税外収入還付金の増	580 百万円
減債基金積立金の減	542 百万円
介護保険事業費会計繰出金の減	110 百万円
公債費の減	109 百万円
投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正	

### 1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
203,200,655	693,853	202,506,802

### 2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	452,000	議会費	15,832
地方譲与税	30,000	総務費	425,181
自動車取得税交付金	70,000	民生費	466,405
地方特例交付金	10,000	衛生費	145,086
地方交付税	822,552	労働費	8,916
分担金及び負担金	1,628	農林水産業費	12,904
使用料及び手数料	466	商工費	318,512
国庫支出金	833,994	土木費	55,075
県支出金	270,347	消防費	21,176
財産収入	174,211	教育費	161,749
寄付金	126,712	公債費	109,242
繰入金	5,912	諸支出金	279
諸収入	369,614		
市債	549,877		
合 計	693,853	合 計	693,853

### 3 主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	減債基金積立金	542,678
2	長洲久々知線等道路整備事業費	502,145
3	地域介護・福祉空間整備等事業費	346,778
4	中小企業資金融資制度関係事業費	319,799
5	臨時福祉給付金給付関係事業費	279,163
6	保育の量確保事業	260,381
7	保育環境改善事業	154,699
8	施設型給付費（教育費）	145,085
9	庄下川都市基盤河川改修事業費	132,627
10	特別養護老人ホーム等整備事業費	118,800
11	介護保険事業費会計繰出金	109,770
12	市債利子	104,836
13	児童扶養手当給付関係事業費	102,413
14	後期高齢者医療療養給付費負担金	75,957
15	公害病補償事業費	59,298
16	尼崎城址公園整備事業費	58,295
17	小学校施設維持管理事業	51,100
18	尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金	638,000
19	税外収入還付金	580,000
20	生活保護扶助費	328,948
21	人件費	246,121
22	施設型給付費（民生費）	242,810
23	公共施設整備基金積立金	228,144
24	障害者（児）自立支援事業費	124,581
25	公共用地先行取得事業費会計繰出金	108,000
26	地域型保育給付費	105,310
27	道路橋りょう新設改良事業費	97,315
28	障害児通所支援等給付費	92,629
29	みんなの尼崎城基金積立金	70,000
30	市税還付金	67,000
31	道路橋りょう維持管理事業費	62,997

#### 4 繰越明許費の補正

(追加)

(単位：千円)

	事業名	補正額
1	地区会館等施設整備事業	129,864
2	(支所)施設整備事業	70,637
3	保育環境改善事業	241,108
4	保健福祉センター整備事業	45,124
5	道路橋りょう維持管理事業	93,897
6	道路橋りょう新設改良事業	206,597
7	庄下川都市基盤河川改修事業	82,270
8	庄下川浄化施設維持管理事業	7,400
9	尼崎城址公園整備事業	188,500
10	有料公園施設整備事業	13,000
11	競馬場周辺道路整備事業	8,400
12	長洲久々知線等道路整備事業	9,325
13	市営住宅維持整備事業	100,000
14	市営住宅建替事業	1,257,989
15	住宅市街地総合整備事業	107,159
16	(公民館)施設整備事業	14,105
	合計	2,575,375

#### 5 債務負担行為の補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業	平成30年度まで	235,000
斎場整備事業	平成30年度まで	190,000
中学校給食準備事業	平成30年度まで	31,000

(廃止)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
阪神福祉事業団が行うななくさ育成園移転改築整備工事に係る損失補償	平成30年度以降平成50年度までに融資機関に損失が生じた場合203,935千円以内の補償をするものとする。	

## 6 市價の補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
地区会館等整備事業費	限度額 37,500	限度額 63,000
防災対策事業費	限度額 51,300	限度額 52,200
清掃施設整備事業費	限度額 138,100	限度額 145,600
道路等整備事業費	限度額 936,700	限度額 1,519,800
住宅建設事業費	限度額 1,832,700	限度額 2,200,100
消防施設整備事業費	限度額 95,200	限度額 101,200
社会体育施設整備事業費	限度額 27,200	限度額 28,300
社会教育施設整備事業費	限度額 216,100	限度額 221,900

### 特別会計補正予算(5会計)

1,292,879 千円

#### 1 国民健康保険事業費(補正3号)

440,660 千円

(単位：千円)

	事項	補正額
1	人件費	3,862
2	総務管理費(人件費除く)	4,749
3	前期高齢者納付金等	228
4	療養給付費負担金等返還金	431,821

#### 2 農業共済事業費(補正1号)

1,937 千円

(単位：千円)

	事項	補正額
1	人件費	1,937

#### 3 公共用地先行取得事業費(補正1号)

0 千円

(単位：千円)

	事項	補正額
1	不動産売払収入	108,000
2	他会計繰入金	108,000

## 4 介護保険事業費（補正2号）

642,347 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	人件費	4,740
2	総務管理費（人件費除く）	37,263
3	介護サービス等給付費	308,360
4	審査支払手数料	5,120
5	高額介護サービス費	184,628
6	介護予防・日常生活支援総合事業費	194,352
7	包括的支援等事業費	11,763
8	介護給付費準備基金積立金	534,121
9	第1号被保険者還付金及び還付加算金	844,972

## 5 後期高齢者医療事業費（補正1号）

207,935 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	保険料等負担金	200,429
2	保険基盤安定拠出金	7,506

## 企業会計補正予算（3会計）

2,306,031 千円

## 1 水道事業会計（補正2号）

410,677 千円

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額
1	職員給与費	692,633
2	物件費その他	38,074
3	施設整備工事費	320,030

## 2 工業用水道事業会計（補正1号）

184,853 千円

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額
1	物件費その他	140,429
2	配水設備工事費	44,424

## 3 モーターボート競走事業会計（補正1号）

2,080,207 千円

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額
1	物件費その他	2,233,532
2	建設改良費	153,325



## &lt; 平成 30 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 25 号	所 管	財政課
件 名	尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>尼崎市特別会計駐車場事業費は、平成 3 年に設置し、阪神尼崎駅前駐車場の管理運営に係る経理を行っているが、平成 29 年度をもって駐車場事業に係る市債償還が満了することに合わせ、平成 30 年度以降は一般会計で経理を行うこととするため、当該特別会計を廃止するもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>第 7 号「駐車場事業 尼崎市特別会計駐車場事業費」を削る。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日。</p> <p>ただし、駐車場事業に係る平成 29 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。</p>				

尼崎市特別会計条例

改正後	現 行
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p><u>(7) 駐車場事業 尼崎市特別会計駐車場事業費</u></p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 2 6 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の増減を行うための規定の整備を行うもの。				
2	主な改正内容 第 2 条第 1 項の職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部 局		改正	現行	増減
	市長の事務部局の職員 [うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員]		1,957 [223]	2,019 [213]	62 [10]
	教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員		288	292	4
	教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員		227	238	11
	消防部局の職員 消防職員		437	436	1
	公営企業局の職員		296	-	296
	水道局の職員		-	164	164
	公営事業局の職員		-	26	26
	(参考)				
	その他改正を行わなかった部局		40	40	0
	条例定数の総数		3,245	3,215	30
3	職員定数増減(+30)の主な内訳				
	市長事務部局(62)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興体制の再構築への対応</li> <li>・子どもの育ちに係る支援センター設置への対応</li> <li>・市税収入率の向上への対応</li> <li>・下水道事業の移管 など</li> </ul>			
	教育委員会事務部局(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正規模・適正配置推進事業等の終息 など</li> </ul>			
	教育委員会教員(11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立全日制高等学校の見直し など</li> </ul>			
	消防部局(+1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防指令管制システム整備への対応</li> </ul>			
	公営企業局(+296)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営企業局の新設</li> </ul>			
	水道局(164)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局の廃止</li> </ul>			
	公営事業局(26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営事業局の廃止</li> </ul>			
4	施行期日 平成30年4月1日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員で市長、尼崎市議会(以下「議会」という。)、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及びその所管に属する学校その他の教育機関、尼崎市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)、尼崎市監査委員(以下「監査委員」という。)、尼崎市公平委員会(以下「公平委員会」という。)並びに尼崎市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の各事務部局並びに本市の消防部局(以下「消防部局」という。)及び尼崎市公営企業局(以下「公営企業局」という。)に勤務するもの並びに教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員(これらの者のうち臨時又は非常勤の職にある者を除く。)並びに消防部局に勤務する尼崎市消防団員(以下「消防団員」という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,957人</u> うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員 <u>223人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>288人</u></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>227人</u></p> <p>(5)~(8) 略</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 <u>437人</u> 消防団員 <u>1,000人</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員で市長、尼崎市議会(以下「議会」という。)、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及びその所管に属する学校その他の教育機関、尼崎市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)、尼崎市監査委員(以下「監査委員」という。)、尼崎市公平委員会(以下「公平委員会」という。)並びに尼崎市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の各事務部局並びに本市の消防部局(以下「消防部局」という。)、<u>尼崎市水道局(以下「水道局」という。)</u>及び<u>尼崎市公営事業局(以下「公営事業局」という。)</u>に勤務するもの並びに教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員(これらの者のうち臨時又は非常勤の職にある者を除く。)並びに消防部局に勤務する尼崎市消防団員(以下「消防団員」という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,019人</u> うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員 <u>213人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>292人</u></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>238人</u></p> <p>(5)~(8) 略</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 <u>436人</u> 消防団員 <u>1,000人</u></p>

計 <u>1,437人</u>	計 <u>1,436人</u>
(10) <u>公営企業局の職員 296人</u>	(10) <u>水道局の職員 164人</u>
	(11) <u>公営事業局の職員 26人</u>
(職員の定数の配分)	(職員の定数の配分)
第4条 前条の規定により職員が置かれる場合の当該職員の定数の第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第10号までの各部局(同項第9号の消防部局にあっては、消防職員に限られたものをいう。)並びに同項第4号の学校(以下「各部局等」という。)に対する配分は、市長が定める。	第4条 前条の規定により職員が置かれる場合の当該職員の定数の第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第11号までの各部局(同項第9号の消防部局にあっては、消防職員に限られたものをいう。)並びに同項第4号の学校(以下「各部局等」という。)に対する配分は、市長が定める。
2 第2条第1項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が定めた職員の定数の各部局等内における配分は、同条第1項第1号及び第9号の各部局(同号の消防部局にあっては、消防団員に限られたものをいう。)については市長が、同項第2号、第5号から第8号まで及び第10号の各部局についてはそれぞれ尼崎市議会議長、選挙管理委員会、尼崎市代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び尼崎市公営企業管理者が、同項第3号の各部局及び同項第4号の各学校については教育委員会が、同項第9号の消防部局(消防職員に限られたものをいう。)については尼崎市消防長が定める。	2 第2条第1項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が定めた職員の定数の各部局等内における配分は、同条第1項第1号、第9号及び第11号の各部局(同項第9号の消防部局にあっては、消防団員に限られたものをいう。)については市長が、同項第2号、第5号から第8号まで及び第10号の各部局についてはそれぞれ尼崎市議会議長、選挙管理委員会、尼崎市代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び尼崎市水道事業管理者が、同項第3号の各部局及び同項第4号の各学校については教育委員会が、同項第9号の消防部局(消防職員に限られたものをいう。)については尼崎市消防長が定める。



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 2 7 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由            新たな行政課題への的確な対応及び時宜に応じた組織体制の構築を行うため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容            (1) 契約に関する事項の移管            現在、資産統括局において担っている調達事業について、法務的な視点のもとに適正な契約の締結に向けた取組の強化を図るため、総務局に移管する。            (2) 公営企業局の新設に伴う規定の整理            現在、都市整備局において担っている下水道事業について、公営企業の経営の効率化を図るため、地方公営企業法の全部を適用し、地方公営企業となることから、本条例から下水道事業に係る規定を削除する。</p> <p>3 施行期日            平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
<p>( 部局の設置及び分掌事務 )</p> <p>第 1 条 地方自治法( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 )</p> <p>第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>(2) 広報に関する事項</p> <p>危機管理安全局</p> <p>(1) 防災その他の危機管理に関する事項</p> <p>(2) 消費生活に関する事項</p> <p>(3) 交通安全対策に関する事項</p> <p>企画財政局</p> <p>(1) 議会に関する事項</p> <p>(2) 国際交流に関する事項</p> <p>(3) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(4) 予算その他財政に関する事項</p> <p>(5) 文化に関する事項</p> <p>(6) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項</p> <p>(3) 行政管理に関する事項</p> <p>(4) 情報及び統計に関する事項</p> <p>(5) 契約に関する事項</p> <p>(6) 他の部局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) 公有財産に関する事項</p> <p>(2) 検査に関する事項</p> <p>(3) 市税に関する事項</p> <p>市民協働局</p> <p>(1) 協働のまちづくりに関する事項</p> <p>(2) 男女共同参画に関する事項</p> <p>(3) 広聴に関する事項</p>	<p>( 部局の設置及び分掌事務 )</p> <p>第 1 条 地方自治法( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 )</p> <p>第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>(2) 広報に関する事項</p> <p>危機管理安全局</p> <p>(1) 防災その他の危機管理に関する事項</p> <p>(2) 消費生活に関する事項</p> <p>(3) 交通安全対策に関する事項</p> <p>企画財政局</p> <p>(1) 議会に関する事項</p> <p>(2) 国際交流に関する事項</p> <p>(3) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(4) 予算その他財政に関する事項</p> <p>(5) 文化に関する事項</p> <p>(6) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項</p> <p>(3) 行政管理に関する事項</p> <p>(4) 情報及び統計に関する事項</p> <p>(5) 他の部局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) 公有財産に関する事項</p> <p>(2) 契約及び検査に関する事項</p> <p>(3) 市税に関する事項</p> <p>市民協働局</p> <p>(1) 協働のまちづくりに関する事項</p> <p>(2) 男女共同参画に関する事項</p> <p>(3) 広聴に関する事項</p>

<p>(4) 人権啓発等及び国際化に関する事項</p> <p>(5) 支所に関する事項</p> <p>(6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項</p> <p>(7) 社会保険等に関する事項</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉に関する事項</p> <p>(3) 介護保険に関する事項</p> <p>こども青少年本部事務局</p> <p>(1) 子どもの育成支援に関する事項</p> <p>(2) 青少年の育成支援に関する事項</p> <p>経済環境局</p> <p>(1) 産業経済に関する事項</p> <p>(2) 労働に関する事項</p> <p>(3) 公害及び環境に関する事項</p> <p>(4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔の保特に関する事項</p> <p>都市整備局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) 建築に関する事項</p> <p>(3) 用地に関する事項</p> <p>(4) 道路及び橋りょうに関する事項</p> <p>(5) 河川及び港湾に関する事項</p> <p>(6) 公園及び緑地に関する事項</p> <p><u>(7)</u> 都市の再開発に関する事項</p> <p><u>(8)</u> 土地区画整理に関する事項</p> <p><u>(9)</u> 住宅に関する事項</p>	<p>(4) 人権啓発等及び国際化に関する事項</p> <p>(5) 支所に関する事項</p> <p>(6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項</p> <p>(7) 社会保険等に関する事項</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉に関する事項</p> <p>(3) 介護保険に関する事項</p> <p>こども青少年本部事務局</p> <p>(1) 子どもの育成支援に関する事項</p> <p>(2) 青少年の育成支援に関する事項</p> <p>経済環境局</p> <p>(1) 産業経済に関する事項</p> <p>(2) 労働に関する事項</p> <p>(3) 公害及び環境に関する事項</p> <p>(4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔の保特に関する事項</p> <p>都市整備局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) 建築に関する事項</p> <p>(3) 用地に関する事項</p> <p>(4) 道路及び橋りょうに関する事項</p> <p>(5) 河川及び港湾に関する事項</p> <p>(6) 公園及び緑地に関する事項</p> <p><u>(7)</u> 下水道に関する事項</p> <p><u>(8)</u> 都市の再開発に関する事項</p> <p><u>(9)</u> 土地区画整理に関する事項</p> <p><u>(10)</u> 住宅に関する事項</p>
--	---



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 2 8 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市債権管理条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>市の債権に関する事務処理の一般的な基準として、債権徴収手続の基本ルールや債権放棄などの事項を定めることにより、債権管理の更なる適正化とともに、公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営に資することを旨とし条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 定義(第2条)</p> <p>ア 公債権とは、市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金等に係る債権をいう。</p> <p>イ 強制徴収債権とは、公債権のうち、地方自治法第231条の3第3項に規定する分担金等に係る債権をいう。</p> <p>ウ 私債権とは、市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。</p> <p>エ 非強制徴収債権とは、強制徴収債権以外の公債権及び私債権をいう。</p> <p>(2) 債権管理者の責務等(第4条及び第5条)</p> <p>債権管理者(市長及び公営企業管理者)は、法令又は条例の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。また、そのために、別に定めるところにより、台帳を整備しなければならない。</p> <p>(3) 債権徴収手続等(第6条、第9条及び第10条)</p> <p>債権管理者は、納付の期限を指定したうえで、納付期限内に納付がされない場合には、督促しなければならない。また、督促後において期限までに納付がなされない場合には、強制徴収債権にあつては滞納処分の着手、非強制徴収債権にあつては強制執行の措置をとらなければならない。</p> <p>(4) 延滞金及び遅延損害金(第7条及び第8条)</p> <p>滞納があつた場合には、延滞金又は遅延損害金の徴収を原則とする。</p> <p>(5) 債権の放棄(第11条)</p> <p>債権管理者は、非強制徴収債権について、一定の要件に該当する場合にその債権を放棄することができる。</p> <p>(6) 市議会への報告(第12条)</p> <p>債権を放棄したときは、その概要を市議会に報告しなければならない。</p> <p>3 本条例制定に伴う所要の整備</p> <p>本条例の施行により、「尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」を廃止する。</p> <p>4 施行期日 平成30年4月1日</p>					

## 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例

### 現 行

#### (督促)

第1条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入金(以下「税外収入金」という。)を納期限までに完納しない者があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定により、納期限経過後20日以内に督促状を発する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発した日から起算して11日目とする。

#### (督促手数料)

第2条 督促状を発した場合においては、督促手数料として1通について80円を滞納金と同時に徴収する。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

#### (延滞金)

第3条 税外収入金の納付義務者は、納期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該税外収入金の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(道路法(昭和27年法律第180号)第73条第2項及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第4項の規定に基づく延滞金にあっては、年14.5パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 前2項に定めるもののほか、延滞金の端数計算については、市税の例による。

#### (滞納処分)

第4条 地方自治法第231条の3第3項に規定する税外収入金につき、第1条第1項の規定による督促を受けた者が同条第2項の規定により指定された期限までにその納付すべき税外収入金並びに当該税外収入金に係る督促手数料及び延滞金を完納しないときは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による滞納処分の例により、滞納処分に着手する。

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 2 9 号	所 管	給与課、職員課
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成29年法律第79号)の施行に伴い、国家公務員の退職手当の水準が見直されたことから、国家公務員の取扱いに準じ、退職手当制度の改正を行うもの。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 尼崎市職員退職手当支給条例</p> <p>(2) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年尼崎市条例第6号)</p> <p>3 改正内容</p> <p>官民の均衡を図るために設けられている調整率について、現行の「100分の87」を「100分の83.7」に改める。(定年退職に係る支給率は裏面)</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>					

定年退職に係る支給率新旧比較表（H30.4.1以降）

勤続 年数	H30.4.1以降 83.7/100 (A)	現行 87/100 (B)	増減 (A)-(B)
1	0.837000	0.870000	0.033000
2	1.674000	1.740000	0.066000
3	2.511000	2.610000	0.099000
4	3.348000	3.480000	0.132000
5	4.185000	4.350000	0.165000
6	5.022000	5.220000	0.198000
7	5.859000	6.090000	0.231000
8	6.696000	6.960000	0.264000
9	7.533000	7.830000	0.297000
10	8.370000	8.700000	0.330000
11	11.613375	12.07125	0.45788
12	12.764250	13.26750	0.50325
13	13.915125	14.46375	0.54863
14	15.066000	15.66000	0.59400
15	16.216875	16.85625	0.63938
16	17.367750	18.05250	0.68475
17	18.518625	19.24875	0.73013
18	19.669500	20.44500	0.77550
19	20.820375	21.64125	0.82088
20	21.971250	22.83750	0.86625
21	23.122125	24.03375	0.91163
22	24.273000	25.23000	0.95700
23	25.423875	26.42625	1.00238
24	26.574750	27.62250	1.04775
25	27.725625	28.81875	1.09313
26	28.876500	30.01500	1.13850
27	30.027375	31.21125	1.18388
28	31.178250	32.40750	1.22925
29	32.329125	33.60375	1.27463
30	33.480000	34.80000	1.32000
31	34.630875	36.00000	1.36538
32	35.781750	37.20000	1.41075
33	36.932625	38.40000	1.45613
34	38.083500	39.60000	1.50150
35	39.234375	40.80000	1.54688
36	40.385250	42.00000	1.59225
37	41.536125	43.20000	1.63763
38	42.687000	44.40000	1.68300
39	43.837875	45.60000	1.72838
40	44.988750	46.80000	1.77375
41	46.139625	48.00000	1.81913
42	47.290500	49.20000	1.86450
43	48.441375	50.40000	1.90988
44	49.592250	51.60000	1.95525
45	50.743125	52.80000	2.00063

尼崎市職員退職手当支給条例

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。</p>

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに付則第6項」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに付則第6項」とする。</p>

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年尼崎市条例第6号)

改正後	現 行
<p>付 則 ( 職員の退職手当に関する経過措置 )</p> <p>2 職員( 尼崎市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員をいう。以下この項から付則第4項までにおいて同じ。 ) が新制度適用職員( 職員であって、その者がこの条例の施行の日( 以下「施行日」という。 ) 以後に退職することにより第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例( 以下「改正後の職員退職手当条例」という。 ) の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。 ) として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例( 以下「改正前の職員退職手当条例」という。 ) 第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第3項から附則第5項まで並びに付則第19項の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例( 平成16年尼崎市条例第14号。以下この項及び付則第19項において「平成16年改正条例」という。 ) ( 付則第4項、付則第9項及び付則第11項において「改正前の平成16年改正条例」という。 ) 付則第3項の規定により計算した額( 当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の職員退職手当条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の職員退職手当条例附則第3項の規定の例により計</p>	<p>付 則 ( 職員の退職手当に関する経過措置 )</p> <p>2 職員( 尼崎市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員をいう。以下この項から付則第4項までにおいて同じ。 ) が新制度適用職員( 職員であって、その者がこの条例の施行の日( 以下「施行日」という。 ) 以後に退職することにより第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例( 以下「改正後の職員退職手当条例」という。 ) の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。 ) として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例( 以下「改正前の職員退職手当条例」という。 ) 第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第3項から附則第5項まで並びに付則第19項の規定による改正前の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例( 平成16年尼崎市条例第14号。以下この項及び付則第19項において「平成16年改正条例」という。 ) ( 付則第4項、付則第9項及び付則第11項において「改正前の平成16年改正条例」という。 ) 付則第3項の規定により計算した額( 当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の職員退職手当条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の職員退職手当条例附則第3項の規定の例により計</p>

算して得られる額)に100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、尼崎市職員退職手当支給条例第1条第2項、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで及び附則第3項から附則第5項まで並びに平成16年改正条例付則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(教育職員の退職手当に関する経過措置)

9 教育職員(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条に規定する教育職員をいう。以下この項から付則第11項までにおいて同じ。)が新制度適用教育職員(教育職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより第2条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の教育職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第2条の規定による改正前の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正前の教育職員退職手当条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び付則第6項から付則第8項まで並びに改正前の平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者

算して得られる額)に100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が、尼崎市職員退職手当支給条例第1条第2項、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで及び附則第3項から附則第5項まで並びに平成16年改正条例付則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(教育職員の退職手当に関する経過措置)

9 教育職員(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条に規定する教育職員をいう。以下この項から付則第11項までにおいて同じ。)が新制度適用教育職員(教育職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより第2条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の教育職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第2条の規定による改正前の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「改正前の教育職員退職手当条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び付則第6項から付則第8項まで並びに改正前の平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者

の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の教育職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の教育職員退職手当条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額)に100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第2条の2第2項、第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び付則第6項から付則第8項まで並びに平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の教育職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の教育職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の教育職員退職手当条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額)に100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第2条の2第2項、第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び付則第6項から付則第8項まで並びに平成16年改正条例付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の教育職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 0 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>職員を降格させる場合の降格後の号給の決定方法について、昇格時と降格時との不均衡を解消するため、降格時号給対応表により決定する方法に改めるもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>職員を降格させる場合、降格前に受けていた号給の額と同額(同額がない場合は当該額の直近下位の額)の号給に決定するものとしている現行の取扱いについて、昇格時の増額分と同等の額の減額を基本とするよう、国の降格時号俸対応表に準じた降格時号給対応表により決定するものに改める。</p> <p>降格時号給対応表を導入する給料表は、行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表とする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 3 1 年 4 月 1 日</p>				

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後

(昇格)

第5条 略

2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(第7条第3項において「行政職員等」という。)でその等級が4級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が2級であるもの(市長の承認を得て尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する職員に限る。以下「特定2級教育職員」という。)について昇格をさせる場合における前項の規定の適用については、同項中「1級」とあるのは、「2級」とする。

3 略

(降格)

第7条 職員(教育職給料表の適用を受ける職員(以下「教育職員」という。)を除く。)について降格をさせた場合における当該職員の号給は、当該降格の日の前日に受けていた当該職員に適用される給料表に係る別表第11アからオまでのいずれかに定める降格時号給対応表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給(その降格後の等級におけるものに限る。)とする。

2 教育職員について降格をさせた場合における当該教育職員の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 当該降格の日の前日に受けていた号給(以下「降格前号給」という。)の額と同じ額の号給が当該降格後の等級における号給のうちにあるとき 当該額の号給
- (2) 降格前号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、当該降格後の等級における号給の額のうちでないとき 当該降格前号給の額の直近下位の額の号給
- (3) 降格前号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額を超えているとき 当該等級における最高の号給

3 職員について降格(2級以上下位の等級に異動するものに限る。)をさせた場合(行政職員等でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合を除く。)における前2項の規定の適用については、1級下位の等級への降格(行政職員等について当該1級下位の等級が5級であるときは、4級への降格(以下「特定降格」という。))が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(教員特別手当)

第21条の4 教育職員(教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあつては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。)には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給(再任用職員にあつては、等級)の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

2 略

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

備考 略

現 行

(昇格)

第5条 略

2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が4級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が2級であるもの(市長の承認を得て尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する職員に限る。以下「特定2級教育職員」という。)について昇格をさせる場合における前項の規定の適用については、同項中「1級」とあるのは、「2級」とする。

3 略

(降格)

第7条 職員について降格をさせた場合における当該職員の号給は、次のとおりとする。

- (1) 当該降格をした日(以下「降格日」という。)の前日に受けていた号給の額と同じ額の号給が、当該降格後の等級における号給のうちにあるときは、その額の号給
  - (2) 降格日の前日に受けていた号給の額が、降格後の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、当該降格後の等級における号給の額のうちがないときは、当該受けていた号給の額の直近下位の額の号給
  - (3) 降格日の前日に受けていた号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額を超えているときは、当該等級における最高の号給
- 2 前項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(教員特別手当)

第21条の4 教育職給料表の適用を受ける職員(教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあっては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。)には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給(再任用職員にあっては、等級)の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

2 略

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

備考 略

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給

備考 略

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級

備考 略

オ 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

備考 略

カ 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給

備考 略

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級

備考 略

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給

備考 略

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の等級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級

備考 略

オ 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

備考 略

カ 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給

備考 略

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

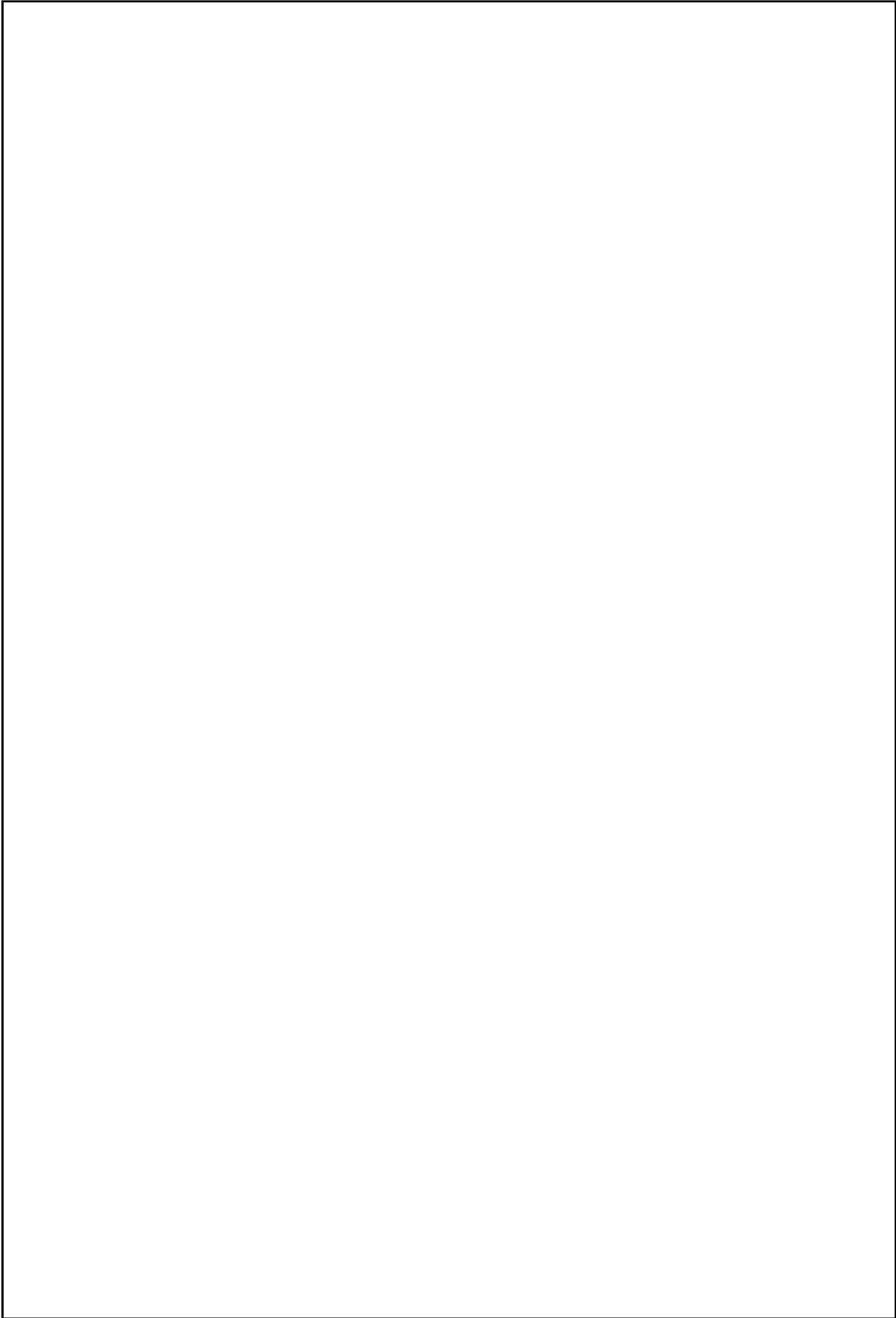
昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級

備考 略

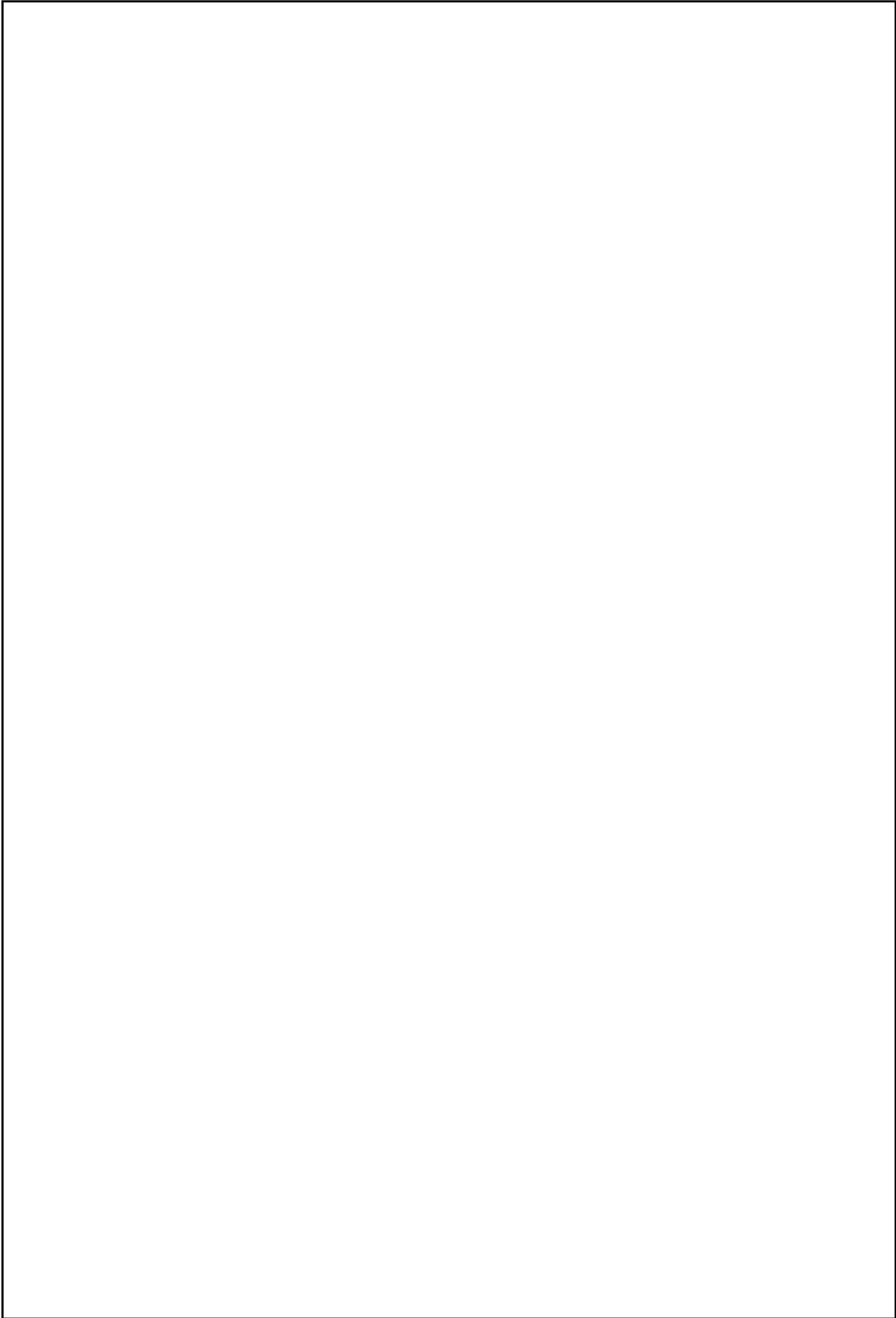
## 別表第 1 1

## ア 行政職給料表降格時号給対応表(1)

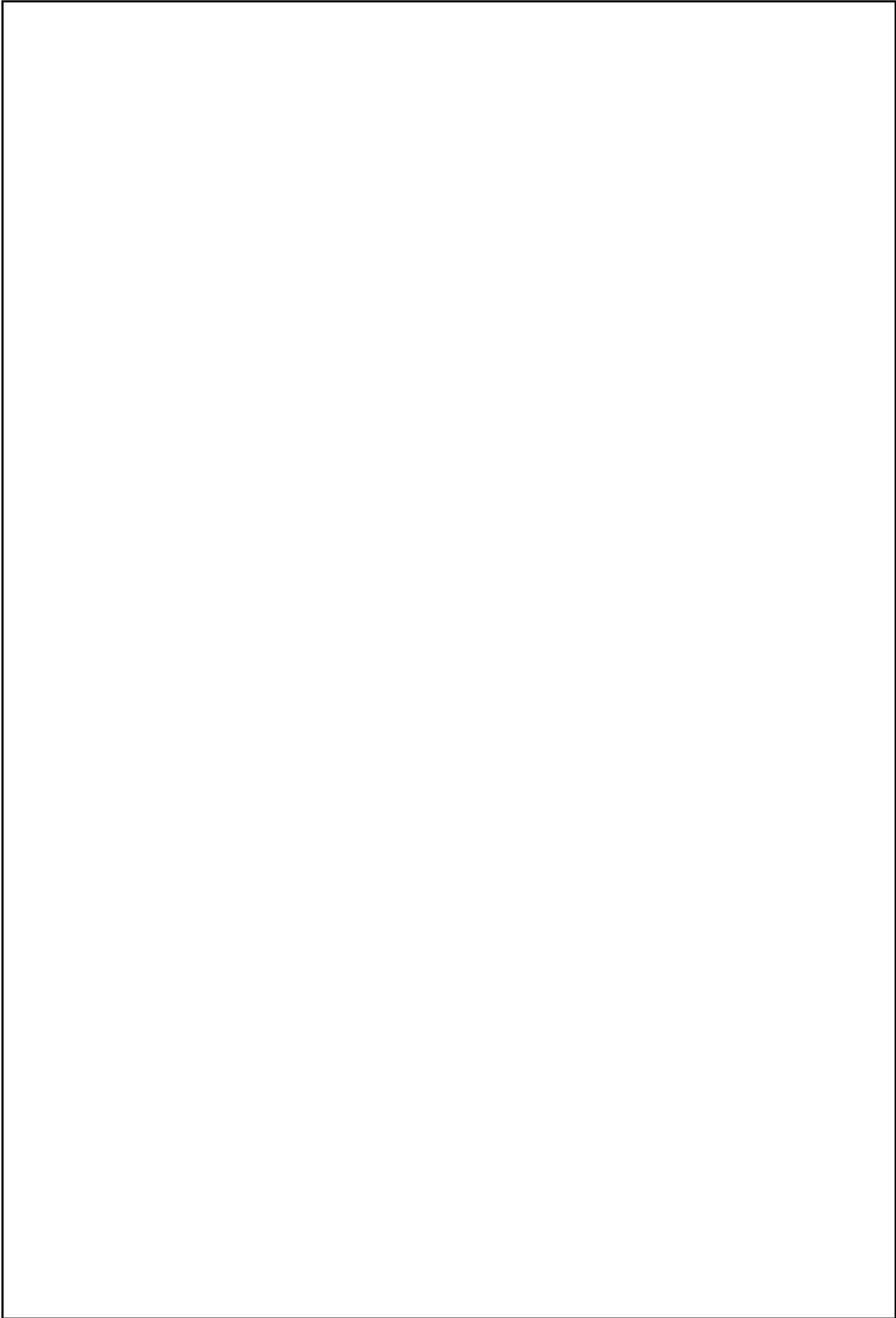
降格の日の前日に受 けていた号給	降格後の号給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	21	19	1	33	9	9	9
2	22	20	2	34	10	10	10
3	22	20	2	35	11	11	11
4	23	21	3	36	12	12	12
5	24	22	4	37	13	13	13
6	25	23	5	38	14	14	14
7	25	24	6	39	15	15	15
8	26	25	7	40	16	16	16
9	28	26	8	41	17	17	17
10	29	28	9	42	18	18	18
11	30	29	10	43	19	19	19
12	31	30	11	44	20	20	20
13	32	31	12	45	21	21	21
14	33	32	13	46	22	22	22
15	34	33	14	47	23	23	23
16	35	34	16	48	24	24	24
17	36	35	17	49	25	25	25
18	38	36	18	50	26	26	26
19	39	37	19	51	27	27	27
20	40	38	20	52	28	28	28
21	41	39	21	53	29	29	29
22	42	40	22	54	30	30	30
23	43	41	23	55	31	31	31
24	44	42	24	56	32	32	32
25	45	43	25	57	33	33	33
26	46	44	26	58	34	34	34
27	47	45	27	59	35	35	35
28	48	46	28	60	36	36	36
29	49	47	29	61	37	37	37
30	50	48	30	62	38	38	38
31	51	49	31	63	39	39	39
32	52	50	32	64	40	40	40
33	53	52	33	65	41	41	41
34	54	54	34	66	42	42	42
35	55	56	35	67	43	43	43
36	56	58	36	68	44	44	44
37	58	59	37	69	45	45	45
38	60	60	38	70	46	46	46



<u>39</u>	<u>62</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	<u>71</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>47</u>
<u>40</u>	<u>64</u>	<u>62</u>	<u>40</u>	<u>72</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>48</u>
<u>41</u>	<u>66</u>	<u>64</u>	<u>41</u>	<u>73</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>50</u>
<u>42</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>42</u>	<u>74</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>52</u>
<u>43</u>	<u>70</u>	<u>68</u>	<u>43</u>	<u>75</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>54</u>
<u>44</u>	<u>72</u>	<u>70</u>	<u>44</u>	<u>76</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>56</u>
<u>45</u>	<u>75</u>	<u>74</u>	<u>45</u>	<u>77</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>58</u>
<u>46</u>	<u>78</u>	<u>78</u>	<u>46</u>	<u>78</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>60</u>
<u>47</u>	<u>81</u>	<u>82</u>	<u>47</u>	<u>79</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>62</u>
<u>48</u>	<u>84</u>	<u>86</u>	<u>48</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>64</u>
<u>49</u>	<u>87</u>	<u>90</u>	<u>49</u>	<u>81</u>	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>66</u>
<u>50</u>	<u>90</u>	<u>94</u>	<u>50</u>	<u>82</u>	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>68</u>
<u>51</u>	<u>93</u>	<u>98</u>	<u>51</u>	<u>83</u>	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>70</u>
<u>52</u>	<u>93</u>	<u>102</u>	<u>52</u>	<u>84</u>	<u>68</u>	<u>68</u>	<u>72</u>
<u>53</u>	<u>93</u>	<u>106</u>	<u>53</u>	<u>86</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>74</u>
<u>54</u>	<u>93</u>	<u>110</u>	<u>54</u>	<u>88</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>76</u>
<u>55</u>	<u>93</u>	<u>114</u>	<u>55</u>	<u>90</u>	<u>79</u>	<u>79</u>	<u>77</u>
<u>56</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>56</u>	<u>92</u>	<u>83</u>	<u>82</u>	<u>77</u>
<u>57</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>57</u>	<u>95</u>	<u>87</u>	<u>85</u>	<u>77</u>
<u>58</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>58</u>	<u>98</u>	<u>91</u>	<u>87</u>	<u>77</u>
<u>59</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>59</u>	<u>101</u>	<u>94</u>	<u>89</u>	<u>77</u>
<u>60</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>60</u>	<u>104</u>	<u>97</u>	<u>91</u>	<u>77</u>
<u>61</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>61</u>	<u>108</u>	<u>99</u>	<u>93</u>	<u>77</u>
<u>62</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>62</u>	<u>112</u>	<u>101</u>	<u>95</u>	<u>77</u>
<u>63</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>63</u>	<u>116</u>	<u>103</u>	<u>97</u>	<u>77</u>
<u>64</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>64</u>	<u>120</u>	<u>105</u>	<u>99</u>	<u>77</u>
<u>65</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>66</u>	<u>122</u>	<u>107</u>	<u>101</u>	<u>77</u>
<u>66</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>68</u>	<u>124</u>	<u>108</u>	<u>103</u>	<u>77</u>
<u>67</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>70</u>	<u>126</u>	<u>109</u>	<u>105</u>	<u>77</u>
<u>68</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>72</u>	<u>128</u>	<u>110</u>	<u>107</u>	<u>77</u>
<u>69</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>75</u>	<u>130</u>	<u>111</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>70</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>78</u>	<u>131</u>	<u>112</u>	<u>109</u>	
<u>71</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>81</u>	<u>132</u>	<u>113</u>	<u>109</u>	
<u>72</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>84</u>	<u>133</u>	<u>114</u>	<u>109</u>	
<u>73</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>88</u>	<u>134</u>	<u>115</u>	<u>109</u>	
<u>74</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>92</u>	<u>135</u>	<u>116</u>	<u>109</u>	
<u>75</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>96</u>	<u>136</u>	<u>117</u>	<u>109</u>	
<u>76</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>100</u>	<u>137</u>	<u>117</u>	<u>109</u>	
<u>77</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>104</u>	<u>138</u>	<u>117</u>	<u>109</u>	
<u>78</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>108</u>	<u>139</u>	<u>117</u>		
<u>79</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>113</u>	<u>140</u>	<u>117</u>		
<u>80</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>119</u>	<u>141</u>	<u>117</u>		



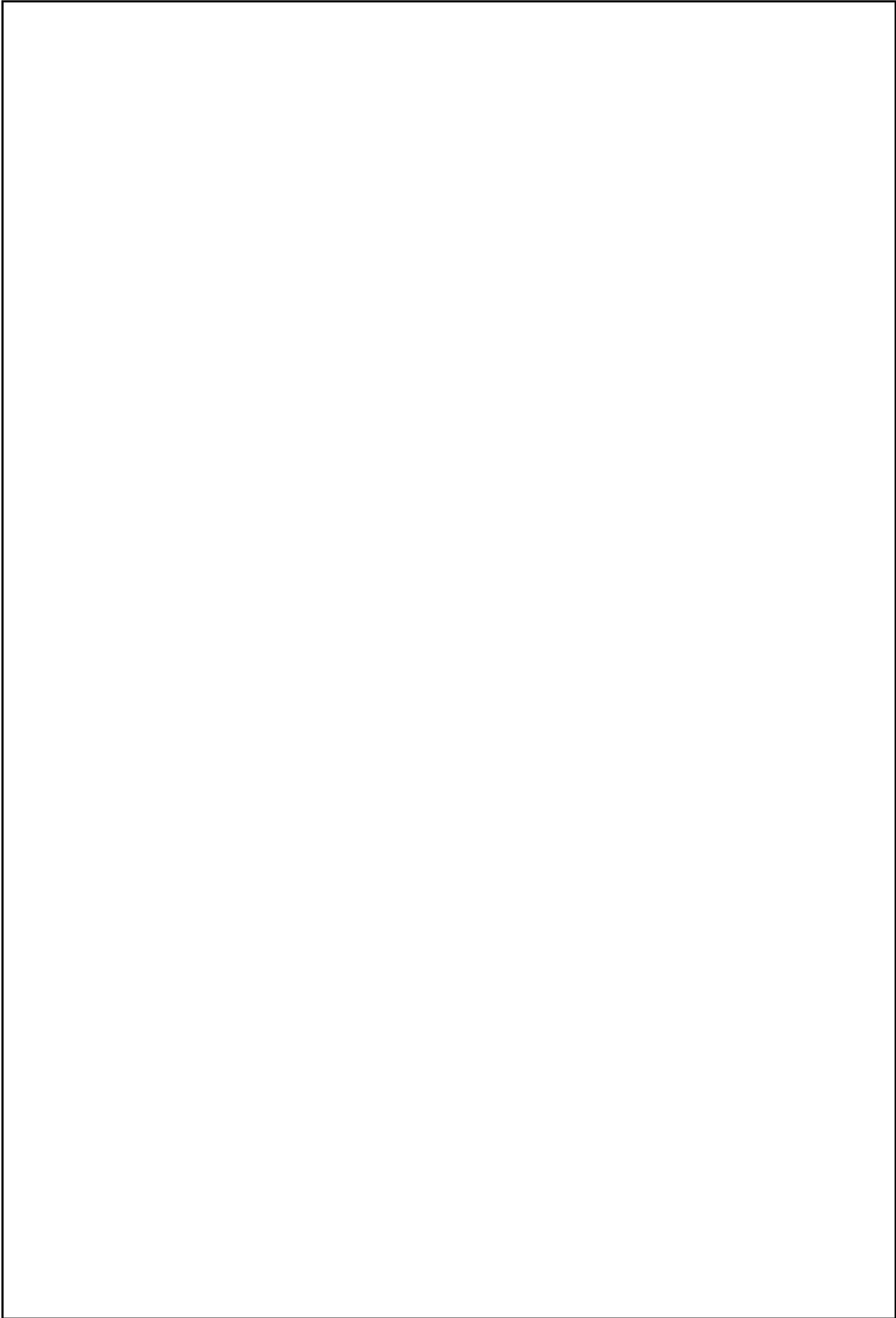
<u>81</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>125</u>	<u>142</u>	<u>117</u>		
<u>82</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>131</u>	<u>143</u>	<u>117</u>		
<u>83</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>137</u>	<u>144</u>	<u>117</u>		
<u>84</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>143</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>85</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>146</u>	<u>117</u>		
<u>86</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>147</u>	<u>117</u>		
<u>87</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>148</u>	<u>117</u>		
<u>88</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>149</u>	<u>117</u>		
<u>89</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>150</u>	<u>117</u>		
<u>90</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>151</u>	<u>117</u>		
<u>91</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>152</u>	<u>117</u>		
<u>92</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>154</u>	<u>117</u>		
<u>93</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>156</u>	<u>117</u>		
<u>94</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>158</u>	<u>117</u>		
<u>95</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>160</u>	<u>117</u>		
<u>96</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>97</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>98</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>99</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>100</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>101</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>102</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>103</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>104</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>105</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>106</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>107</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>108</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>109</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>	<u>117</u>		
<u>110</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>111</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>112</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>113</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>114</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>115</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>116</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>117</u>	<u>93</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>161</u>			
<u>118</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>119</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>120</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>121</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>122</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				



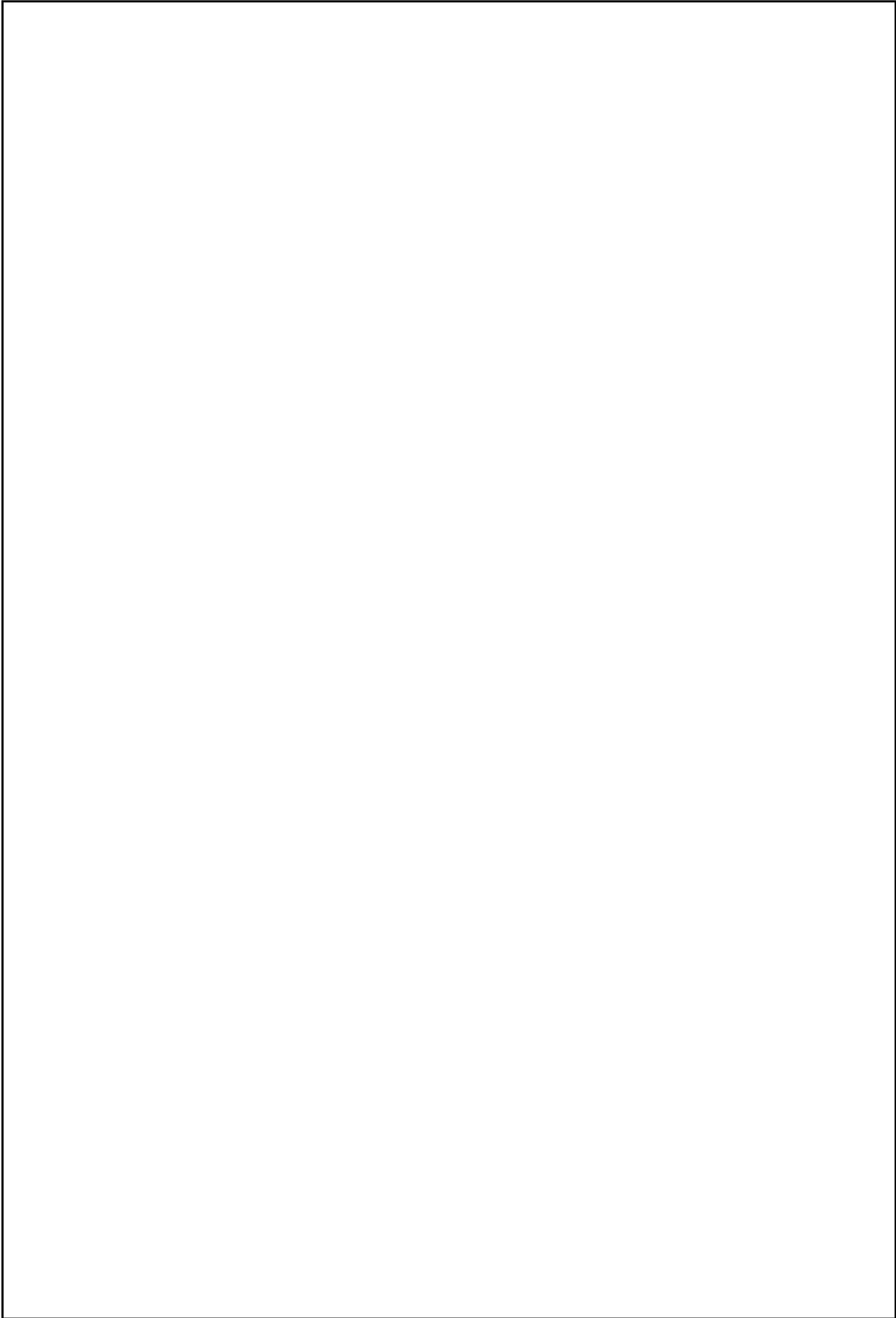
<u>123</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>124</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>125</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>126</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>127</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>128</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>129</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>130</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>131</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>132</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>133</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>134</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>135</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>136</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>137</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>138</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>139</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>140</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>141</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>142</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>143</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>144</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>145</u>		<u>117</u>	<u>145</u>				
<u>146</u>			<u>145</u>				
<u>147</u>			<u>145</u>				
<u>148</u>			<u>145</u>				
<u>149</u>			<u>145</u>				
<u>150</u>			<u>145</u>				
<u>151</u>			<u>145</u>				
<u>152</u>			<u>145</u>				
<u>153</u>			<u>145</u>				
<u>154</u>			<u>145</u>				
<u>155</u>			<u>145</u>				
<u>156</u>			<u>145</u>				
<u>157</u>			<u>145</u>				
<u>158</u>			<u>145</u>				
<u>159</u>			<u>145</u>				
<u>160</u>			<u>145</u>				
<u>161</u>			<u>145</u>				

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員について降格をさせた場合（行政職給料表降格時号給対応表(2)の適用を受ける場合を除く。）について適用する。

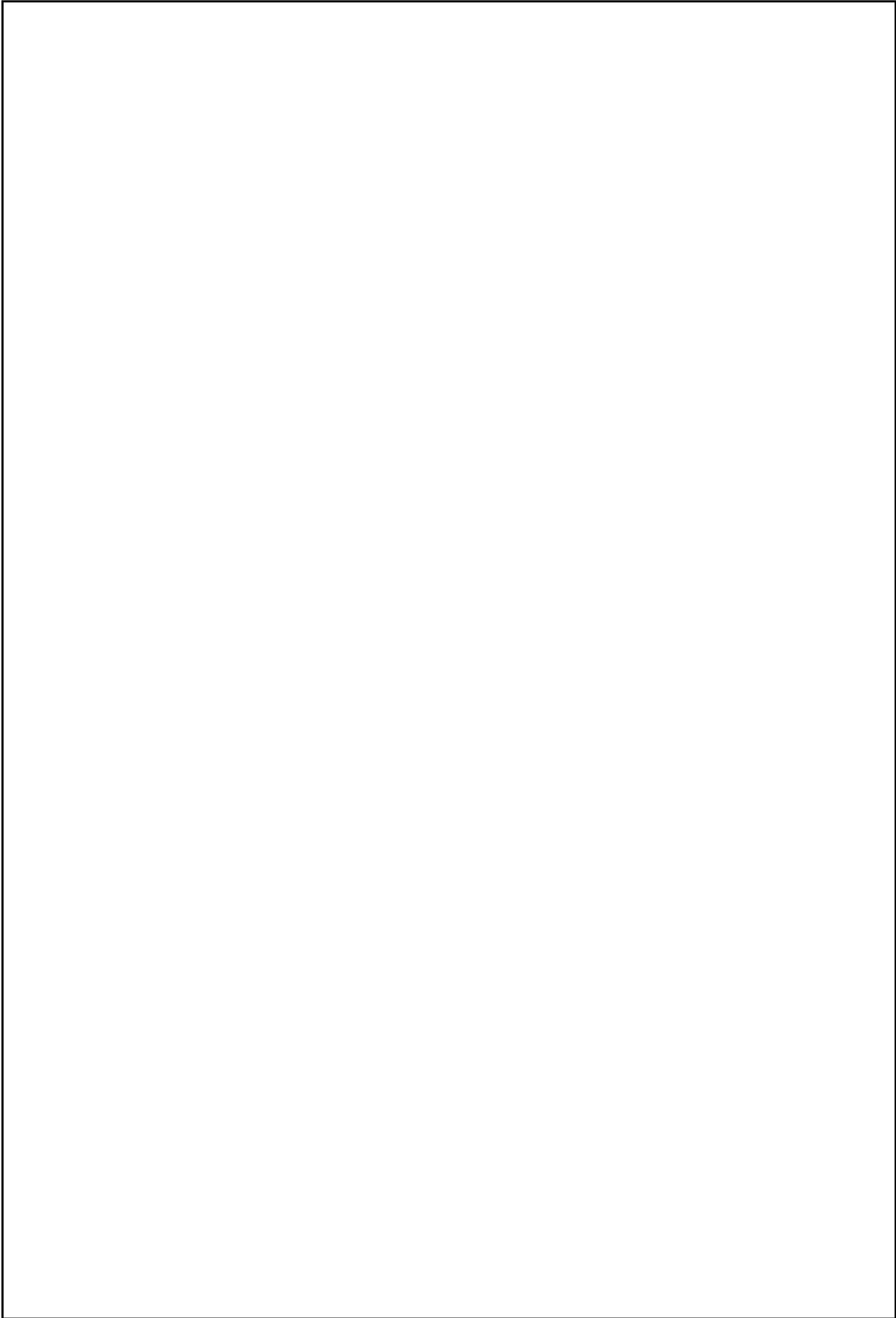
イ 行政職給料表降格時号給対応表(2)



<u>6級における号給</u>	<u>4級への降格後の号給</u>
<u>1</u>	<u>41</u>
<u>2</u>	<u>42</u>
<u>3</u>	<u>43</u>
<u>4</u>	<u>44</u>
<u>5</u>	<u>45</u>
<u>6</u>	<u>46</u>
<u>7</u>	<u>47</u>
<u>8</u>	<u>48</u>
<u>9</u>	<u>49</u>
<u>10</u>	<u>50</u>
<u>11</u>	<u>51</u>
<u>12</u>	<u>52</u>
<u>13</u>	<u>53</u>
<u>14</u>	<u>54</u>
<u>15</u>	<u>55</u>
<u>16</u>	<u>56</u>
<u>17</u>	<u>57</u>
<u>18</u>	<u>58</u>
<u>19</u>	<u>59</u>
<u>20</u>	<u>60</u>
<u>21</u>	<u>61</u>
<u>22</u>	<u>62</u>
<u>23</u>	<u>63</u>
<u>24</u>	<u>64</u>
<u>25</u>	<u>65</u>
<u>26</u>	<u>66</u>
<u>27</u>	<u>67</u>
<u>28</u>	<u>68</u>
<u>29</u>	<u>69</u>
<u>30</u>	<u>70</u>
<u>31</u>	<u>71</u>
<u>32</u>	<u>72</u>
<u>33</u>	<u>73</u>
<u>34</u>	<u>74</u>
<u>35</u>	<u>75</u>
<u>36</u>	<u>76</u>
<u>37</u>	<u>77</u>
<u>38</u>	<u>78</u>
<u>39</u>	<u>79</u>



<u>40</u>	<u>80</u>
<u>41</u>	<u>81</u>
<u>42</u>	<u>82</u>
<u>43</u>	<u>83</u>
<u>44</u>	<u>84</u>
<u>45</u>	<u>86</u>
<u>46</u>	<u>88</u>
<u>47</u>	<u>92</u>
<u>48</u>	<u>96</u>
<u>49</u>	<u>102</u>
<u>50</u>	<u>108</u>
<u>51</u>	<u>116</u>
<u>52</u>	<u>124</u>
<u>53</u>	<u>130</u>
<u>54</u>	<u>136</u>
<u>55</u>	<u>140</u>
<u>56</u>	<u>144</u>
<u>57</u>	<u>148</u>
<u>58</u>	<u>152</u>
<u>59</u>	<u>155</u>
<u>60</u>	<u>160</u>
<u>61</u>	<u>161</u>
<u>62</u>	<u>161</u>
<u>63</u>	<u>161</u>
<u>64</u>	<u>161</u>
<u>65</u>	<u>161</u>
<u>66</u>	<u>161</u>
<u>67</u>	<u>161</u>
<u>68</u>	<u>161</u>
<u>69</u>	<u>161</u>
<u>70</u>	<u>161</u>
<u>71</u>	<u>161</u>
<u>72</u>	<u>161</u>
<u>73</u>	<u>161</u>
<u>74</u>	<u>161</u>
<u>75</u>	<u>161</u>
<u>76</u>	<u>161</u>
<u>77</u>	<u>161</u>
<u>78</u>	<u>161</u>
<u>79</u>	<u>161</u>
<u>80</u>	<u>161</u>
<u>81</u>	<u>161</u>



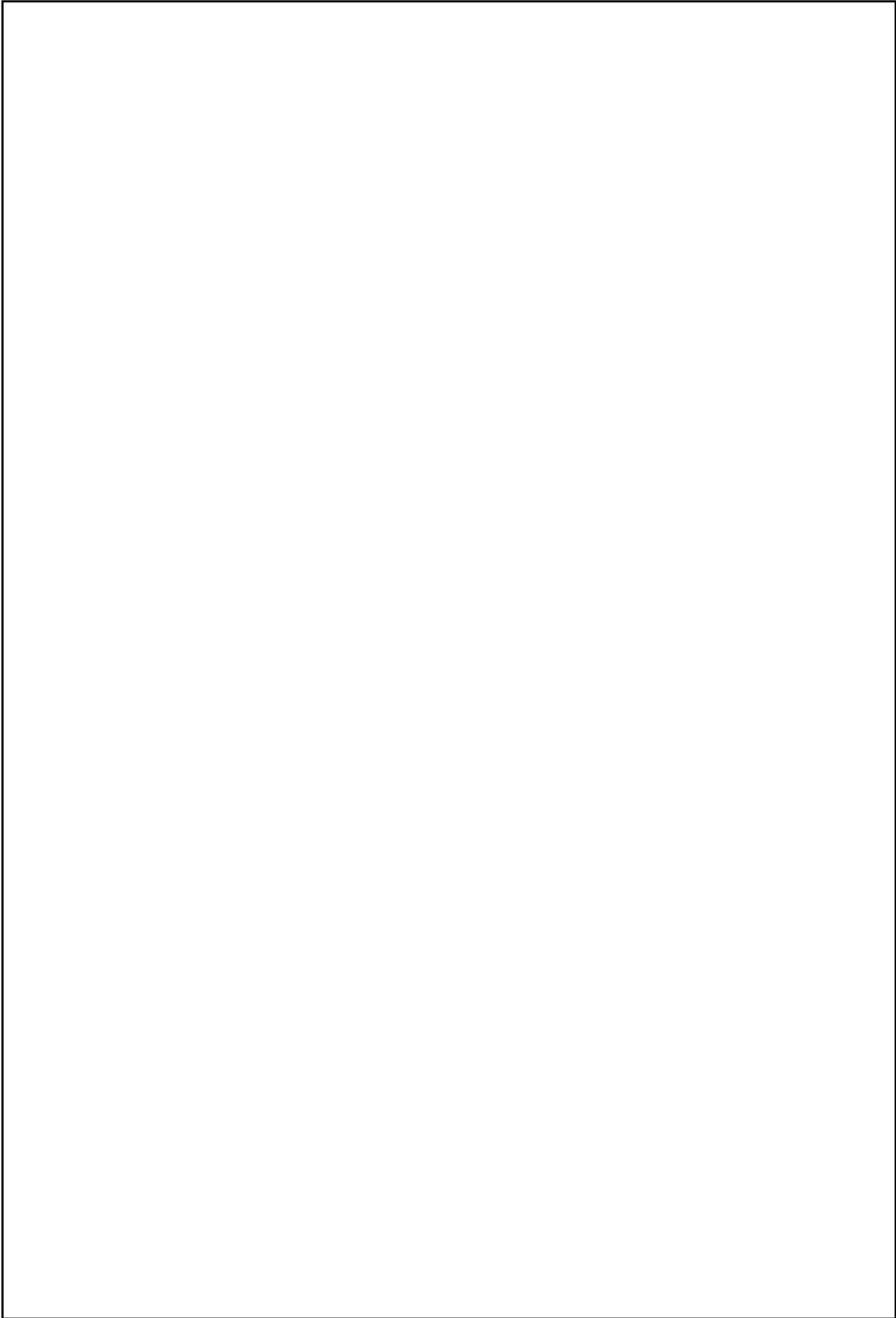
<u>82</u>	<u>161</u>
<u>83</u>	<u>161</u>
<u>84</u>	<u>161</u>
<u>85</u>	<u>161</u>
<u>86</u>	<u>161</u>
<u>87</u>	<u>161</u>
<u>88</u>	<u>161</u>
<u>89</u>	<u>161</u>
<u>90</u>	<u>161</u>
<u>91</u>	<u>161</u>
<u>92</u>	<u>161</u>
<u>93</u>	<u>161</u>
<u>94</u>	<u>161</u>
<u>95</u>	<u>161</u>
<u>96</u>	<u>161</u>
<u>97</u>	<u>161</u>
<u>98</u>	<u>161</u>
<u>99</u>	<u>161</u>
<u>100</u>	<u>161</u>
<u>101</u>	<u>161</u>
<u>102</u>	<u>161</u>
<u>103</u>	<u>161</u>
<u>104</u>	<u>161</u>
<u>105</u>	<u>161</u>
<u>106</u>	<u>161</u>
<u>107</u>	<u>161</u>
<u>108</u>	<u>161</u>
<u>109</u>	<u>161</u>

備考 この表は、次に掲げる場合について適用する。

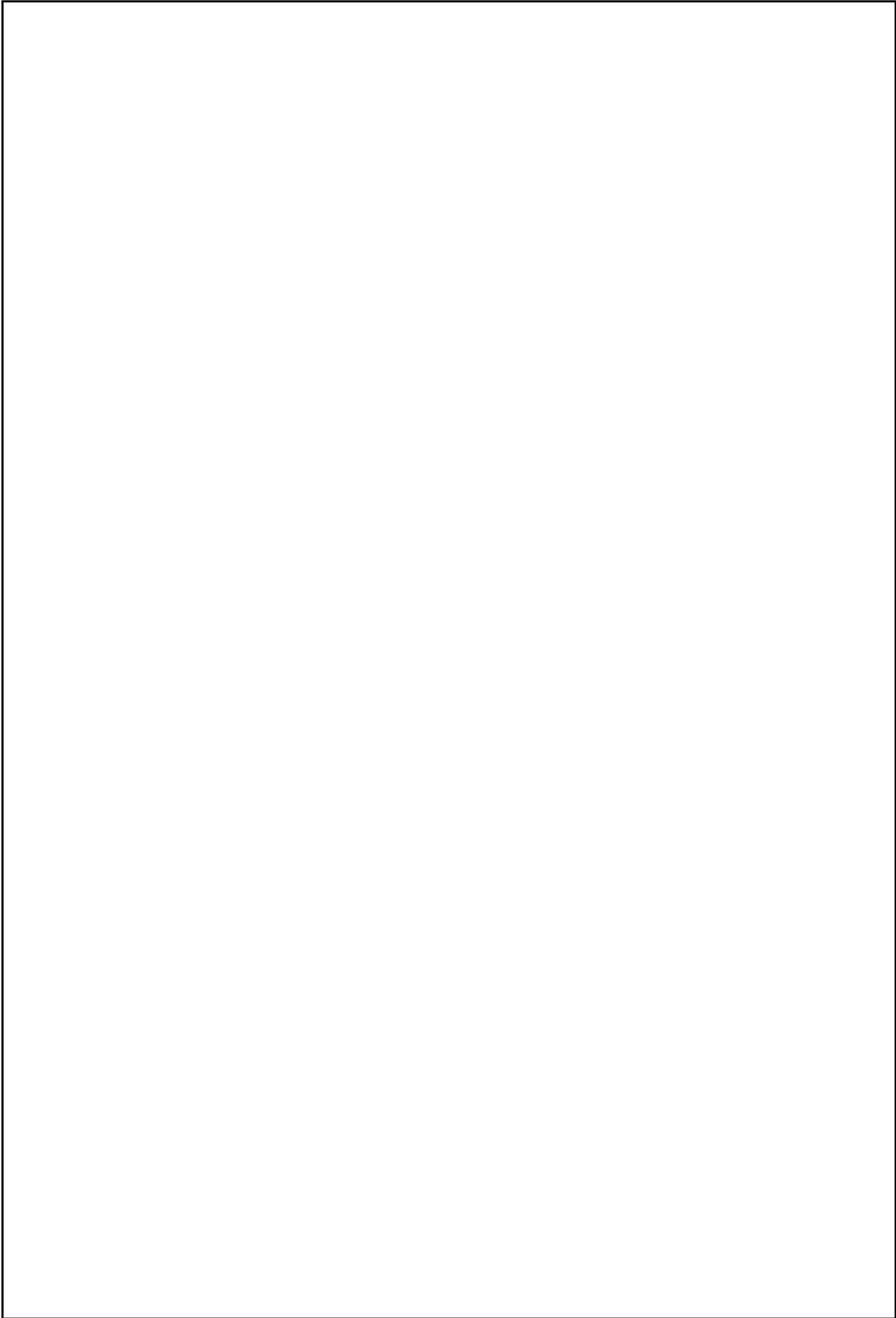
- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級から8級までのいずれかであるものについて1級から4級までのいずれかに降格をさせた場合（(1)に該当する場合を除く。）において特定降格が行われるとき。

ウ 消防職給料表降格時号給対応表(1)

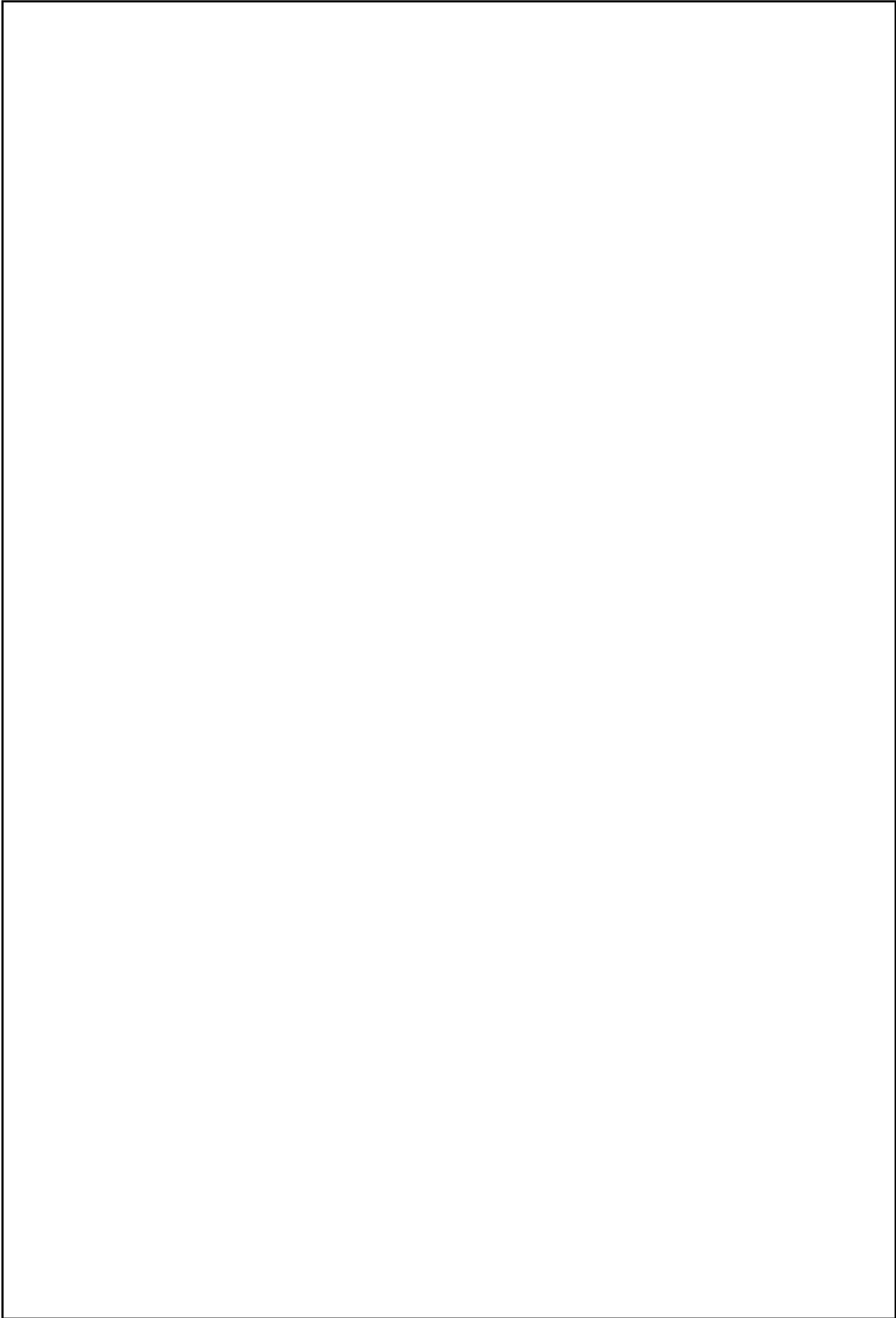
降格の日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	<u>19</u>	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>21</u>	<u>9</u>



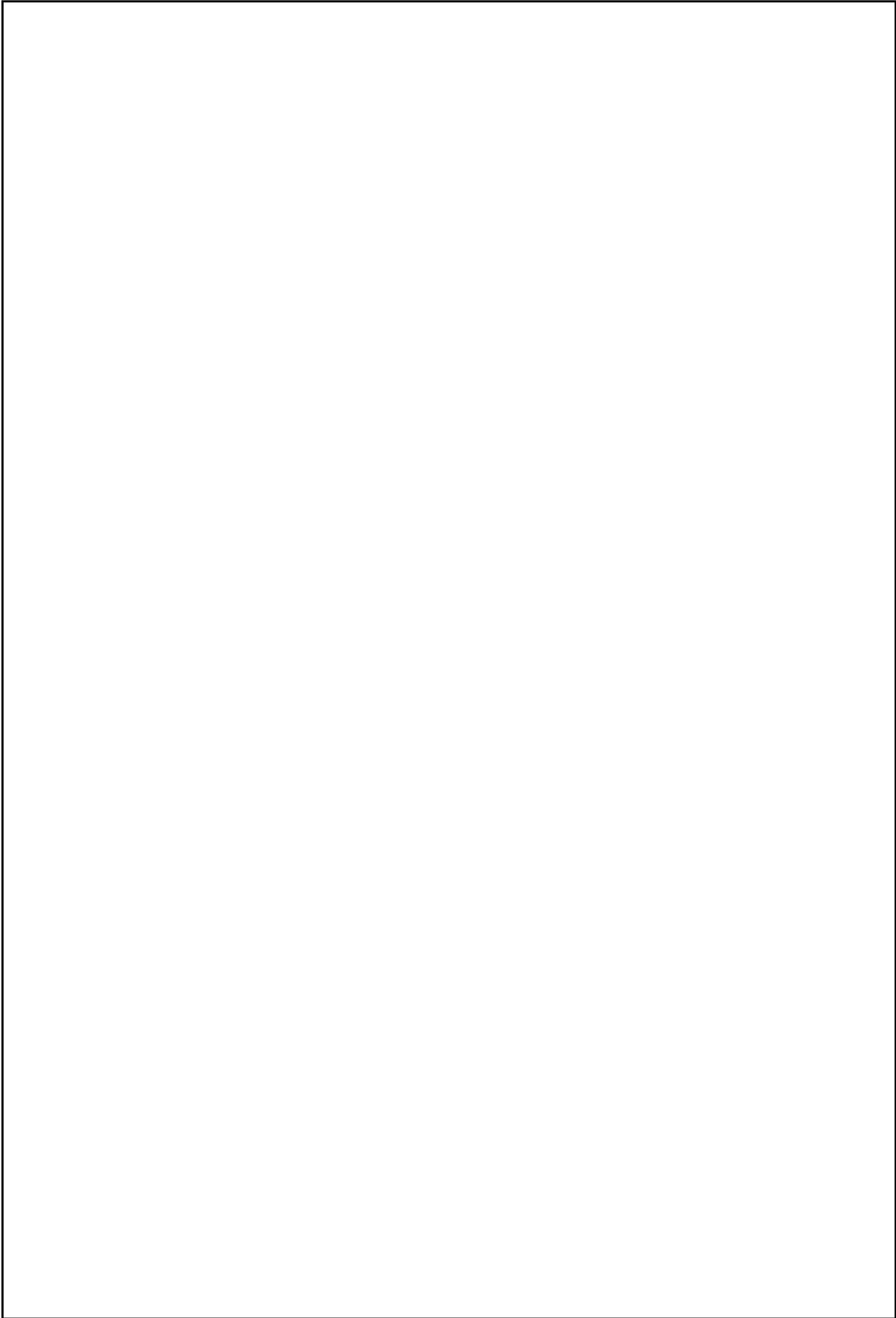
<u>2</u>	<u>20</u>	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>22</u>	<u>10</u>
<u>3</u>	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>7</u>	<u>23</u>	<u>11</u>
<u>4</u>	<u>22</u>	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>24</u>	<u>12</u>
<u>5</u>	<u>23</u>	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>25</u>	<u>13</u>
<u>6</u>	<u>24</u>	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>26</u>	<u>14</u>
<u>7</u>	<u>25</u>	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>27</u>	<u>15</u>
<u>8</u>	<u>26</u>	<u>15</u>	<u>12</u>	<u>28</u>	<u>16</u>
<u>9</u>	<u>27</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>29</u>	<u>17</u>
<u>10</u>	<u>28</u>	<u>17</u>	<u>14</u>	<u>30</u>	<u>18</u>
<u>11</u>	<u>29</u>	<u>18</u>	<u>15</u>	<u>31</u>	<u>19</u>
<u>12</u>	<u>30</u>	<u>19</u>	<u>16</u>	<u>32</u>	<u>20</u>
<u>13</u>	<u>31</u>	<u>19</u>	<u>17</u>	<u>33</u>	<u>21</u>
<u>14</u>	<u>32</u>	<u>20</u>	<u>18</u>	<u>34</u>	<u>22</u>
<u>15</u>	<u>33</u>	<u>21</u>	<u>19</u>	<u>35</u>	<u>23</u>
<u>16</u>	<u>34</u>	<u>23</u>	<u>20</u>	<u>36</u>	<u>24</u>
<u>17</u>	<u>35</u>	<u>24</u>	<u>21</u>	<u>37</u>	<u>25</u>
<u>18</u>	<u>36</u>	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>26</u>
<u>19</u>	<u>37</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>39</u>	<u>27</u>
<u>20</u>	<u>38</u>	<u>27</u>	<u>24</u>	<u>40</u>	<u>28</u>
<u>21</u>	<u>39</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>41</u>	<u>29</u>
<u>22</u>	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>42</u>	<u>30</u>
<u>23</u>	<u>41</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	<u>31</u>
<u>24</u>	<u>42</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>44</u>	<u>32</u>
<u>25</u>	<u>43</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>45</u>	<u>33</u>
<u>26</u>	<u>44</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>46</u>	<u>34</u>
<u>27</u>	<u>45</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>47</u>	<u>35</u>
<u>28</u>	<u>46</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>48</u>	<u>36</u>
<u>29</u>	<u>47</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>49</u>	<u>37</u>
<u>30</u>	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>50</u>	<u>38</u>
<u>31</u>	<u>49</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>51</u>	<u>39</u>
<u>32</u>	<u>50</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	<u>40</u>
<u>33</u>	<u>51</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>53</u>	<u>41</u>
<u>34</u>	<u>52</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>54</u>	<u>42</u>
<u>35</u>	<u>53</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>55</u>	<u>43</u>
<u>36</u>	<u>54</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>44</u>
<u>37</u>	<u>56</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>45</u>
<u>38</u>	<u>58</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>46</u>
<u>39</u>	<u>60</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>47</u>
<u>40</u>	<u>62</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>48</u>
<u>41</u>	<u>64</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>49</u>
<u>42</u>	<u>66</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>62</u>	<u>50</u>
<u>43</u>	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>47</u>	<u>63</u>	<u>51</u>



<u>44</u>	<u>70</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>52</u>
<u>45</u>	<u>72</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>54</u>
<u>46</u>	<u>74</u>	<u>54</u>	<u>50</u>	<u>66</u>	<u>56</u>
<u>47</u>	<u>76</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>67</u>	<u>58</u>
<u>48</u>	<u>78</u>	<u>56</u>	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>60</u>
<u>49</u>	<u>81</u>	<u>57</u>	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>62</u>
<u>50</u>	<u>84</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	<u>70</u>	<u>64</u>
<u>51</u>	<u>87</u>	<u>59</u>	<u>55</u>	<u>71</u>	<u>66</u>
<u>52</u>	<u>90</u>	<u>60</u>	<u>56</u>	<u>72</u>	<u>68</u>
<u>53</u>	<u>94</u>	<u>61</u>	<u>57</u>	<u>74</u>	<u>71</u>
<u>54</u>	<u>98</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>76</u>	<u>75</u>
<u>55</u>	<u>102</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>78</u>	<u>79</u>
<u>56</u>	<u>106</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>80</u>	<u>83</u>
<u>57</u>	<u>108</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	<u>83</u>	<u>87</u>
<u>58</u>	<u>110</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	<u>86</u>	<u>91</u>
<u>59</u>	<u>112</u>	<u>67</u>	<u>63</u>	<u>89</u>	<u>94</u>
<u>60</u>	<u>113</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>92</u>	<u>97</u>
<u>61</u>	<u>113</u>	<u>70</u>	<u>65</u>	<u>96</u>	<u>99</u>
<u>62</u>	<u>113</u>	<u>72</u>	<u>66</u>	<u>100</u>	<u>101</u>
<u>63</u>	<u>113</u>	<u>74</u>	<u>67</u>	<u>104</u>	<u>103</u>
<u>64</u>	<u>113</u>	<u>76</u>	<u>68</u>	<u>108</u>	<u>105</u>
<u>65</u>	<u>113</u>	<u>78</u>	<u>69</u>	<u>110</u>	<u>107</u>
<u>66</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>70</u>	<u>112</u>	<u>108</u>
<u>67</u>	<u>113</u>	<u>82</u>	<u>71</u>	<u>114</u>	<u>109</u>
<u>68</u>	<u>113</u>	<u>84</u>	<u>72</u>	<u>116</u>	<u>109</u>
<u>69</u>	<u>113</u>	<u>88</u>	<u>73</u>	<u>118</u>	<u>109</u>
<u>70</u>	<u>113</u>	<u>92</u>	<u>74</u>	<u>119</u>	<u>109</u>
<u>71</u>	<u>113</u>	<u>96</u>	<u>75</u>	<u>120</u>	<u>109</u>
<u>72</u>	<u>113</u>	<u>100</u>	<u>76</u>	<u>121</u>	<u>109</u>
<u>73</u>	<u>113</u>	<u>103</u>	<u>78</u>	<u>122</u>	<u>109</u>
<u>74</u>	<u>113</u>	<u>106</u>	<u>80</u>	<u>123</u>	<u>109</u>
<u>75</u>	<u>113</u>	<u>109</u>	<u>82</u>	<u>124</u>	<u>109</u>
<u>76</u>	<u>113</u>	<u>112</u>	<u>84</u>	<u>125</u>	<u>109</u>
<u>77</u>	<u>113</u>	<u>115</u>	<u>87</u>	<u>126</u>	<u>109</u>
<u>78</u>	<u>113</u>	<u>119</u>	<u>90</u>	<u>127</u>	<u>109</u>
<u>79</u>	<u>113</u>	<u>123</u>	<u>93</u>	<u>128</u>	<u>109</u>
<u>80</u>	<u>113</u>	<u>126</u>	<u>96</u>	<u>129</u>	<u>109</u>
<u>81</u>	<u>113</u>	<u>129</u>	<u>98</u>	<u>130</u>	<u>109</u>
<u>82</u>	<u>113</u>	<u>131</u>	<u>100</u>	<u>131</u>	<u>109</u>
<u>83</u>	<u>113</u>	<u>134</u>	<u>103</u>	<u>132</u>	<u>109</u>
<u>84</u>	<u>113</u>	<u>136</u>	<u>107</u>	<u>133</u>	<u>109</u>
<u>85</u>	<u>113</u>	<u>138</u>	<u>110</u>	<u>134</u>	<u>109</u>



<u>86</u>	<u>113</u>	<u>140</u>	<u>113</u>	<u>135</u>	<u>109</u>
<u>87</u>	<u>113</u>	<u>142</u>	<u>114</u>	<u>136</u>	<u>109</u>
<u>88</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>116</u>	<u>137</u>	<u>109</u>
<u>89</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>138</u>	<u>109</u>
<u>90</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>139</u>	<u>109</u>
<u>91</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>140</u>	<u>109</u>
<u>92</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>142</u>	<u>109</u>
<u>93</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>144</u>	<u>109</u>
<u>94</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>95</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>96</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>97</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>98</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>99</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>100</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>101</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>102</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>103</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>104</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>105</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>106</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>107</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>108</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>109</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>	<u>145</u>	<u>109</u>
<u>110</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>111</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>112</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>113</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>114</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>115</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>116</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>117</u>	<u>113</u>	<u>145</u>	<u>117</u>		
<u>118</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>119</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>120</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>121</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>122</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>123</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>124</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>125</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>126</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>127</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		

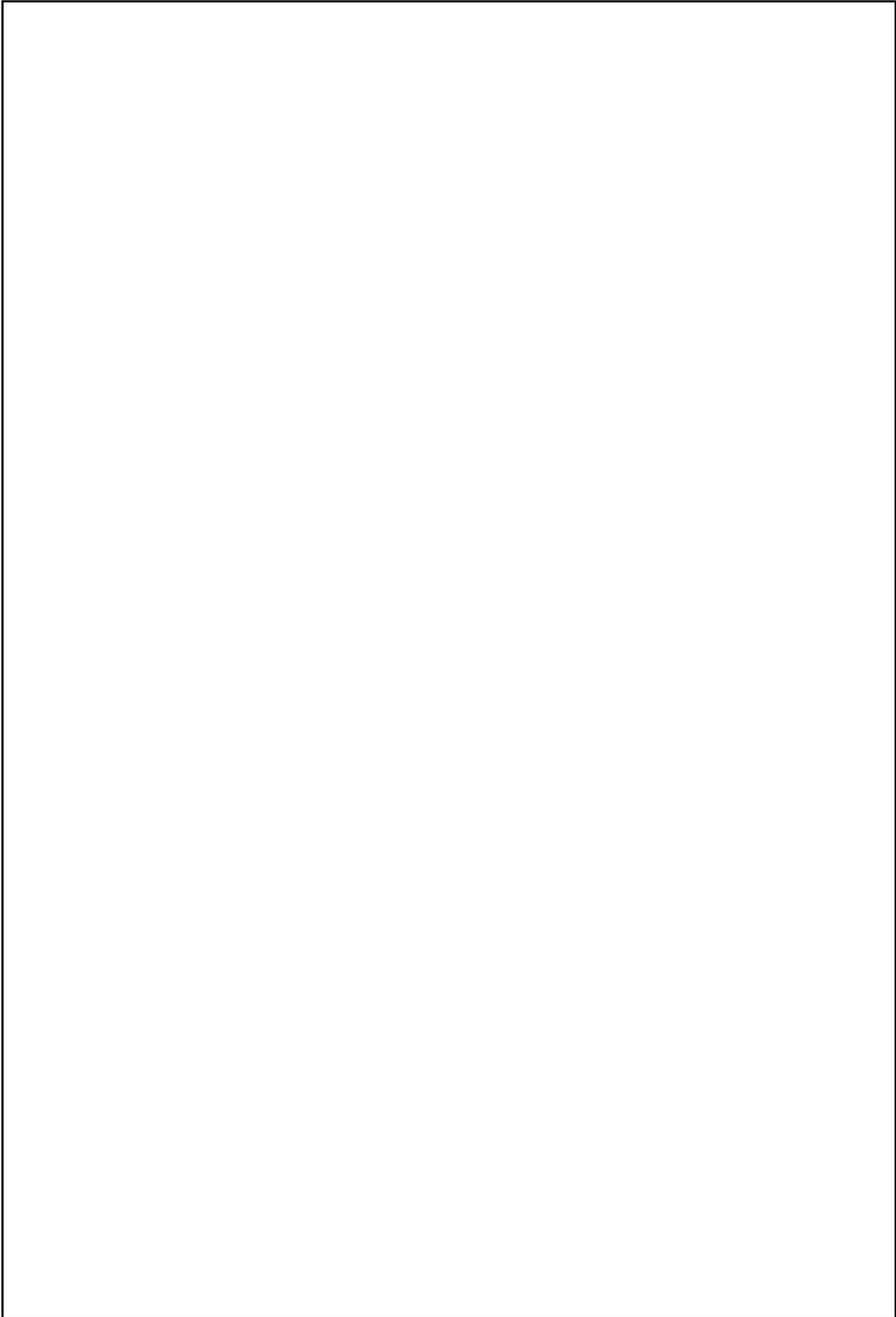


<u>128</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>129</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>130</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>131</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>132</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>133</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>134</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>135</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>136</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>137</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>138</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>139</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>140</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>141</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>142</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>143</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>144</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		
<u>145</u>	<u>113</u>		<u>117</u>		

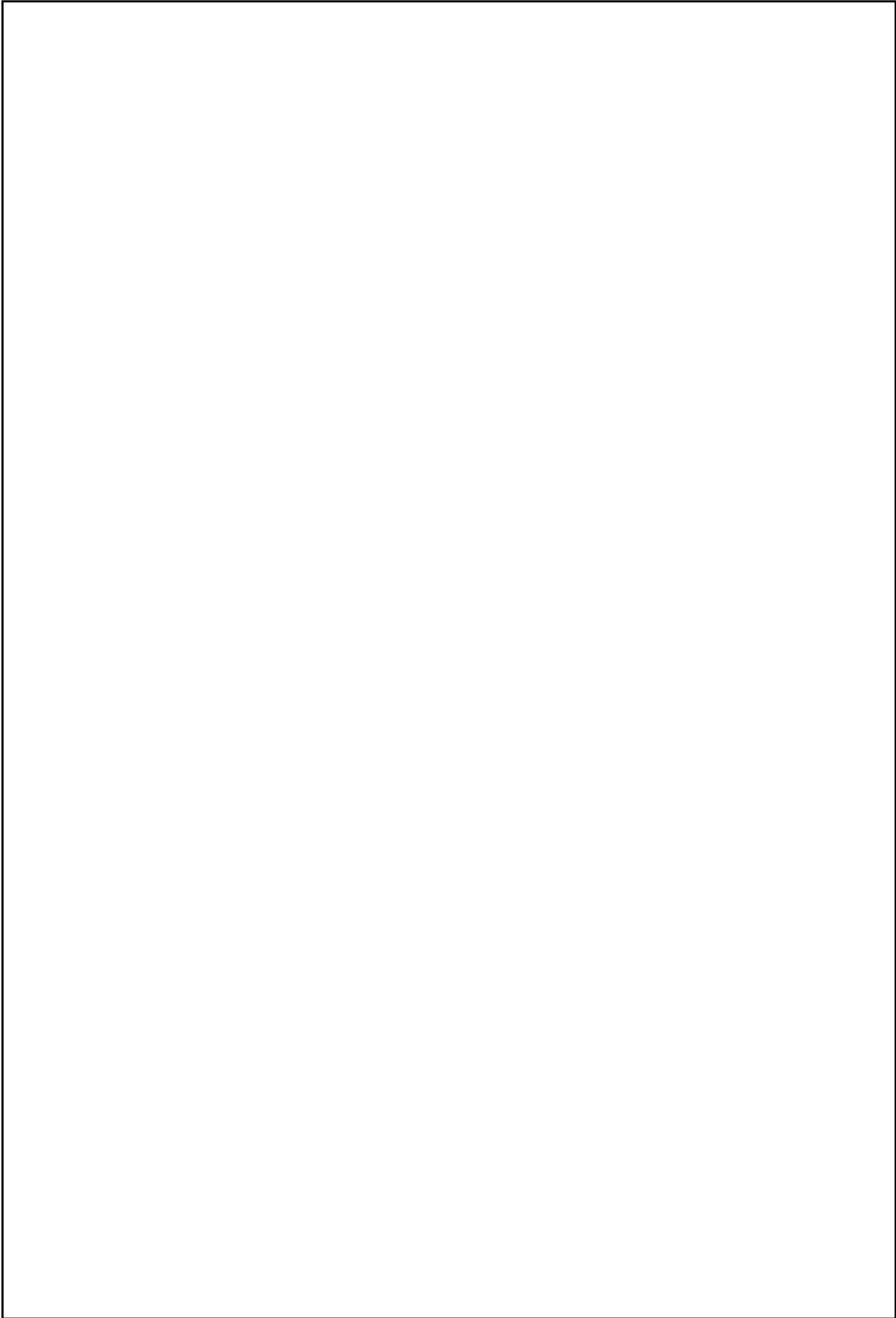
備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員について降格をさせた場合（消防職給料表降格時号給対応表(2)の適用を受ける場合を除く。）について適用する。

工 消防職給料表降格時号給対応表(2)

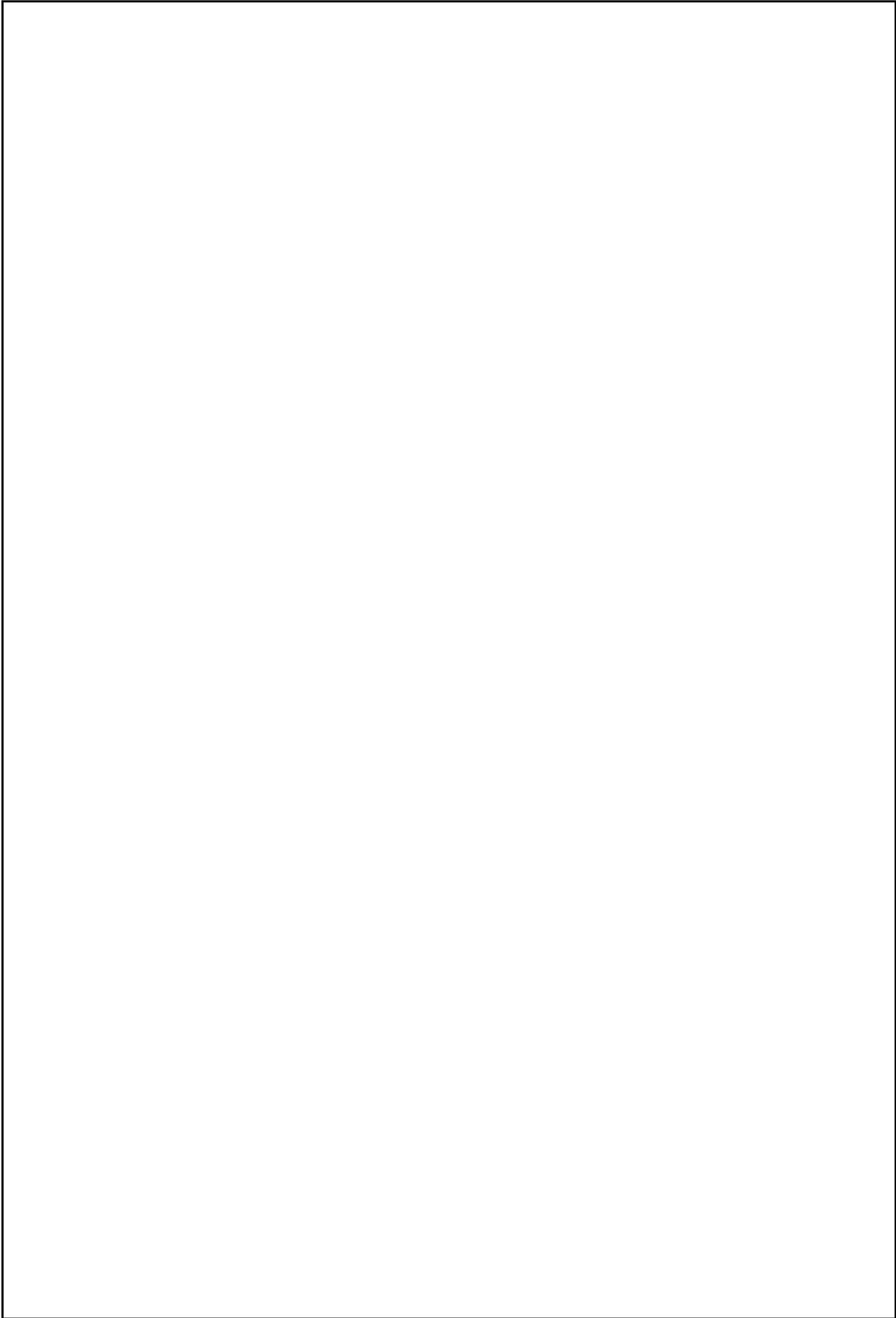
6級における号給	4級への降格後の号給
<u>1</u>	<u>29</u>
<u>2</u>	<u>30</u>
<u>3</u>	<u>31</u>
<u>4</u>	<u>32</u>
<u>5</u>	<u>33</u>
<u>6</u>	<u>34</u>
<u>7</u>	<u>35</u>
<u>8</u>	<u>36</u>
<u>9</u>	<u>37</u>
<u>10</u>	<u>38</u>
<u>11</u>	<u>39</u>
<u>12</u>	<u>40</u>
<u>13</u>	<u>41</u>
<u>14</u>	<u>42</u>
<u>15</u>	<u>43</u>
<u>16</u>	<u>44</u>
<u>17</u>	<u>45</u>



<u>18</u>	<u>46</u>
<u>19</u>	<u>47</u>
<u>20</u>	<u>48</u>
<u>21</u>	<u>49</u>
<u>22</u>	<u>50</u>
<u>23</u>	<u>51</u>
<u>24</u>	<u>52</u>
<u>25</u>	<u>53</u>
<u>26</u>	<u>54</u>
<u>27</u>	<u>55</u>
<u>28</u>	<u>56</u>
<u>29</u>	<u>57</u>
<u>30</u>	<u>58</u>
<u>31</u>	<u>59</u>
<u>32</u>	<u>60</u>
<u>33</u>	<u>61</u>
<u>34</u>	<u>62</u>
<u>35</u>	<u>63</u>
<u>36</u>	<u>64</u>
<u>37</u>	<u>65</u>
<u>38</u>	<u>66</u>
<u>39</u>	<u>67</u>
<u>40</u>	<u>68</u>
<u>41</u>	<u>69</u>
<u>42</u>	<u>70</u>
<u>43</u>	<u>71</u>
<u>44</u>	<u>72</u>
<u>45</u>	<u>74</u>
<u>46</u>	<u>76</u>
<u>47</u>	<u>80</u>
<u>48</u>	<u>84</u>
<u>49</u>	<u>90</u>
<u>50</u>	<u>96</u>
<u>51</u>	<u>104</u>
<u>52</u>	<u>112</u>
<u>53</u>	<u>118</u>
<u>54</u>	<u>124</u>
<u>55</u>	<u>128</u>
<u>56</u>	<u>132</u>
<u>57</u>	<u>136</u>
<u>58</u>	<u>140</u>
<u>59</u>	<u>143</u>



<u>60</u>	<u>145</u>
<u>61</u>	<u>145</u>
<u>62</u>	<u>145</u>
<u>63</u>	<u>145</u>
<u>64</u>	<u>145</u>
<u>65</u>	<u>145</u>
<u>66</u>	<u>145</u>
<u>67</u>	<u>145</u>
<u>68</u>	<u>145</u>
<u>69</u>	<u>145</u>
<u>70</u>	<u>145</u>
<u>71</u>	<u>145</u>
<u>72</u>	<u>145</u>
<u>73</u>	<u>145</u>
<u>74</u>	<u>145</u>
<u>75</u>	<u>145</u>
<u>76</u>	<u>145</u>
<u>77</u>	<u>145</u>
<u>78</u>	<u>145</u>
<u>79</u>	<u>145</u>
<u>80</u>	<u>145</u>
<u>81</u>	<u>145</u>
<u>82</u>	<u>145</u>
<u>83</u>	<u>145</u>
<u>84</u>	<u>145</u>
<u>85</u>	<u>145</u>
<u>86</u>	<u>145</u>
<u>87</u>	<u>145</u>
<u>88</u>	<u>145</u>
<u>89</u>	<u>145</u>
<u>90</u>	<u>145</u>
<u>91</u>	<u>145</u>
<u>92</u>	<u>145</u>
<u>93</u>	<u>145</u>
<u>94</u>	<u>145</u>
<u>95</u>	<u>145</u>
<u>96</u>	<u>145</u>
<u>97</u>	<u>145</u>
<u>98</u>	<u>145</u>
<u>99</u>	<u>145</u>
<u>100</u>	<u>145</u>
<u>101</u>	<u>145</u>



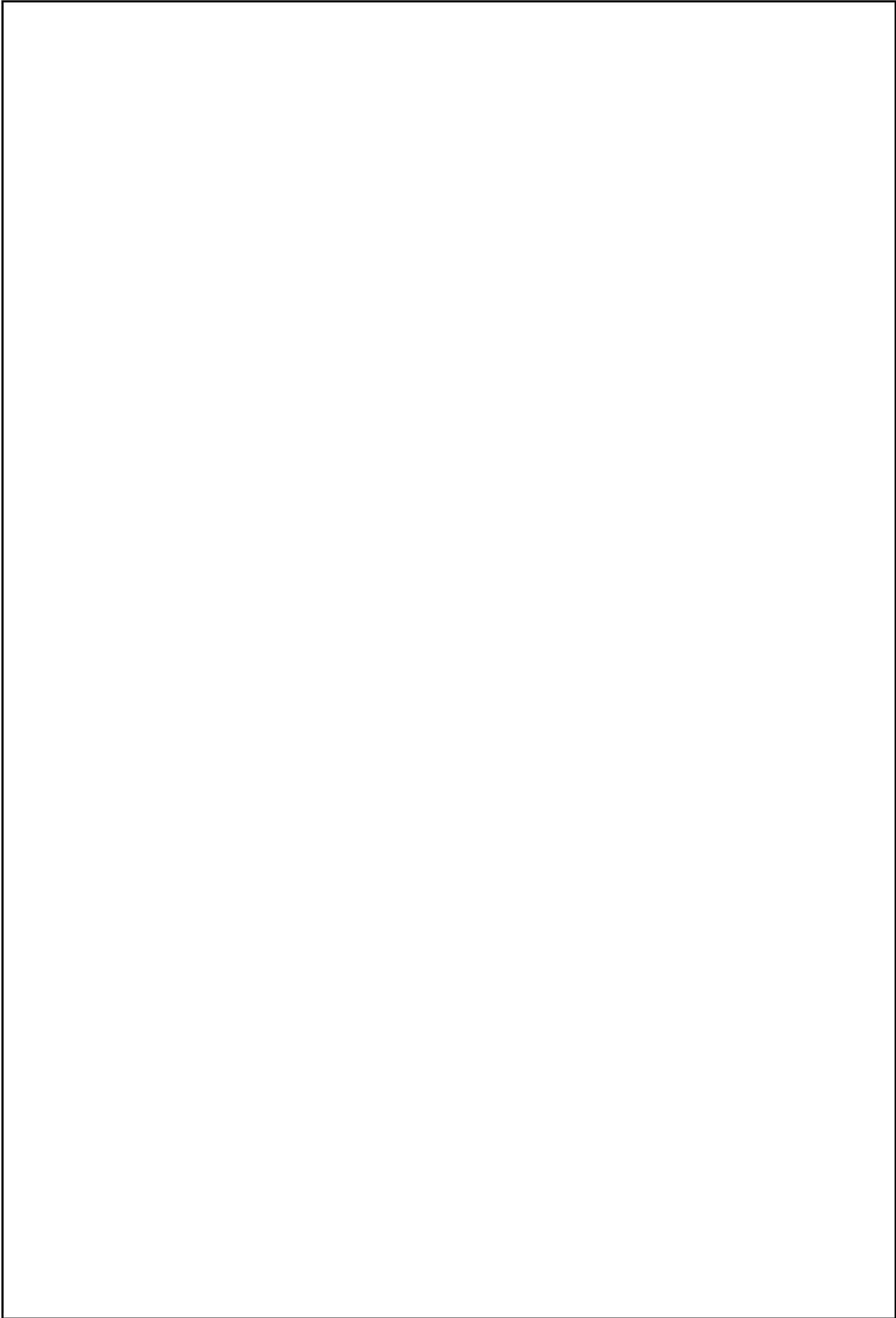
<u>102</u>	<u>145</u>
<u>103</u>	<u>145</u>
<u>104</u>	<u>145</u>
<u>105</u>	<u>145</u>
<u>106</u>	<u>145</u>
<u>107</u>	<u>145</u>
<u>108</u>	<u>145</u>
<u>109</u>	<u>145</u>

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級であるものについて次のいずれかに該当する場合について適用する。

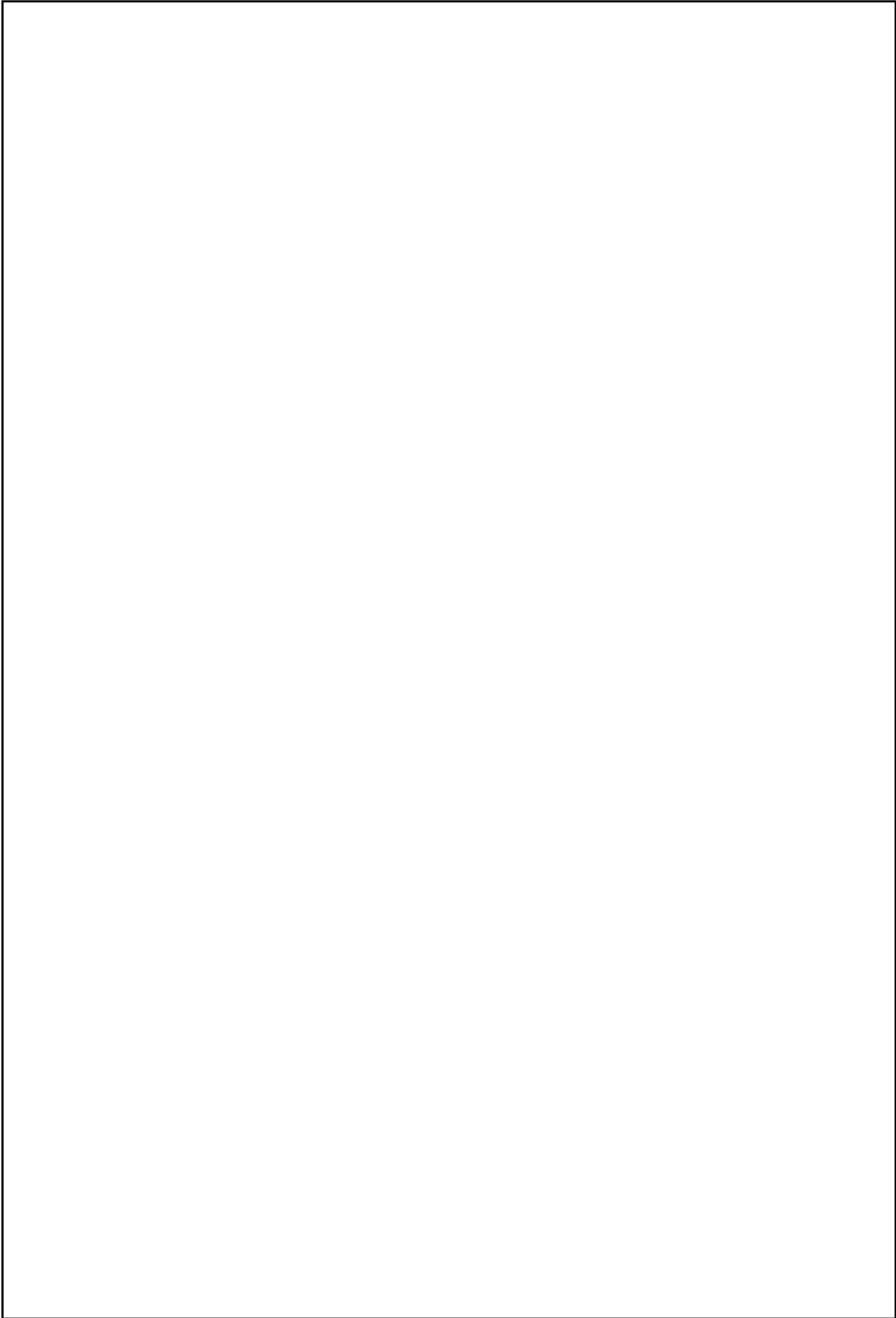
- (1) 4級に降格をさせた場合
- (2) 1級から3級までのいずれかに降格をさせた場合において特定降格が行われるとき。

才 医療職給料表降格時号給対応表

降格の日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
<u>1</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>25</u>
<u>2</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>26</u>
<u>3</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>27</u>
<u>4</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>28</u>
<u>5</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>29</u>
<u>6</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>30</u>
<u>7</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>31</u>
<u>8</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>32</u>
<u>9</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>33</u>
<u>10</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>34</u>
<u>11</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>35</u>
<u>12</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>36</u>
<u>13</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>37</u>
<u>14</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>38</u>
<u>15</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>39</u>
<u>16</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>40</u>
<u>17</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>41</u>
<u>18</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>42</u>
<u>19</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>43</u>
<u>20</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>44</u>
<u>21</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>45</u>
<u>22</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>46</u>
<u>23</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>47</u>

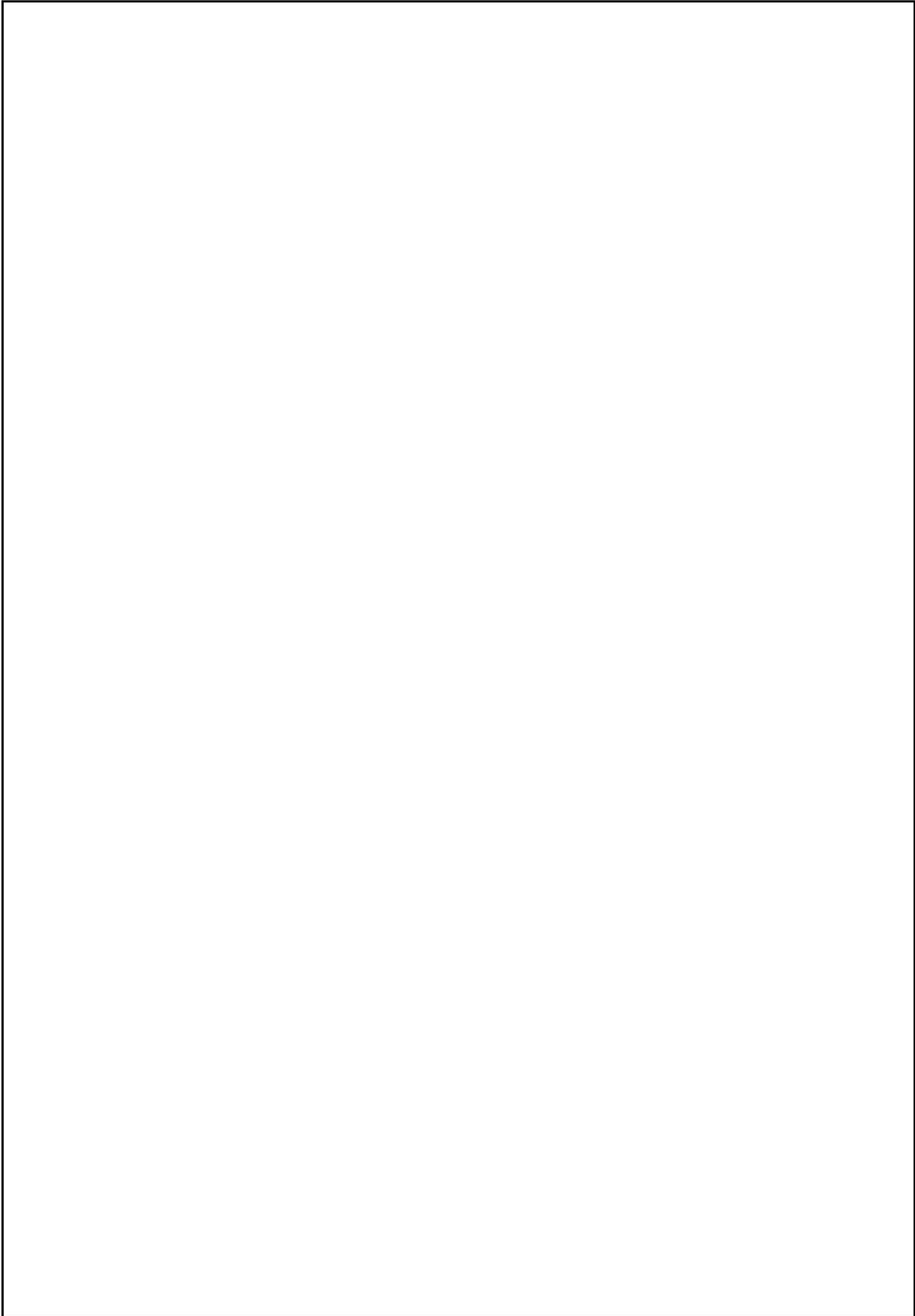


<u>24</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>48</u>
<u>25</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>49</u>
<u>26</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>50</u>
<u>27</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>51</u>
<u>28</u>	<u>50</u>	<u>44</u>	<u>52</u>
<u>29</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>53</u>
<u>30</u>	<u>56</u>	<u>46</u>	<u>54</u>
<u>31</u>	<u>59</u>	<u>47</u>	<u>55</u>
<u>32</u>	<u>62</u>	<u>48</u>	<u>56</u>
<u>33</u>	<u>65</u>	<u>49</u>	<u>57</u>
<u>34</u>	<u>65</u>	<u>50</u>	<u>58</u>
<u>35</u>	<u>65</u>	<u>51</u>	<u>59</u>
<u>36</u>	<u>65</u>	<u>52</u>	<u>60</u>
<u>37</u>	<u>65</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
<u>38</u>	<u>65</u>	<u>56</u>	<u>64</u>
<u>39</u>	<u>65</u>	<u>58</u>	<u>66</u>
<u>40</u>	<u>65</u>	<u>60</u>	<u>68</u>
<u>41</u>	<u>65</u>	<u>62</u>	<u>70</u>
<u>42</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>74</u>
<u>43</u>	<u>65</u>	<u>66</u>	<u>78</u>
<u>44</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>82</u>
<u>45</u>	<u>65</u>	<u>71</u>	<u>86</u>
<u>46</u>	<u>65</u>	<u>74</u>	<u>88</u>
<u>47</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>89</u>
<u>48</u>	<u>65</u>	<u>82</u>	<u>89</u>
<u>49</u>	<u>65</u>	<u>87</u>	<u>89</u>
<u>50</u>	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>89</u>
<u>51</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>52</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>53</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>54</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>55</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>56</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>57</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>58</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>59</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>60</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>61</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>62</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>63</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>64</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>65</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>



<u>66</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>67</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>68</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>69</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>70</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>71</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>72</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>73</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>74</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>75</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>76</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>77</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>78</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>79</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>80</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>81</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>82</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>83</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>84</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>85</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>86</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>87</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>88</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>89</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>90</u>	<u>65</u>		
<u>91</u>	<u>65</u>		
<u>92</u>	<u>65</u>		
<u>93</u>	<u>65</u>		
<u>94</u>	<u>65</u>		
<u>95</u>	<u>65</u>		
<u>96</u>	<u>65</u>		
<u>97</u>	<u>65</u>		

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける職員  
について降格をさせた場合について適用する。





## &lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 1 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
引き続き厳しい財政状況にあることを勘案し、平成 3 0 年度より 5 年間、市長及び副市長の給料月額及び期末手当について、一定割合を減じるもの。					
2 改正内容					
(1) 給料					
	削減率	削減前	削減後	削減額	
市 長	10%	1,177,000 円	1,059,300 円	117,700 円	
副市長	10%	942,000 円	847,800 円	94,200 円	
(2) 期末手当					
	削減率	削減前	削減後	削減額	
市 長	25%	5,631,944 円	4,223,956 円	1,407,988 円	
副市長	20%	4,507,469 円	3,605,976 円	901,493 円	
3 施行期日					
平成 3 0 年 4 月 1 日					

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>18 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1,177,000円」とあるのは「1,177,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「942,000円」とあるのは「942,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第4条第1項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>19～22 略</u></p> <p><u>23 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に支給する第3条第2項の規定による期末手当の額の算定に係る付則第18項の規定の適用については、同項中「1,177,000円に100分の90」とあるのは「1,177,000円に100分の75」と、「942,000円に100分の90」とあるのは「942,000円に100分の80」とする。</u></p>	<p>付 則</p> <p><u>18～21 略</u></p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 2 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日から水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の 4 事業を通じて 1 人の公営企業管理者を設置することを踏まえて、当該管理者の給与等を整備するため、尼崎市公営企業の管理者の給与及び旅費に関する条例の全部を改正するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>現行、行政職給料表 8 級に準じている管理者の給与水準について、次のとおり改める。</p> <p>(1) 給料 月額 8 0 5 , 0 0 0 円</p> <p>(2) 期末手当 市長等に準じて支給 ( 支給月数 : 年間 3 . 3 月 )</p> <p>(3) 退職手当 給料月額 × 在職月数 ( 上限 : 4 8 月 ) × 0 . 2 1</p> <p>3 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市公営企業の管理者の給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>尼崎市公営企業管理者</u>(以下「管理者」という。)の給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 <u>管理者に支給する給料は、月額805,000円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による給料のほか、管理者に対しては、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例に準じて手当(期末手当を除く。)を、尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和36年尼崎市条例第11号)の適用を受ける者の例に準じて期末手当を支給することができる。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、管理者の給与の支給に関しては、給与条例の規定を準用する。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 <u>管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の旅費の額及び支給方法については、尼崎市職員等の旅費に関する条例(昭和36年尼崎市条例第4号)の規定を準用する。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第4条 <u>管理者が任期満了その他の理由により退職したときは、その者(死亡による退職の場合にあっては、その遺族)に対し、退職手</u></p>	<p><u>尼崎市公営企業の管理者の給与及び旅費に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、<u>本市公営企業の管理者</u>(以下「管理者」という。)の給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 <u>管理者の給料月額は、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の8級の職務にある者の例に準じ、市長が定める額とする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、管理者の給与については、給与条例の規定を準用する。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 <u>管理者の旅費は、尼崎市職員等の旅費に関する条例(昭和36年尼崎市条例第4号)の規定を準用して同条例中8級の職務にある者に対する額を支給する。</u></p>

<p><u>当を支給する。</u></p> <p>2 <u>退職手当の額は、第2条第1項に規定する額</u>に在職月数を乗じて得た額に100分の21を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>前項の在職月数は、管理者となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その数が48を超えるときは、48）とする。</u></p> <p>4 <u>前各項に規定するもののほか、管理者の退職手当の支給に関しては、市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和54年尼崎市条例第24号）の規定を準用する。</u></p>	
--	--



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 3 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>観光による「地域の稼ぐ力の向上」「まちの魅力と価値の向上」「シビックプライドの醸成」に向けて、尼崎ならではの観光地域づくりを推進していくことを目的とする「一般社団法人あまがさき観光局」を設立することに伴い、その施策の推進に向け、当該団体に本市職員を派遣することができるようにするための規定整備を行うもの。</p> <p>併せて、本市職員を派遣することができる団体の1つとして規定している「公益財団法人尼崎市総合文化センター」の名称変更に対応するため、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 本市職員を派遣することができる団体に「一般社団法人あまがさき観光局」を加える。</p> <p>(2) 「公益財団法人尼崎市総合文化センター」を「公益財団法人尼崎市文化振興財団」へ改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
<p>( 職員の派遣 )</p> <p>第 2 条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員( 次項に定める職員を除く。 )を派遣することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 公益財団法人尼崎市文化振興財団</u></p> <p>(5)～(12) 略</p> <p><u>(13) 一般社団法人あまがさき観光局</u></p> <p><u>(14)～(20) 略</u></p>	<p>( 職員の派遣 )</p> <p>第 2 条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員( 次項に定める職員を除く。 )を派遣することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 公益財団法人尼崎市総合文化センター</u></p> <p>(5)～(12) 略</p> <p><u>(13)～(19) 略</u></p>

&lt;平成30年2月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第34号	所管	職員課														
件名	尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について																		
内 容																			
1	<p>改正理由</p> <p>本市教育職員の給与については、従前より兵庫県等に準拠しているが、この度、県において公立学校教職員の特殊勤務手当の支給額が改定されたため、当該改定内容に合わせて、本市教育職員の特殊勤務手当についても同様の改定を行うもの。</p>																		
2	<p>改正内容</p> <p>次表に掲げる業務に従事した教育職員に対する特殊勤務手当について改定を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務</th> <th colspan="2">支給額(日額)</th> </tr> <tr> <th>改定後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの</td> <td style="text-align: center;">5,100円</td> <td style="text-align: center;">4,250円</td> </tr> <tr> <td>教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるもの</td> <td style="text-align: center;">5,100円</td> <td style="text-align: center;">4,250円</td> </tr> <tr> <td>学校管理下において行われる部活動において生徒に対して行う指導業務で勤務を要しない日等におけるもの</td> <td style="text-align: center;">3,600円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>					業務	支給額(日額)		改定後	現行	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	5,100円	4,250円	教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるもの	5,100円	4,250円	学校管理下において行われる部活動において生徒に対して行う指導業務で勤務を要しない日等におけるもの	3,600円	3,000円
業務	支給額(日額)																		
	改定後	現行																	
修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	5,100円	4,250円																	
教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるもの	5,100円	4,250円																	
学校管理下において行われる部活動において生徒に対して行う指導業務で勤務を要しない日等におけるもの	3,600円	3,000円																	
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>なお、改正内容については平成30年1月1日から適用する。</p>																		

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後			現 行		
(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 <u>市長の承認を得て教育委員会規則</u> で定める。			(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。		
別表			別表		
手当	業務	支給額 (日額)	手当	業務	支給額 (日額)
特殊業務手当	略			略	
	修学旅行等(学校が計画し、実施するものに限る。)において生徒を引率して行う指導業務(宿泊を伴うものに限る。)	5,100円		修学旅行等(学校が計画し、実施するものに限る。)において生徒を引率して行う指導業務(宿泊を伴うものに限る。)	4,250円
	尼崎市教育委員会教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務(宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるものに限る。)	5,100円		尼崎市教育委員会教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務(宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるものに限る。)	4,250円
	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)において生徒に対して行う指導業務(勤務を要しない日等におけるものに限る。)	3,600円		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)において生徒に対して行う指導業務(勤務を要しない日等におけるものに限る。)	3,000円
	略			略	
摘要 1 略 2 「教務部長」、「生徒指導部長」及び「進路指導部長」とは尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則(昭和36年尼崎市教育委員会規則第2号)第5条第1項の規定により置かれる教務部長、生徒指導部長及び			摘要 1 略 2 「教務部長」、「生徒指導部長」及び「進路指導部長」とは尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則(昭和36年尼崎市教育委員会規則第2号)第5条第1項の規定により置かれる教務部長、生徒指導部長及び		

<p>進路指導部長を、「学年主任」とは同規則第5条の2第1項の規定により置かれる学年主任を、「学科長」とは同規則第5条の3第1項の規定により置かれる学科長をいう。</p>	<p>進路指導部長を<u>いい</u>、「学年主任」とは同規則第5条の2第1項の規定により置かれる学年主任を<u>いい</u>、「学科長」とは同規則第5条の3第1項の規定により置かれる学科長をいう。</p>
---	---



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 5 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成 3 0 年度から 3 2 年度までの 3 年間を運営期間とする第 7 期介護保険事業計画の策定に伴い、平成 3 0 年度からの保険料の所得段階及び保険料率を設定するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成 2 8 年政令第 3 0 7 号)の施行に合わせて、特別控除に係る規定の整備を行うもの。</p> <p>併せて、本市の債権に関する事務処理の一般的な基準を定める「尼崎市債権管理条例」の制定に伴い、所要の整備を行う。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 5 2 号)の制定による介護保険法の改正により、被保険者に係る市町村の質問検査権の範囲が拡大されるため、当該改正内容に合わせた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 介護保険料の変更</p> <p>ア 所得段階</p> <p>第 6 期の計画期間に限定した取扱であった第 7 段階と第 8 段階を統合するとともに、負担能力に応じた所得段階とするため、新たに合計所得金額が 1 , 2 0 0 万円以上の所得段階を設定する。</p> <p>イ 保険料算出に係る基準額</p> <p>「 5 , 9 2 2 円」から「 6 , 4 1 2 円」に改める。</p> <p>ウ 特別控除の適用</p> <p>介護保険料の所得段階の判定について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとする。</p> <p>(2) 尼崎市債権管理条例の制定に伴う整備</p> <p>尼崎市債権管理条例の施行後においては、介護保険料にも同条例の効力が及ぶこととなるため、同条例に同様の定めがある督促及び延滞金に係る規定を本条例から削除する。</p> <p>(3) 被保険者に係る質問検査権の範囲の拡大</p> <p>第 2 0 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,472円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,707円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,708円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,250円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,944円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,333円</u></p> <p>ア 合計所得金額(令第38条第1項第1号八に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,532円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,679円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,298円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,958円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,064円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,277円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13</p>

<p>当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>100,027円</u>  ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  (削る)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>115,416円</u>  ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第10号イ</u>、<u>第11号イ</u>、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>130,805円</u>  ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第11号イ</u>、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,830円</u>  ア 合計所得金額が120万円以上125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,383円</u>  ア 合計所得金額が125万円を超え190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ <u>要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第10号イ</u>、<u>第11号イ</u>、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</u></p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>106,596円</u>  ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第11号イ</u>、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>120,809円</u>  ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p>
--	--

<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>140,423円</u>  ア 略  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>150,041円</u>  ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、<u>次号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>159,659円</u>  ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>169,277円</u>  ア <u>合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u>  イ <u>要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>178,895円</u></p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>129,692円</u>  ア 略  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>138,575円</u>  ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>147,458円</u>  ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者  イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>156,341円</u></p>
---	---



第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第18条 略

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

第20条・第21条 略

付 則

(削る)

第20条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第21条 略

第22条 第18条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第18条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

第23条・第24条 略

付 則

(延滞金の割合の特例)

16 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特

	<p><u>例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>
--	--



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 3 6 号	所 管	生活衛生課、給与課
件 名	尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>旅館業法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 8 4 号）の制定により、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されるため、当該改正内容に合わせて、所要の規定整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」へ統合されることに伴う文言整備を行うとともに、旅館業法施行令からの引用部分に係る項ずれへの対応のための規定整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 6 月 1 5 日</p>					

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例

改正後			現 行		
別表			別表		
利用施設の区分 本市の 区域内に 滞在した期間	公用の施設又 はこれに準ず る施設（1日 につき）	その他の施 設 1日につ き）	利用施設の区分 本市の 区域内に 滞在した期間	公用の施設又 はこれに準ず る施設（1日 につき）	その他の施 設 1日につ き）
備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。			備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>ホテル営業及び旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。		

尼崎市旅館業に関する条例

改正後	現 行
<p>( <u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</u> )            第3条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            (1)・(2) 略            (3) 排水設備には、機械排水設備を有する場合を除き、<u>適当な勾配</u>を設けるとともに、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管などが設けられていること。            (4)・(5) 略            (6) 客室、玄関、<u>玄関広間等</u>及び玄関帳場、浴室及びシャワー室、洗面設備、便所並びに調理室及び食堂は、規則で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>( <u>ホテル営業の施設の構造設備の基準</u> )            第3条 令第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            (1)・(2) 略            (3) 排水設備には、機械排水設備を有する場合を除き、<u>適当なこう配</u>を設けるとともに、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管などが設けられていること。            (4)・(5) 略            (6) 客室、玄関、<u>ロビー</u>及び玄関帳場、浴室及びシャワー室、洗面設備、便所並びに調理室及び食堂は、規則で定める基準に適合するものであること。</p>
<p>( <u>簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</u> )            第4条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            ( <u>下宿営業の施設の構造設備の基準</u> )            第5条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            ( <u>構造設備の基準の特例</u> )            第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域及び同条第4号に規定する第4種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業が禁止される区域を除く。)における同法第</p>	<p>( <u>旅館営業の施設の構造設備の基準</u> )            第4条 令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。  <u>(1) 前条第1号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。</u>  <u>(2) 客室、玄関、玄関広間等及び玄関帳場、浴室、洗面設備、便所並びに調理室及び食堂は、規則で定める基準に適合するものであること。</u></p>
<p>( <u>簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</u> )            第5条 令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            ( <u>下宿営業の施設の構造設備の基準</u> )            第6条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            ( <u>構造設備の基準の特例</u> )            第7条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域及び同条第4号に規定する第4種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業が禁止される区域を除く。)における同法第</p>	<p>( <u>簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</u> )            第5条 令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            ( <u>下宿営業の施設の構造設備の基準</u> )            第6条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。            ( <u>構造設備の基準の特例</u> )            第7条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域及び同条第4号に規定する第4種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業が禁止される区域を除く。)における同法第</p>

<p>2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設に対する第3条及び第4条の規定の適用については、規則で定める。</p> <p>(構造設備の基準の緩和)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、季節的状況、地理的状況その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条から第5条第3条から第5条までに規定する基準を緩和することができる。</p> <p><u>第8条～第12条</u> 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第13条</u> 営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 法第2条第2項から第4項までに規定する営業の種別を広告等に明確に表示すること。</p> <p>(2) 令第1条第1項第2号に規定する玄関帳場その他これに類する設備の客の見やすい場所に、宿泊料金を表示すること。</p> <p><u>第14条・第15条</u> 略</p> <p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により許可を受けている者に係る<u>旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業</u>の施設については、当該施設の構造設備を変更する場合を除き、第3条から第5条までの規定は、適用しない。</p>	<p>2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設に対する第3条から第5条までの規定の適用については、規則で定める。</p> <p>(構造設備の基準の緩和)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、季節的状況、地理的状況その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条から第5条第3条から第6条までに規定する基準を緩和することができる。</p> <p><u>第9条～第13条</u> 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第14条</u> 営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 法第2条第2項から第5項までに規定する営業の種別を広告等に明確に表示すること。</p> <p>(2) 令第1条第1項第4号又は第2項第4号に規定する玄関帳場その他これに類する設備の客の見やすい場所に、宿泊料金を表示すること。</p> <p><u>第15条・第16条</u> 略</p> <p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により許可を受けている者に係る<u>ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業</u>の施設については、当該施設の構造設備を変更する場合を除き、第3条から第6条までの規定は、適用しない。</p>
--	--

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 7 号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市住宅宿泊事業に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業(いわゆる民泊)のルールを定め、国内外からの宿泊需要に対応し、観光振興を図ることを目的とした住宅宿泊事業法(平成 2 9 年法律第 6 5 号)の制定に伴い、市民の生活環境の悪化や近隣住民とのトラブルを防止し、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図る観点から、同法第 1 8 条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間の設定を行うとともに、住宅宿泊事業を営もうとする事業者に対する近隣住民への事前周知義務を盛り込んだ条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 住宅宿泊事業を制限する区域及び期間</p> <p>ア 小・中・高等学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの 1 0 0 m 以内の区域において、全ての期間を制限する。ただし、該当する施設の長の同意がある場合は、期間を定めて事業を実施することができることとする。</p> <p>イ 住居専用地域において、全ての期間を制限する。</p> <p>(2) 住宅宿泊事業者等の周辺地域への配慮義務</p> <p>ア 住宅宿泊事業の届出をする前に、近隣住民に対し、商号、名称又は氏名、連絡先及び事業開始予定日等について、書面により周知を図らなければならない。</p> <p>イ 届出に際しては、近隣住民への周知で用いた書面及び近隣住民から寄せられた意見の内容等を添付しなければならない。</p> <p>ウ 近隣住民から意見又は要望があった場合は、適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。</p> <p>エ 事前の説明事項に変更があった場合は近隣住民に対し、その変更事項について書面により周知し、当該書面及び寄せられた意見の内容等を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日の翌日から施行する。ただし、法附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、法の施行日前に届出をしようとする者に係る当該届出に関する規定については平成 3 0 年 3 月 1 5 日から、制限区域の規定については平成 3 0 年 6 月 1 5 日から施行する。</p>					



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 3 8 号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国民健康保険制度改革により、平成 3 0 年度から兵庫県に国民健康保険事業費納付金を納める必要が生じることから、当該納付金の額を国民健康保険料賦課総額に含めることを中心とした規定の整備を行うもの。</p> <p>また、国民健康保険料賦課限度額について、国民健康保険料制度改革後において兵庫県内各市町の保険料水準の統一を目指す中で、国民健康保険法施行令に定める額と条例に規定する額に乖離を生じさせない制度運用とするため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、規定の整備を行う。</p> <p>併せて、本市の債権に関する事務処理の一般的な基準を定める「尼崎市債権管理条例」の制定に伴い、所要の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 国民健康保険料賦課総額の見直し</p> <p>一般被保険者に係る基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定について、国民健康保険事業費納付金の額を賦課総額に含めるとともに、前期高齢者納付金等の額を削除するなど、国民健康保険制度改革に伴う規定の整備を行う。</p> <p>(2) 国民健康保険料賦課限度額の見直し</p> <p>国民健康保険料の基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額について、現行の金額を直接規定する形式から国民健康保険法施行令の該当条項を引用する形式に改める。</p> <p>(3) 尼崎市債権管理条例の制定に伴う整備</p> <p>尼崎市債権管理条例の施行後においては、国民健康保険料にも同条例の効力が及ぶこととなるため、同条例に同様の定めがある督促及び延滞金に係る規定を本条例から削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(<u>尼崎市国民健康保険運営協議会</u>)</p> <p>第2条 <u>法第11条第2項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)</u>の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>2 委員は、<u>前項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条 <u>法第76条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)<u>第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)<u>並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)<u>の合算額とする。</u></u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。))<u>以外の被保険者をいう。以下同じ。)</u>に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合<u>あっては、その減額することとなる額を含む。)</u>の</p>	<p>(<u>協議会の設置及び委員の定数</u>)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、尼崎市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>3 委員は、市長が委嘱する。</p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、協議会の議事手続その他協議会に関して必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条 <u>法第76条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)<u>第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)<u>並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)<u>の合算額とする。</u></u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。))<u>以外の被保険者をいう。以下同じ。)</u>に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合<u>あっては、その減額することとなる額を含む。)</u>の</p>

総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

イ 一般被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

ウ 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項の規定により徴収される国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（兵庫県が行う国民健康保険（以下「県国保」という。）の一般被保険者に係るものに限る、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計（以下「県特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

エ 法第81条の2第4項の規定により徴収される財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

オ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

カ 保健事業に要する費用の額

キ その他尼崎市特別会計国民健康保険事業費（以下「市特別会計」という。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要す

総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控

<p>る費用を除く。)の額(次に掲げる額を除く。)</p> <p>(7) 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額</p> <p>(1) 退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>(ウ) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。)及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県国保の退職被保険者等に係るものに限る。)(以下これらの費用を「納付金納付費用」という。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法第75条の規定により交付される補助金(納付金納付費用に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(納付金納付費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険給付費等交付金(以下「保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養給付等費用(法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)</p>	<p>除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並</p>
--	--

<p><u>のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。）を除く。）の額</u></p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。）は、<u>令第29条の7第2項第9号に規定する額（他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。）を超えることができない。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第15条の3の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。）</p>	<p><u>びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額</u></p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第2位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。）は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第15条の3の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。）</p>
---	--

の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。次号ア及びイにおいて同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額  
ア 法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の

の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の合計額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の

6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。  
第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)を超えられない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号ア及びイにおいて同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額  
ア 法第75条の規定により交付される補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。  
第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の

<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第15条の5の介護納付金賦課額は、<u>令第29条の7第4項第8号に規定する額(他の法令の規定において介護納付金賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「介護納付金賦課限度額」という。)</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が<u>基礎賦課限度額</u>を超える場合は、<u>当該基礎賦課限度額</u>)とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「<u>基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「<u>基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課限度額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免等)</p> <p>第22条 市長は、<u>保険料の納付義務者について災害により被害を受けた場合その他規則で定める特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険料の納</u></p>	<p><u>3第1項の規定による繰入金を除く。)</u>の額の合算額</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第15条の5の介護納付金賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が<u>540,000円</u>を超える場合は、<u>540,000円</u>)とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>160,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第22条 市長は、<u>保険料の納付義務者のうち、災害その他特別の理由があると認められるものについて、特に必要がある場合においては、その納付義務者の申請によって、保険料及び</u></p>
---	---

<p><u>付義務者からの申請により、保険料若しくは延滞金を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>延滞金を減免し、又は6月をこえない限度においてその納付期限の延長をすることができる。</u></p> <p><u>(延滞金)</u></p> <p><u>第23条 保険料の納付義務者は、納付期限(納付期限の延長のあったときは、その延長された納付期限とする。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(督促)</u></p> <p><u>第24条 納付期限を過ぎて保険料を納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の期限は、その督促の日から起算して11日目とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第25条 督促状を発したときは、1通につき80円の督促手数料を徴収する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>第23条～第26条 略</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定</u></p>	<p><u>第26条 削除</u></p> <p><u>第27条～第30条 略</u></p> <p><u>(委任事項)</u></p> <p><u>第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が、別に定める。</u></p>

<p>める。 付 則 <u>(削る)</u></p> <p><u>14</u> 略</p>	<p>付 則 <u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p><u>14</u> 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p><u>(平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金の額の特例)</u></p> <p><u>15</u> 略</p>
---	---

&lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第39号	所 管	後期高齢者医療制度担当
件 名	尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の制定による高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、後期高齢者医療の保険料を徴収すべき被保険者に係る規定の整備を行うもの。</p> <p>併せて、本市の債権に関する事務処理の一般的な基準を定める「尼崎市債権管理条例」の制定に伴い、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 保険料を徴収すべき被保険者の見直し</p> <p>国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の被保険者となるため、国民健康保険法の住所地特例により本市内に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者で、後期高齢者医療制度に加入した者について、後期高齢者医療の保険料を徴収すべき被保険者に追加する。</p> <p>(2) 尼崎市債権管理条例の制定に伴う整備</p> <p>尼崎市債権管理条例の施行後においては、後期高齢者医療保険料にも同条例の効力が及ぶこととなるため、同条例に同様の定めがある督促及び延滞金に係る規定を本条例から削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>					

尼崎市後期高齢者医療に関する条例

改正後	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>本市内に住所を有する被保険者</u></p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際<u>本市内に住所を有していたもの</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等</u>をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際<u>本市内に住所を有していたもの</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った特定住所変更(同号に規定する特定住所変更をいう。)</u>に係る<u>継続入院等(同号に規定する継続入院等をいう。)</u>の際<u>本市内に住所を有していたもの</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項又は第2項の規定により本市内に住所を有するものとみなされたことにより尼崎市国民健康保険の被保険者であったもの</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>本市に住所を有する被保険者</u></p> <p>(2) <u>法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際<u>本市に住所を有していたもの</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等</u>をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際<u>本市に住所を有していたもの</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際本市に住所を有していたもの</u></p> <p><u>(督促)</u></p> <p>第5条 <u>保険料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督促状を発する。</u></p> <p>2 <u>前項の督促状により指定する納付の期限は、その督促状を発した日から起算して11</u></p>

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第5条～第8条 略 付則</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>日目とする。</u></p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第6条 前条第1項の規定により督促状を發したときは、1通について80円の督促手数料を徴収する。</p> <p><u>(延滞金)</u></p> <p>第7条 被保険者又はその連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>第8条～第11条 略 付則</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</p>
--	--

	<p>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
--	---

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 4 0 号	所 管	経済活性対策課
件 名	尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>本市では、平成 1 6 年 1 0 月に本条例を制定し、市内外からの工場等移転や企業の設備更新などに対する支援を行う中で、尼崎市民の雇用創出など、一定の成果を収めてきたところである。</p> <p>その中で、現行規定においては、平成 3 0 年 3 月 3 1 日に期限を迎えることとなる支援制度について、引き続き、企業の投資活動を促進することで、市税収入の増加や雇用の維持創出につなげるため、現行制度の延長を基本に継続するとともに、社会情勢の変化に対応し、制度利用をより促進する観点から一部見直しを行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 条例名称の変更</p> <p>条例の名称を「尼崎市企業立地促進条例」から「尼崎市企業投資活動促進条例」に改める。</p> <p>(2) 雇用要件の緩和</p> <p>制度の利用要件のうち雇用要件について、製造業等における新規雇用の 1 / 3 以上を市内居住者とする義務規定を努力規定に改める。</p> <p>(3) 条例期限の撤廃</p> <p>現行の支援制度については、期限を設けて運用を行っているが、これまでの制度利用の実態等を踏まえ、今後は期限を設けず運用を行っていくため、本条例の失効期限を撤廃する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市企業立地促進条例

改正後	現 行
<p>(題名)  <u>尼崎市企業投資活動促進条例</u></p> <p>(この条例の目的)            第1条 この条例は、本市内における<u>企業投資活動</u>を促進するため奨励金を支給することにより、本市産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)            第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>企業投資活動</u> 別表第1に定める事業(以下「対象事業」という。)を営むため、会社等が本市内(工場その他これに類するものを設置して製造業を営む場合にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域又は準工業地域(規則で定める区域を除く。)内)において、固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。)のうち、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又は償却資産を取得し、若しくは賃借して、次のいずれかに掲げる行為(貨物運送を行う事業、倉庫業又は卸売業(以下「貨物運送事業等」という。)を営む場合にあつては、アに掲げる行為に限る。)を行うことをいう。</p> <p>(<u>企業投資活動事業計画</u>の認定等)            第3条 第1号及び第2号に掲げる要件を備える会社等で第3号から第5号までに掲げる要件を備える<u>企業投資活動</u>を行おうとするものは、第6条の規定による奨励金の支給を受けようとするときは、当該<u>企業投資活動</u>に係る</p>	<p>(題名)  <u>尼崎市企業立地促進条例</u></p> <p>(この条例の目的)            第1条 この条例は、本市内における<u>企業立地</u>を促進するため奨励金を支給することにより、本市産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)            第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>企業立地</u> 別表第1に定める事業(以下「対象事業」という。)を営むため、会社等が本市内(工場その他これに類するものを設置して製造業を営む場合にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域又は準工業地域(規則で定める区域を除く。)内)において、固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。)のうち、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又は償却資産を取得し、若しくは賃借して、次のいずれかに掲げる行為(貨物運送を行う事業、倉庫業又は卸売業(以下「貨物運送事業等」という。)を営む場合にあつては、アに掲げる行為に限る。)を行うことをいう。</p> <p>(<u>企業立地事業計画</u>の認定等)            第3条 第1号及び第2号に掲げる要件を備える会社等で第3号から第5号までに掲げる要件を備える<u>企業立地</u>を行おうとするものは、第6条の規定による奨励金の支給を受けようとするときは、当該<u>企業立地</u>に係る計画(以</p>

<p>計画(以下「<u>企業投資活動事業計画</u>」という。)を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>企業投資活動事業計画</u>に基づく次に掲げる固定資産の取得等に要する費用の額の合計額(本市内に事業所を有している会社等が、公共事業の施行に伴いその損失の補償を受けて当該事業所に係る家屋を除却する場合において、その除却前に当該事業所において営んでいた対象事業と同一の対象事業に係る<u>企業投資活動</u>を行おうとするときは、当該合計額から当該補償として当該公共事業を施行する者から支払われる額を控除した額)が10億円(中小企業者にあつては、3,000万円)以上であること。</p> <p>(4) 事業所において常時使用する従業員(以下「<u>常勤従業員</u>」という。)について次に掲げる要件を備えていること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>貨物運送事業等を営む会社等</u>が対象事業を開始する日において新たに事業所の常勤従業員を雇用する場合にあつては、当該常勤従業員に占める本市内に住所を有する者(以下「<u>市内居住者</u>」という。)の割合が<u>2分の1</u>以上であること。</p> <p>2 <u>企業投資活動事業計画</u>には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>企業投資活動</u>に係る対象事業に関する事項</p> <p>(2) <u>企業投資活動</u>に係る事業所及び設備の概要に関する事項</p> <p>(3) <u>企業投資活動</u>を行う者に関する事項</p> <p>(4) <u>企業投資活動</u>を行う場所及び時期に関する事項</p> <p>(5) <u>企業投資活動</u>に係る対象事業の用に供する固定資産及びその取得等に要する費</p>	<p>下「<u>企業立地事業計画</u>」という。)を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>企業立地事業計画</u>に基づく次に掲げる固定資産の取得等に要する費用の額の合計額(本市内に事業所を有している会社等が、公共事業の施行に伴いその損失の補償を受けて当該事業所に係る家屋を除却する場合において、その除却前に当該事業所において営んでいた対象事業と同一の対象事業に係る<u>企業立地</u>を行おうとするときは、当該合計額から当該補償として当該公共事業を施行する者から支払われる額を控除した額)が10億円(中小企業者にあつては、3,000万円)以上であること。</p> <p>(4) 事業所において常時使用する従業員(以下「<u>常勤従業員</u>」という。)について次に掲げる要件を備えていること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 会社等が対象事業を開始する日において新たに事業所の常勤従業員を雇用する場合にあつては、当該常勤従業員に占める本市内に居住する者の割合が<u>3分の1</u>(<u>貨物運送事業等を営む場合にあつては、2分の1</u>)以上であること。</p> <p>2 <u>企業立地事業計画</u>には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>企業立地</u>に係る対象事業に関する事項</p> <p>(2) <u>企業立地</u>に係る事業所及び設備の概要に関する事項</p> <p>(3) <u>企業立地</u>を行う者に関する事項</p> <p>(4) <u>企業立地</u>を行う場所及び時期に関する事項</p> <p>(5) <u>企業立地</u>に係る対象事業の用に供する固定資産及びその取得等に要する費用に</p>
---	---

<p>用に関する事項</p> <p>(6) <u>企業投資活動</u>に係る事業所における従業員に関する事項</p> <p>3 市長は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請をした会社等が同項第1号及び第2号に掲げる要件を備え、かつ、<u>その企業投資活動事業計画</u>が、同項第3号から第5号までに掲げる要件を備えるとともに、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。</p> <p>(1) <u>企業投資活動</u>が本市地域経済の発展に資するものであること。</p> <p>(2) <u>企業投資活動</u>に係る対象事業の実施に向けて、環境の保全への配慮がなされていること。</p> <p>(3) <u>企業投資活動事業計画</u>が当該会社等の経営状況等に照らして適切であること。</p> <p>4 前項の規定による認定（以下「<u>企業投資活動認定</u>」という。）を受けた会社等（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に当該<u>企業投資活動認定</u>を受けた<u>企業投資活動事業計画</u>（以下「認定事業計画」という。）に基づく<u>企業投資活動</u>に係る対象事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。</p> <p>（認定事業者の地位の承継）</p> <p>第5条 相続、事業譲渡、合併、分割等の事由により認定事業計画（前条第1項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づく<u>企業投資活動</u>又は認定事業を承継した者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができる。</p> <p>（奨励金の支給）</p> <p>第6条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当該号に定める額の奨励金を支給することが</p>	<p>関する事項</p> <p>(6) <u>企業立地</u>に係る事業所における従業員に関する事項</p> <p>3 市長は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請をした会社等が同項第1号及び第2号に掲げる要件を備え、かつ、<u>その企業立地事業計画</u>が、同項第3号から第5号までに掲げる要件を備えるとともに、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。</p> <p>(1) <u>企業立地</u>が本市地域経済の発展に資するものであること。</p> <p>(2) <u>企業立地</u>に係る対象事業の実施に向けて、環境の保全への配慮がなされていること。</p> <p>(3) <u>企業立地事業計画</u>が当該会社等の経営状況等に照らして適切であること。</p> <p>4 前項の規定による認定（以下「<u>企業立地認定</u>」という。）を受けた会社等（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に当該<u>企業立地認定</u>を受けた<u>企業立地事業計画</u>（以下「認定事業計画」という。）に基づく<u>企業立地</u>に係る対象事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。</p> <p>（認定事業者の地位の承継）</p> <p>第5条 相続、事業譲渡、合併、分割等の事由により認定事業計画（前条第1項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づく<u>企業立地</u>又は認定事業を承継した者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができる。</p> <p>（奨励金の支給）</p> <p>第6条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当該号に定める額の奨励金を支給することが</p>
--	--

できる。

(1) 企業投資活動奨励金 次に掲げる額の合計額

(2) 従業員市内居住奨励金 次に掲げる額の合計額

ア 認定事業に係る事業所（以下「認定事業所」という。）における常勤従業員（当該認定事業に係る第3条第1項の規定による認定の申請があった日から当該認定事業が開始された日から起算して2年を経過する日（以下「転入期限」という。）までの間に本市外から本市内への転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）（以下「市内転入」という。）をした者で、当該市内転入をした日から引き続き1年以上本市内に住所を有しているものに限る。以下「新規転入従業員」という。）の属する世帯（新規転入従業員と生計を同じくしている者の集まりをいう。イにおいて同じ。）の数に5万円を乗じて得た額

（企業投資活動認定の取消し等）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企業投資活動認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により企業投資活動認定を受けたとき。

(2) 略

(3) 認定事業計画に従って企業投資活動を行っていないとき。

(4) 略

(5) 次条第3項の規定に違反したとき。

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又は企業投資活動認定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により企業投資活動

できる。

(1) 企業立地奨励金 次に掲げる額の合計額

(2) 従業員市内居住奨励金 次に掲げる額の合計額

ア 認定事業に係る事業所における常勤従業員（当該認定事業に係る第3条第1項の規定による認定の申請があった日から当該認定事業が開始された日から起算して2年を経過する日（以下「転入期限」という。）までの間に本市外から本市内への転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）（以下「市内転入」という。）をした者で、当該市内転入をした日から引き続き1年以上本市内に住所を有しているものに限る。以下「新規転入従業員」という。）の属する世帯（新規転入従業員と生計を同じくしている者の集まりをいう。イにおいて同じ。）の数に5万円を乗じて得た額

（企業立地認定の取消し等）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企業立地認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により企業立地認定を受けたとき。

(2) 略

(3) 認定事業計画に従って企業立地を行っていないとき。

(4) 略

(5) 次条第2項の規定に違反したとき。

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又は企業立地認定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により企業立地認定

認定を取り消した場合において、その取消し前に第6条の規定により支給した奨励金について、当該取消しの効力が及ぶ範囲を限定することができる。

- 4 市長は、第1項の規定により企業投資活動認定を取り消したときは、当該企業投資活動認定を受けていた会社等に対し、第6条の規定により支給した奨励金（その取消しの効力が及ぶ範囲に限る。）の額の範囲内で規則で定める額の返還を命ずることができる。

（認定事業者の責務）

第10条 認定事業者は、認定事業所において従業員を雇用しようとするとき（第3条第1項第4号ウに規定する場合を除く。）は、市内居住者を雇用するよう努めるとともに、地域社会の構成員として、参画及び協働の理念に基づき、その発展に協力するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定により認定事業所において常勤従業員として市内居住者を雇用しようとするときは、その際雇用しようとする当該認定事業所の常勤従業員に占める市内居住者の割合が3分の1以上となるように雇用するよう努めなければならない。

3 認定事業者は、通算して5年以上認定事業所において製造、研究、開発、物品の集配又は保管、卸売等（以下「製造等」という。）を行わなければならない。ただし、災害、倒産（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項第1号に規定する倒産をいう。）その他やむを得ない事由により通算して5年以上製造等を行うことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

4 略

（報告）

第11条 認定事業者は、規則で定めるところにより、その認定事業の運営状況について、

を取り消した場合において、その取消し前に第6条の規定により支給した奨励金について、当該取消しの効力が及ぶ範囲を限定することができる。

- 4 市長は、第1項の規定により企業立地認定を取り消したときは、当該企業立地認定を受けていた会社等に対し、第6条の規定により支給した奨励金（その取消しの効力が及ぶ範囲に限る。）の額の範囲内で規則で定める額の返還を命ずることができる。

（認定事業者の責務）

第10条 認定事業者は、認定事業に係る事業所において従業員を雇用しようとするとき（第3条第1項第4号ウに規定する場合を除く。）は、本市内に住所を有する者を雇用するよう努めるとともに、地域社会の構成員として、参画及び協働の理念に基づき、その発展に協力するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、通算して5年以上認定事業に係る事業所において製造、研究、開発、物品の集配又は保管、卸売等（以下「製造等」という。）を行わなければならない。ただし、災害、倒産（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項第1号に規定する倒産をいう。）その他やむを得ない事由により通算して5年以上製造等を行うことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3 略

（報告）

第11条 認定事業者は、規則で定めるところにより、認定事業の運営状況について、市長

市長に報告しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、認定事業所において、その認定事業に関し必要と認める事項を調査することができる。

(共同企業体に関する特例)

第13条 会社等及び当該会社等と規則で定める資本関係を有する会社等により構成される団体でその結成を市長に届け出たもの(以下「共同企業体」という。)については、当該共同企業体を会社等と、規則で定める要件を備える共同企業体を中小企業者とみなして、第2条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定を適用する。この場合において、第2条第1号中「がその」とあるのは「で共同企業体(第13条第1項に規定する共同企業体をいう。次号、次条第1項、第3項及び第4項、第9条第4項並びに別表第2において同じ。)を構成するもの(以下「構成企業」という。)がその」と、同条第2号中「会社等が」とあるのは「構成企業が」と、「次」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体の他の構成企業が次」と、同号イ中「中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「第13条第1項に規定する規則で定める要件を備える共同企業体(次条第1項第3号及び別表第2において「中小共同企業体」という。)」と、「会社等」とあるのは「共同企業体の構成企業」と、第3条第1項中「会社等で」とあるのは「会社等により構成される共同企業体で」と、同項第3号中「会社等が」とあるのは「構成企業が」と、「前に」とあるのは「前に当該構成企業が」と、「行おう」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体が行おう」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」と、同項

に報告しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、認定事業に係る事業所において、当該認定事業に関し必要と認める事項の調査をすることができる。

(共同企業体に関する特例)

第13条 会社等及び当該会社等と規則で定める資本関係を有する会社等により構成される団体でその結成を市長に届け出たもの(以下「共同企業体」という。)については、当該共同企業体を会社等と、規則で定める要件を備える共同企業体を中小企業者とみなして、第2条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定を適用する。この場合において、第2条第1号中「がその」とあるのは「で共同企業体(第13条第1項に規定する共同企業体をいう。次号、次条第1項、第3項及び第4項、第9条第4項並びに別表第2において同じ。)を構成するもの(以下「構成企業」という。)がその」と、同条第2号中「会社等が」とあるのは「構成企業が」と、「次」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体の他の構成企業が次」と、同号イ中「中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「第13条第1項に規定する規則で定める要件を備える共同企業体(次条第1項第3号及び別表第2において「中小共同企業体」という。)」と、「会社等」とあるのは「共同企業体の構成企業」と、第3条第1項中「会社等で」とあるのは「会社等により構成される共同企業体で」と、同項第3号中「会社等が」とあるのは「構成企業が」と、「前に」とあるのは「前に当該構成企業が」と、「行おう」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体が行おう」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」と、同項

第4号ア中「現に」とあるのは「現にその構成企業がいずれも」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号イ中「現に」とあるのは「現にその構成企業のいずれかが」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号ウ中「貨物運送事業等を営む会社等」とあるのは「その構成企業のうち貨物運送事業等を営むもの」と、同条第3項中「会社等が」とあるのは「共同企業体の構成企業が」と、同項第3号中「会社等」とあるのは「構成企業」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「いう。）は」とあるのは「いう。）の構成企業(対象事業を行う会社等に限る。)は」と、第6条第1号ア中「がその」とあるのは「の構成企業がその」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、同号イ中「が認定事業用家屋」とあるのは「の構成企業が認定事業用家屋」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、第9条第1項第2号中「第3条第1項第1号」とあるのは「その構成企業が第3条第1項第1号」と、同項第4号中「第3条第4項」とあるのは「その構成企業(認定事業を行う会社等に限る。次号及び次条において同じ。)が第3条第4項」と、同項第5号中「次条第3項」とあるのは「その構成企業が次条第3項」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体及びその構成企業」と、第10条中「認定事業者」とあるのは「認定事業者の構成企業」と、別表第2中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」とする。

第4号ア中「現に」とあるのは「現にその構成企業がいずれも」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号イ中「現に」とあるのは「現にその構成企業のいずれかが」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号ウ中「会社等」とあるのは「その構成企業」と、同条第3項中「会社等が」とあるのは「共同企業体の構成企業が」と、同項第3号中「会社等」とあるのは「構成企業」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「いう。）は」とあるのは「いう。）の構成企業(対象事業を行う会社等に限る。)は」と、第6条第1号ア中「がその」とあるのは「の構成企業がその」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、同号イ中「が認定事業用家屋」とあるのは「の構成企業が認定事業用家屋」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、第9条第1項第2号中「第3条第1項第1号」とあるのは「その構成企業が第3条第1項第1号」と、同項第4号中「第3条第4項」とあるのは「その構成企業(認定事業を行う会社等に限る。次号及び次条において同じ。)が第3条第4項」と、同項第5号中「次条第2項」とあるのは「その構成企業が次条第2項」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体及びその構成企業」と、第10条中「認定事業者」とあるのは「認定事業者の構成企業」と、別表第2中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」とする。

<p>2 市長は、共同企業体が認定事業者（会社等に限る。以下この項において同じ。）及び他の会社等を構成員として結成され、かつ、当該認定事業者が事業譲渡、分割等の事由により当該他の会社等に対しその認定事業計画に基づく<u>企業投資活動</u>に係る固定資産又はその認定事業のいずれか一方を承継させた場合において、当該他の会社等が第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該共同企業体を認定事業者とみなして、前項の規定の例により第4条から前条までの規定を適用することができる。</p> <p>付 則 <u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>2 市長は、共同企業体が認定事業者（会社等に限る。以下この項において同じ。）及び他の会社等を構成員として結成され、かつ、当該認定事業者が事業譲渡、分割等の事由により当該他の会社等に対しその認定事業計画に基づく<u>企業立地</u>に係る固定資産又はその認定事業のいずれか一方を承継させた場合において、当該他の会社等が第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該共同企業体を認定事業者とみなして、前項の規定の例により第4条から前条までの規定を適用することができる。</p> <p>付 則 <u>（この条例の失効）</u></p> <p>2 <u>この条例は、平成30年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>（失効に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>失効日以前に第3条第1項の規定により企業立地事業計画の認定を申請した者については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、失効日後も、なおその効力を有する。</u></p>
--	---



&lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第41号	所 管	経済活性化対策課
件 名	尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>工場立地法は、工業の発展に伴う社会問題の発生を背景に制定され、一定規模以上の工場に敷地面積の20%以上の緑地面積を確保することを義務付けている。</p> <p>一方、後に制定された、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律においては、同法に基づく基本計画の策定及び条例規定により、各市町村に対して、一定の範囲内での規制緩和を認めており、本市においても、平成22年4月に条例を制定し、一部規制の緩和を行う中で、工場緑化等の推進を図っている。</p> <p>その後、平成24年に工場立地法が改正され、現在では、工場立地法の規定に基づく条例を制定することで、各市町村がその規制緩和を行うことが可能となっており、今回、本市の基本計画の期限が平成30年3月に到来する時期に合わせて、条例の根拠法を工場立地法へと改めるもの。</p> <p>併せて、敷地をより有効に活用し、景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に取り組むため、緑地面積に対する重複緑地の算入率を緩和する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 根拠法の改正</p> <p>条例制定の根拠となる法律について、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から「工場立地法」に改める。</p> <p>(2) 重複緑地の算入率の緩和</p> <p>緑地面積に対する重複緑地の算入率について、現行、国の定める基準である、「25%」としているところを、「50%」へ緩和する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、根拠法の改正については、平成30年4月1日。</p>					

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）</u>（以下「<u>改正前の企業立地促進法</u>」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）をいう。以下「<u>法準則</u>」という。）に代えて適用すべき基準を定めるとともに、特定工場の緑化その他の景観と環境に配慮した行為で第6条第1項に規定する工場緑化等の推進基準に基づくもの（以下「<u>工場緑化等</u>」という。）の推進を図ることにより、本市の景観と環境に配慮しつつ、本市の産業集積の形成を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける区域（以下「<u>適用区域</u>」という。）は、本市における同意企業立地重点促進区域（<u>改正前の企業立地促進法</u>第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域をいう。）とする。</p> <p>(他の施設の用に供する土地等が緑地である場合の当該緑地の面積の制限)</p> <p>第4条の2 <u>前条第1項の緑地の面積</u>（以下「<u>緑化面積</u>」という。）の算定については、<u>環境施設以外の施設又は工場立地法施行規則</u>（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）をいう。以下「<u>法準則</u>」という。）に代えて適用すべき基準を定めるとともに、特定工場の緑化その他の景観と環境に配慮した行為で第6条第1項に規定する工場緑化等の推進基準に基づくもの（以下「<u>工場緑化等</u>」という。）の推進を図ることにより、本市の景観と環境に配慮しつつ、本市の産業集積の形成を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける区域（以下「<u>適用区域</u>」という。）は、本市における同意企業立地重点促進区域（<u>企業立地促進法</u>第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域をいう。）とする。</p>

省、運輸省令第1号)第4条第1号トに掲げる施設の用に供する土地(緑地であるものに限る。)の面積及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設(緑地であるものに限る。)の面積の合計面積は、緑化面積に100分の50を乗じて得た面積を超えてはならない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の措置)

第5条 敷地が次の各号に掲げる区域のうち2以上の区域にわたる場合における第4条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第1号に掲げる区域(以下「甲区域」という。)内に存する部分又は第2号に掲げる区域(以下「乙区域」という。)内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部がこれらの敷地割合のうち最も高いものに係る区域に属しているものとみなして同条の規定を適用し、第3号に掲げる区域内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部について同条の規定は適用しない。

付 則

(緑地等の面積の算定の特例)

2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が着手され、同日以後に完了していた製造業等に係る工場又は事業場で、この条例の施行の日以後その生産施設の面積の変更(規則で定めるものを含み、工場立地法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出を要するものに限る。)が行われるもの(以下「既存工場等」という。)において確保されるべき緑地の面積の算定については、第4条の2の規定を準用するほか、規則で定める方法により行うものとする。この場合において、同条中「緑化面積に」とあるのは、「付則第2項の緑地の面積に」と読み替えるものとする。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の措置)

第5条 敷地が次の各号に掲げる区域のうち2以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第1号に掲げる区域(以下「甲区域」という。)内に存する部分又は第2号に掲げる区域(以下「乙区域」という。)内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部がこれらの敷地割合のうち最も高いものに係る区域に属しているものとみなして同条の規定を適用し、第3号に掲げる区域内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部について同条の規定は適用しない。

付 則

(緑地等の面積の算定の特例)

2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が着手され、同日以後に完了していた製造業等に係る工場又は事業場で、この条例の施行の日以後その生産施設の面積の変更(規則で定めるものを含み、工場立地法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出を要するものに限る。)が行われるもの(以下「既存工場等」という。)において確保されるべき緑地の面積の算定は、規則で定める方法により行うものとする。

<p>3 略</p> <p>4 前2項の規定は、既存工場等において確保されるべき環境施設について準用する。この場合において、<u>付則第2項中「第4条の2の規定を準用するほか、規則」とあるのは「規則」と、「する。この場合において、同条中「緑化面積に」とあるのは、「付則第2項の緑地の面積に」と読み替えるものとする」とあるのは「する」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「中欄」とあるのは「右欄」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 略</p> <p>4 前2項の規定は、既存工場等において確保されるべき環境施設について準用する。この場合において、<u>前項中「中欄」とあるのは、「右欄」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）をいう。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき基準を定めるとともに、特定工場の緑化その他の景観と環境に配慮した行為で第6条第1項に規定する工場緑化等の推進基準に基づくもの（以下「工場緑化等」という。）の推進を図ることにより、本市の景観と環境に配慮しつつ、本市の産業集積の形成を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。</u></p> <p>（適用区域）</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける区域（以下「適用区域」という。）は、<u>準工業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域をいう。以下同じ。）</u>、<u>工業地域（同号に規定する工業地域をいう。以下同じ。）</u>及び<u>工業専用地域（同号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。）</u>とする。</p> <p>（敷地が2以上の区域にわたる場合の措置）</p> <p>第5条 敷地が次の各号に掲げる区域のうち2以上の区域にわたる場合における第4条の規</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「改正前の企業立地促進法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）をいう。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき基準を定めるとともに、特定工場の緑化その他の景観と環境に配慮した行為で第6条第1項に規定する工場緑化等の推進基準に基づくもの（以下「工場緑化等」という。）の推進を図ることにより、本市の景観と環境に配慮しつつ、本市の産業集積の形成を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。</u></p> <p>（適用区域）</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける区域（以下「適用区域」という。）は、<u>本市における同意企業立地重点促進区域（改正前の企業立地促進法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域をいう。）</u>とする。</p> <p>（敷地が2以上の区域にわたる場合の措置）</p> <p>第5条 敷地が次の各号に掲げる区域のうち2以上の区域にわたる場合における第4条の規</p>

<p>定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第1号に掲げる区域(以下「甲区域」という。)内に存する部分又は第2号に掲げる区域(以下「乙区域」という。)内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部がこれらの敷地割合のうち最も高いものに係る区域に属しているものとみなして同条の規定を適用し、第3号に掲げる区域内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部について同条の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>適用区域のうち、準工業地域及び工業地域(工業地域にあつては、規則で定める区域に限る。)</u></p> <p>(2) <u>適用区域のうち、工業地域(前号の規則で定める区域を除く。)</u>及び工業専用地域</p>	<p>定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第1号に掲げる区域(以下「甲区域」という。)内に存する部分又は第2号に掲げる区域(以下「乙区域」という。)内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部がこれらの敷地割合のうち最も高いものに係る区域に属しているものとみなして同条の規定を適用し、第3号に掲げる区域内に存する部分が最も高いときは当該敷地の全部について同条の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び同号に規定する工業地域のうち規則で定める区域</u></p> <p>(2) <u>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域のうち規則で定める区域以外の区域及び同号に規定する工業専用地域</u></p>
---	---

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 4 2 号	所 管	経済活性対策課
件 名	尼崎市産業振興基本条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)の施行により、条例中に引用している「企業立地」の定義規定が削除されたことから、所要の規定整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>現在、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第3条第2項から引用している「企業立地」の定義について、「工場若しくは事業場の新增設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。)を行うこと」と定める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市産業振興基本条例

改正後	現 行
<p>( 起業の促進 )</p> <p>第 5 条 本市における起業の促進については、何人も容易に起業に挑戦することができる環境の整備及び事業者が新たな事業分野への事業展開又は<u>工場若しくは事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）</u>を行うことができる環境の整備に取り組むことを基本として推進されなければならない。</p>	<p>( 起業の促進 )</p> <p>第 5 条 本市における起業の促進については、何人も容易に起業に挑戦することができる環境の整備及び事業者が新たな事業分野への事業展開又は<u>企業立地（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）第 3 条第 2 項に規定する企業立地をいう。）</u>を行うことができる環境の整備に取り組むことを基本として推進されなければならない。</p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 4 3 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 4 号）の施行により、平成 3 0 年 4 月 1 日から、その法律名称が「農業保険法」に改正されるため、当該改正に合わせて、所要の規定整備を行うもの。</p> <p>併せて、本市の債権に関する事務処理の一般的な基準を定める「尼崎市債権管理条例」の制定に伴い、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 根拠法令の改正</p> <p>本条例の根拠法令について、現行の「農業災害補償法」から「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 4 号）による改正前の農業災害補償法」に改めるとともに、同法施行規則からの引用部分についても同様の改正を行う。</p> <p>(2) 尼崎市債権管理条例の制定に伴う整備</p> <p>尼崎市債権管理条例の施行後においては、農作物共済に係る加入者負担共済掛金又は賦課金にも同条例の効力が及ぶこととなるため、同条例に同様の定めがある督促、滞納処分等に係る規定を本条例から削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市農業共済条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 本市が<u>農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)</u>による改正前の農業災害補償法(昭和22年法律第185号)(以下「法」という。)に基づいて行う共済事業については、<u>法令等に定めるもの</u>のほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第6条 削除</p> <p>(共済金の支払額)</p> <p>第32条 1～3 略</p> <p>4 第1項第2号の災害等による農作物の減収又は品質の低下は、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該農作物共済加入者の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ<u>農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)</u>による改正前の農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)(以下「省令」という。)第47条の8第1項の農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量(以下「特定農作物収穫量」という。)が、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しない場合に限るものとする。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 本市が農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行なう共済事業については、<u>法令その他別に定めがあるものを除くほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(督促、滞納処分等)</p> <p>第6条 <u>農作物共済に係る加入者負担共済掛金又は賦課金についての督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収等に関しては、尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(昭和31年尼崎市条例第9号)の定めるところによる。</u></p> <p>(共済金の支払額)</p> <p>第32条 1～3 略</p> <p>4 第1項第2号の災害等による農作物の減収又は品質の低下は、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該農作物共済加入者の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ<u>農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「省令」という。)</u>第47条の8第1項の農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量(以下「特定農作物収穫量」という。)が、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しない場合に限るものとする。</p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 4 4 号	所 管	産業廃棄物対策担当、 環境保全課
件 名	尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第61号)の制定により、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例(いわゆる親子会社で一体的処理が行われる場合の特例)」制度が創設されることに伴い、当該特例認定に係る申請に対する審査手数料を新たに設けるもの。</p> <p>また、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可に対する審査手数料について、その標準とすべき額を定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されるため、当該改正内容に合わせた改正を行う。</p> <p>さらに、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の制定により、汚染土壌処理業の「譲渡及び譲受」、「合併及び分割」並びに「相続」の承認に係る規定が創設されることに伴い、当該承認の申請に対する審査手数料を新たに設ける。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に係る手数料</p> <p>ア 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査手数料について、1件につき147,000円とする。</p> <p>イ 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査手数料について、1件につき134,000円とする。</p> <p>(2) 破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査手数料について、1件につき67,000円(現行75,000円)に引き下げる。</p> <p>(3) 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受け等の承認の申請に対する審査手数料</p> <p>ア 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査手数料について、1件につき100,000円とする。</p> <p>イ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査手数料について、1件につき100,000円とする。</p> <p>ウ 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査手数料について、1件につき100,000円とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>					

尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>( 手数料を徴収する事務及び手数料の額 )</p> <p>第 2 条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下この号において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1 件 1 4 7 , 0 0 0 円</u></p> <p><u>イ 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1 件 1 3 4 , 0 0 0 円</u></p> <p><u>ウ～ト 略</u></p> <p>(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 7 号)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア～ク 略</u></p> <p><u>ケ 破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1 件 6 7 , 0 0 0 円</u></p> <p>(3) 土壌汚染対策法(平成 1 4 年法律第 5 3 号)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア～ウ 略</u></p> <p><u>エ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査 1 件 1 0 0 , 0 0 0 円</u></p> <p><u>オ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1 件 1 0 0 , 0 0 0 円</u></p> <p><u>カ 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査 1 件 1 0 0 , 0 0 0 円</u></p>	<p>( 手数料を徴収する事務及び手数料の額 )</p> <p>第 2 条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下この号において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア～ツ 略</u></p> <p>(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 7 号)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア～ク 略</u></p> <p><u>ケ 破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1 件 7 5 , 0 0 0 円</u></p> <p>(3) 土壌汚染対策法(平成 1 4 年法律第 5 3 号)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア～ウ 略</u></p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 4 5 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画について、尼崎市都市計画審議会による審議等、所定の手続きを経て都市計画の変更がなされたため、当該変更内容に基づき、条例の題名等を改正するもの。</p> <p>また、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 2 6 号)の制定により、都市計画法及び建築基準法がそれぞれ改正され、新たな用途地域としての田園住居地域の追加及びそれに伴う所要の規定整備が行われるため、当該改正内容に合わせて、本条例における建築基準法からの引用部分について、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 地区計画の名称 現在、「再開発地区計画」としている部分について、「地区計画」へ改める。</p> <p>(2) 建築基準法別表第 2 における項の追加に伴う規定 建築基準法別表第 2 における項の追加に対応するため、第 3 条中に引用している「法別表第 2 (ぬ) 項」を「法別表第 2 (る) 項」へ改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。 ただし、建築基準法の改正に伴う規定整備については、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</p>					

尼崎市道意町7丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市道意町7丁目北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、平成元年尼崎市告示第246号に定める<u>道意町7丁目北地区地区計画</u>(以下「地区計画」という。)の区域(以下「適用区域」という。)内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 適用区域内においては、<u>法別表第2(る)項第1号</u>(研究教育・研究開発地区にあつては、(16)及び(23)から(28)までを除く。)及び第2号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域における業務の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p><u>尼崎市道意町7丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、平成元年尼崎市告示第246号に定める<u>道意町7丁目北地区再開発地区計画</u>(以下「地区計画」という。)の区域(以下「適用区域」という。)内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 適用区域内においては、<u>法別表第2(ぬ)項第1号</u>(研究教育・研究開発地区にあつては、(16)及び(23)から(28)までを除く。)及び第2号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域における業務の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

&lt; 平成 30 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 4 6 号	所 管	建築指導課																																							
件 名	尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について																																											
内 容																																												
<p>1 改正理由</p> <p>都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)の制定により、都市計画法及び建築基準法がそれぞれ改正され、新たな用途地域としての田園住居地域の追加及びそれに伴う規定整備が行われるため、当該改正内容に合わせて、関係する条例における建築基準法からの引用部分について、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(2) 阪神尼崎駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市都心商業・業務特別用途地区建築条例</p> <p>(4) あまがさき緑遊新都心地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市建築物等関係事務手数料条例</p> <p>(6) 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(7) 尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例</p> <p>(8) 尼崎市工業保全型特別工業地区建築条例</p> <p>(9) 尼崎市中央・三和商店街特別用途地区建築条例</p> <p>(10) 尼崎市住工共存型特別工業地区建築条例</p> <p>(11) 尼崎市 JR 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>建築基準法からの引用部分における項ずれへの対応のための規定整備を行う。</p> <p>【参考：建築基準法改正のうち、本市条例規定への影響箇所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">第 4 8 条</th> <th colspan="2">別表第 2</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田園住居地域</td> <td>第 8 項</td> <td>-</td> <td>( ち ) 項</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>第 9 項</td> <td>第 8 項</td> <td>( り ) 項</td> <td>( ち ) 項</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>第 10 項</td> <td>第 9 項</td> <td>( め ) 項</td> <td>( り ) 項</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>第 11 項</td> <td>第 10 項</td> <td>( る ) 項</td> <td>( め ) 項</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>第 12 項</td> <td>第 11 項</td> <td>( を ) 項</td> <td>( る ) 項</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>第 13 項</td> <td>第 12 項</td> <td>( わ ) 項</td> <td>( を ) 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施行期日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>						用途地域	第 4 8 条		別表第 2		改正後	現行	改正後	現行	田園住居地域	第 8 項	-	( ち ) 項	-	近隣商業地域	第 9 項	第 8 項	( り ) 項	( ち ) 項	商業地域	第 10 項	第 9 項	( め ) 項	( り ) 項	準工業地域	第 11 項	第 10 項	( る ) 項	( め ) 項	工業地域	第 12 項	第 11 項	( を ) 項	( る ) 項	工業専用地域	第 13 項	第 12 項	( わ ) 項	( を ) 項
用途地域	第 4 8 条		別表第 2																																									
	改正後	現行	改正後	現行																																								
田園住居地域	第 8 項	-	( ち ) 項	-																																								
近隣商業地域	第 9 項	第 8 項	( り ) 項	( ち ) 項																																								
商業地域	第 10 項	第 9 項	( め ) 項	( り ) 項																																								
準工業地域	第 11 項	第 10 項	( る ) 項	( め ) 項																																								
工業地域	第 12 項	第 11 項	( を ) 項	( る ) 項																																								
工業専用地域	第 13 項	第 12 項	( わ ) 項	( を ) 項																																								

尼崎市昭和通2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(い)項第1号及び第3号、(に)項第2号、第5号及び第6号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(り)項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域における商業その他の業務の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(い)項第1号及び第3号、(に)項第2号、第5号及び第6号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(ち)項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域における商業その他の業務の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

阪神尼崎駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第2号、第5号及び第6号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(り)項第3号に掲げる建築物(以下この項において「規制対象建築物」という。)は、建築してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第2号、第5号及び第6号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(ち)項第3号に掲げる建築物(以下この項において「規制対象建築物」という。)は、建築してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p>

尼崎市都心商業・業務特別用途地区建築条例

改正後	現 行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第2号、第5号及び第6号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(り)項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が都心としての商業及び業務の利便の増進に支障を及ぼすおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第2号、第5号及び第6号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(ち)項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が都心としての商業及び業務の利便の増進に支障を及ぼすおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

あまがさき緑遊新都心地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 適用区域(A地区に限る。)内においては、法別表第2(に)項第5号、(へ)項第5号及び<u>(り)</u>項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 適用区域(A地区に限る。)内においては、法別表第2(に)項第5号、(へ)項第5号及び<u>(ち)</u>項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 建築基準法第48条第1項から第13項までのただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件 180,000円</p> <p>(16)～(17) 略</p> <p>(18) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「<u>建蔽率</u>」という。)に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 33,000円</p> <p>(18)の2 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の<u>建蔽率</u>に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 33,000円</p> <p>(19)～(23) 略</p> <p>(24) 高度利用地区における建築物の容積率、<u>建蔽率</u>、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p> <p>(24)の2～(25) 略</p> <p>(26) 都市再生特別地区における建築物の容積率、<u>建蔽率</u>、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p> <p>(27) 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく建築物の容積率、<u>建蔽率</u>又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p> <p>(28)～(31) 略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 建築基準法第48条第1項から第12項までのただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件 180,000円</p> <p>(16)～(17) 略</p> <p>(18) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「<u>建ぺい率</u>」という。)に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 33,000円</p> <p>(18)の2 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の<u>建ぺい率</u>に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 33,000円</p> <p>(19)～(23) 略</p> <p>(24) 高度利用地区における建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p> <p>(24)の2～(25) 略</p> <p>(26) 都市再生特別地区における建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p> <p>(27) 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p> <p>(28)～(31) 略</p>

<p>(32) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の<u>建蔽率</u>に関する特例の認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p> <p>(33) ~ (38) 略</p> <p>(39) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、<u>建蔽率</u>、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p>	<p>(32) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の<u>建ぺい率</u>に関する特例の認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p> <p>(33) ~ (38) 略</p> <p>(39) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円</p>
---	---

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
(あ)	(い)	(あ)	(い)
街区の区分	建築してはならない建築物	街区の区分	建築してはならない建築物
住宅街区	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 (6)～(7) 略 (8) 法別表第2(と)項第3号及び(ぬ)項第3号に掲げる工場(引火性溶剤を用いてドライクリーニング業を営む工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えないものを除く。)	住宅街区	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(ち)項第2号に掲げる建築物 (6)～(7) 略 (8) 法別表第2(と)項第3号及び(り)項第3号に掲げる工場(引火性溶剤を用いてドライクリーニング業を営む工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えないものを除く。)
住工複合街区A	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 (6)～(7) 略 (8) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場(引火性溶剤を用いてドライクリーニング業を営む工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えないものを除く。) (9) 略	住工複合街区A	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(ち)項第2号に掲げる建築物 (6)～(7) 略 (8) 法別表第2(り)項第3号に掲げる工場(引火性溶剤を用いてドライクリーニング業を営む工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えないものを除く。) (9) 略
住工複合街区B	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 (6)～(7) 略 (8) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場(引火性溶剤を用いてドライクリーニング業を営む工場で作業場の床面積の合計が50平方メー	住工複合街区B	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(ち)項第2号に掲げる建築物 (6)～(7) 略 (8) 法別表第2(り)項第3号に掲げる工場(引火性溶剤を用いてドライクリーニング業を営む工場で作業場の床面積の合計が50平方メー

	<p>トルを超えないものを除く。)</p> <p>(9) 略</p>		<p>トルを超えないものを除く。)</p> <p>(9) 略</p>
工場等 街区	<p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>法別表第2(リ)項第2号</u> に掲げる建築物</p> <p>(5) <u>法別表第2(ぬ)項第4号</u> に掲げる建築物</p> <p>(6)~(7) 略</p>	工場等 街区	<p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>法別表第2(ち)項第2号</u> に掲げる建築物</p> <p>(5) <u>法別表第2(リ)項第4号</u> に掲げる建築物</p> <p>(6)~(7) 略</p>

尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築物等の用途)</p> <p>第3条 適用区域(緑地地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、法第51条に規定する建築物、法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第3項第5号に掲げる工作物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>(建築物等の用途)</p> <p>第3条 適用区域(緑地地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、法第51条に規定する建築物、法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第3項第5号に掲げる工作物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

尼崎市工業保全型特別工業地区建築条例

改正後	現 行
<p>(建築物等の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。ただし、市長が工業集積地としての都市機能の維持及び増進に支障を及ぼすおそれがなく、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法別表第2(わ)項第2号及び第6号から第8号までに掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2(わ)項第3号に掲げる建築物(適用区域内に存する工場、事務所等に勤務する者向けの社宅等を除く。)</p> <p>(6) 法別表第2(わ)項第5号に掲げる建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下の建築物でその敷地が県道主要地方道尼崎池田線又は市道第96号線に接するものを除く。)</p>	<p>(建築物等の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。ただし、市長が工業集積地としての都市機能の維持及び増進に支障を及ぼすおそれがなく、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法別表第2(を)項第2号及び第6号から第8号までに掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2(を)項第3号に掲げる建築物(適用区域内に存する工場、事務所等に勤務する者向けの社宅等を除く。)</p> <p>(6) 法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下の建築物でその敷地が県道主要地方道尼崎池田線又は市道第96号線に接するものを除く。)</p>

尼崎市中央・三和商店街特別用途地区建築条例

改正後	現 行
<p>(建築物等の用途)</p> <p>第2条 適用区域のうち市道第97号線、市道第98号線又は市道第150号線(以下「市道第97号線等」という。)に接する敷地内においては、次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。ただし、市長が商店街としての環境の維持及び向上に支障を及ぼすおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</u></p>	<p>(建築物等の用途)</p> <p>第2条 適用区域のうち市道第97号線、市道第98号線又は市道第150号線(以下「市道第97号線等」という。)に接する敷地内においては、次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。ただし、市長が商店街としての環境の維持及び向上に支障を及ぼすおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法別表第2(チ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</u></p>

尼崎市住工共存型特別工業地区建築条例

改正後	現 行
<p>(建築物等の用途)</p> <p>第3条 適用区域(工業地域A地区に限る。)内においては、次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法別表第2(る)項第1号(1)、(3)、(8)から(11)まで、(18)から(20)まで、(26)、(27)及び(30)に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2(る)項第2号に掲げる建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の9第1項の表(1)の項に掲げる危険物又は同表(2)の項に掲げる危険物(マッチ及び可燃性ガスに限る。)の貯蔵又は処理に供するものに限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 法別表第2(わ)項第5号に掲げる建築物(物品販売業を営む店舗に限る。)で、その店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートル(その敷地が県道主要地方道尼崎池田線又は市道山手幹線に接しているものにあつては、3,000平方メートル)を超えるもの</p> <p>2 略</p> <p>3 適用区域(準工業地域に限る。)内においては、次に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物</p>	<p>(建築物等の用途)</p> <p>第3条 適用区域(工業地域A地区に限る。)内においては、次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法別表第2(ぬ)項第1号(1)、(3)、(8)から(11)まで、(18)から(20)まで、(26)、(27)及び(30)に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2(ぬ)項第2号に掲げる建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の9第1項の表(1)の項に掲げる危険物又は同表(2)の項に掲げる危険物(マッチ及び可燃性ガスに限る。)の貯蔵又は処理に供するものに限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物(物品販売業を営む店舗に限る。)で、その店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートル(その敷地が県道主要地方道尼崎池田線又は市道山手幹線に接しているものにあつては、3,000平方メートル)を超えるもの</p> <p>2 略</p> <p>3 適用区域(準工業地域に限る。)内においては、次に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号に掲げる建築物</p>

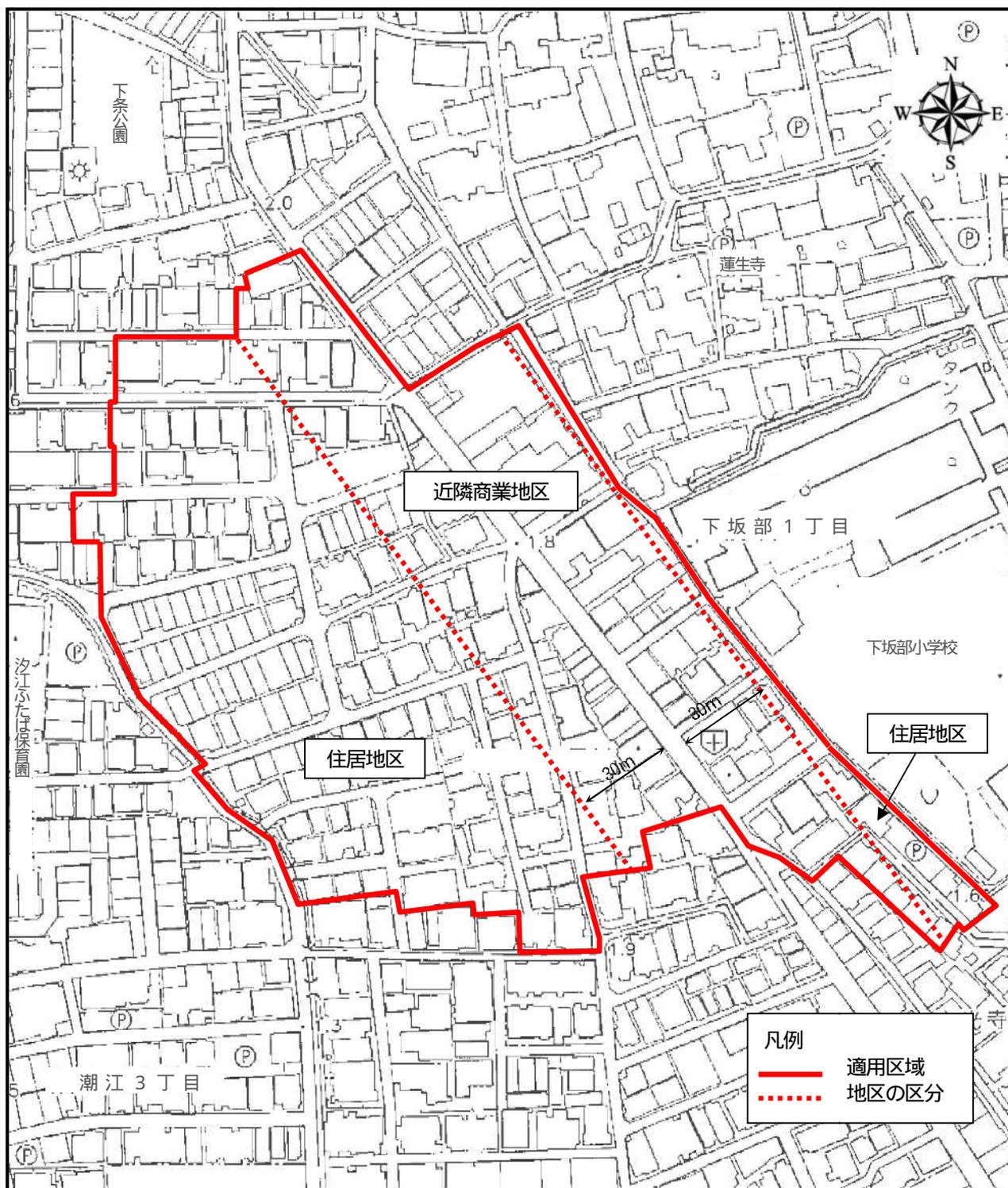
尼崎市JR塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

改正後	現 行
<p>(建築物等の用途)</p> <p>第3条 適用区域(北地区に限る。)内においては、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法第51条に規定する建築物並びに法別表第2(に)項第6号、(ほ)項第2号、<u>(ぬ)項第3号及び(る)項第1号</u>に掲げる建築物</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>法別表第2(わ)項第5号</u>に掲げる建築物(物品販売業を営む店舗に限る。次項第2号において同じ。)で、その店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。)の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>2 適用区域(南地区に限る。)内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) <u>前項第1号並びに法別表第2(ぬ)項第2号及び第4号</u>に掲げる建築物</p> <p>(2) <u>法別表第2(わ)項第5号</u>に掲げる建築物で、その店舗面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>(建築物等の用途)</p> <p>第3条 適用区域(北地区に限る。)内においては、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法第51条に規定する建築物並びに法別表第2(に)項第6号、(ほ)項第2号、<u>(り)項第3号及び(ぬ)項第1号</u>に掲げる建築物</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>法別表第2(を)項第5号</u>に掲げる建築物(物品販売業を営む店舗に限る。次項第2号において同じ。)で、その店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。)の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>2 適用区域(南地区に限る。)内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) <u>前項第1号並びに法別表第2(り)項第2号及び第4号</u>に掲げる建築物</p> <p>(2) <u>法別表第2(を)項第5号</u>に掲げる建築物で、その店舗面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 4 7 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画については、防災性の向上や快適な住環境の形成を図ることを目標として、地区の土地所有者等によるまちづくり協議会からの計画提案を受けて、尼崎市都市計画審議会による審議等、所定の手続きを経て都市計画決定されたところである。</p> <p>この地区計画で定められた事項のうち、特に重要な事項について、建築基準法に基づく建築確認の審査や、違反に対する罰則及び是正指導等の対象とすることで、地区計画の実現を担保するため、建築基準法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 適用区域及び地区の区分 裏面別図のとおり</p> <p>(2) 建築物の用途の制限 次の建築物は、建築してはならない。 住居地区内 : ボーリング場等の運動施設、ホテル又は旅館、自動車教習所、床面積の合計が 1 5 m<sup>2</sup>を超える畜舎 近隣商業地区内 : 自動車教習所、床面積の合計が 1 5 m<sup>2</sup>を超える畜舎、マージャン屋等、倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 建築物の高さの最高限度 住居地区内 : 高さ 1 0 m 以下 近隣商業地区内 : 高さ 1 5 m 以下</p> <p>(4) 建築物の敷地面積の最低限度 住居地区内 : 8 0 m<sup>2</sup> 以上 近隣商業地区内 : 7 0 m<sup>2</sup> 以上</p> <p>(5) 壁面の位置の制限 道路境界線までの距離 5 0 c m 以上 角敷地における道路の見通し空間として長さ 2 m のすみ切り空間の確保 地盤面上 1 0 m を超える部分での道路境界線までの距離 2 m 以上</p> <p>(6) 建築物の構造に関する防火上必要な制限 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。</p> <p>3 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

下坂部川出地区（約 3.1ha） 防災街区整備地区計画区域



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 4 8 号	所 管	公園維持課、公園計画・2 1 世紀の森担当、 観光地 域づくり推進担当				
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について								
内 容									
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎城址公園に尼崎城天守等の有料公園施設を整備し、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>また、公園施設の適正な利用と受益者負担の観点から、公園駐車場の使用料について、利用実態に見合った料金体系へ改めるもの。</p> <p>そのほか、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成29年政令第156号)の施行による都市公園法施行令の改正に伴い、本市が設置する都市公園の運動施設率の上限を設定するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎城天守等の有料公園施設整備に伴う改正</p> <p>ア 尼崎城天守を有料公園施設と位置付け、使用料を次のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="308 1182 863 1283"> <tr> <td>一般、学生</td> <td>5 0 0 円 / 回</td> </tr> <tr> <td>生徒、児童</td> <td>2 5 0 円 / 回</td> </tr> </table> <p>イ 尼崎城址公園の駐車場使用料を入庫後 3 0 分刻みで設定し、上限を 1 2 0 0 円とする。</p> <p>ウ 尼崎城址公園を指定管理者による管理を行える公園と位置付けるとともに、指定管理者選定のため、尼崎市指定管理者選定委員会条例の対象施設に尼崎城址公園を追加する。</p> <p>(2) 公園駐車場の使用料改定</p> <p>現行、入庫後 1 時間未満を無料、1 時間以上 6 時間未満を定額としている使用料について、入庫後 2 時間未満を 3 0 分刻みの設定に改める。</p> <p>(3) 都市公園法施行令の改正に伴う改正</p> <p>都市公園の運動施設率の上限を原則「100分の50」とし、現状で運動施設率が「100分の50」を超える一部の公園については、個別に上限を設定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、指定管理者選定を除く尼崎城址公園に係る規定については規則で定める日、公園駐車場の使用料改定に係る規定については平成 3 0 年 7 月 1 日。</p>						一般、学生	5 0 0 円 / 回	生徒、児童	2 5 0 円 / 回
一般、学生	5 0 0 円 / 回								
生徒、児童	2 5 0 円 / 回								

尼崎市都市公園条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（公園施設の設置の基準）</p> <p>第1条の3 1・2 略</p> <p><u>3 政令第8条第1項の条例で定める割合は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>記念公園 100分の60</u></p> <p>(2) <u>芦原公園 100分の70</u></p> <p>(3) <u>西向島公園 100分の90</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる公園以外の公園 100分の50</u></p> <p>（使用料の徴収の時期）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 駐車場の使用料は、駐車場を利用する者が<u>車両</u>を駐車場から出庫させる際に徴収する。</p> <p>（特定公園の管理）</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園（<u>第24条を除き、</u>以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の選定）</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、<u>特定公園（第22条に規定する特定公園及び尼崎城址公園をいう。第2号から第4号までにおいて同じ。）</u>の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p> <p>別表第2</p> <p>(5) 有料公園施設等を利用する場合 工 付属設備（駐車場に限る。）の使用料</p>	<p>（公園施設の設置の基準）</p> <p>第1条の3 1・2 略</p> <p>（使用料の徴収の時期）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 駐車場の使用料は、駐車場を利用する者が<u>自動車</u>を駐車場から出庫させる際に徴収する。</p> <p>（特定公園の管理）</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の選定）</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、特定公園の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p> <p>別表第2</p> <p>(5) 有料公園施設等を利用する場合 工 付属設備（駐車場に限る。）の使用料</p>

公園名	駐車時間	金額		公園名	使用料			
		大型自動車以外の車両	大型自動車		種別	駐車時間	金額	
記念公園 小田南公園 元浜緑地 西武庫公園	30分未満	100円	200円	記念公園 小田南公園 元浜緑地 西武庫公園	大型自動車以外の自動車	1時間以上 6時間未満	500円	
	30分以上	200円	400円			6時間以上 7時間未満	600円	
	1時間未満					7時間以上 8時間未満	700円	
	1時間以上 1時間30分未満	300円	600円			8時間以上	800円	
	1時間30分以上 2時間未満	400円	800円			大型自動車	1時間以上 6時間未満	1,000円
	2時間以上 6時間未満	500円	1,000円				6時間以上 7時間未満	1,200円
	6時間以上 7時間未満	600円	1,200円		7時間以上 8時間未満		1,400円	
	7時間以上 8時間未満	700円	1,400円		8時間以上		1,600円	
	8時間以上	800円	1,600円					

備考		摘要	
<p>1 駐車場を利用することができる車両は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち、2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)を除く。)とする。</p> <p>2 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻(以下「入庫時刻」という。)から当該車両を駐車場から出庫させた時刻(以下「出庫時刻」という。)までの時間(2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日であっても入庫時刻から午後12時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日であっても午前0時から出庫時刻までの時間、</p>		<p>1 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち、2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)を除く。)とする。</p>	

これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間)をいう。

3 「大型自動車」とは、普通自動車のうち、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.5メートルを超えるものをいう。

2 大型自動車とは、普通自動車のうち、長さ5メートルを、幅が2メートルを及び高さが2.5メートルを超えるものをいう。

尼崎市都市公園条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）														
<p>（使用料の徴収の時期）</p> <p>第11条 使用料（駐車場（記念公園、小田南公園、元浜緑地、<u>西武庫公園及び尼崎城址公園</u>に属する駐車場をいう。以下同じ。）の使用料を除く。）は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用（以下「公園の使用」という。）の許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。</p> <p>（特定公園の管理）</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、小田南公園、西向島公園、<u>猪名川公園及び尼崎城址公園</u>（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の選定）</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、特定公園の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p>	<p>（使用料の徴収の時期）</p> <p>第11条 使用料（駐車場（記念公園、小田南公園、元浜緑地<u>及び西武庫公園</u>に属する駐車場をいう。以下同じ。）の使用料を除く。）は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用（以下「公園の使用」という。）の許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。</p> <p>（特定公園の管理）</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、小田南公園、西向島公園<u>及び猪名川公園</u>（<u>第24条を除き</u>、以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の選定）</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、<u>特定公園（第22条に規定する特定公園及び尼崎城址公園をいう。第2号から第4号までにおいて同じ。）</u>の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</p>														
<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="193 1713 783 1906"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>尼崎城址公園</td> <td>尼崎城天守</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	施設の名称					尼崎城址公園	尼崎城天守	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="815 1713 1401 1861"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	公園名	施設の名称				
公園名	施設の名称														
尼崎城址公園	尼崎城天守														
公園名	施設の名称														
<p>別表第2</p> <p>(5) 有料公園施設等を利用する場合</p> <p>ア 有料公園施設（分区園を除く。）の使用</p>	<p>別表第2</p> <p>(5) 有料公園施設等を利用する場合</p> <p>ア 有料公園施設（分区園を除く。）の使用</p>														

料				
(ア) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合				
公園名	施設の 使用区 分	使用料		
		専用使用料		個人使用料
		単位	金額	
尼崎城 址公園	尼崎城 天守			1回につき 一般、学生 500円 生徒、児童 250円
<p>摘要</p> <p>1 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における専用使用料（研修室、第1会議室及び第2会議室に係る専用使用料を除く。）の額は、専用使用料の欄に掲げる額の1.2倍に相当する額とする。</p> <p>2 「午前」とは午前9時から午後0時までを、「午後」とは午後1時から午後4時（総合体育館にあっては、午後5時）までを、「夜間」とは午後5時から午後8時まで（総合体育館にあっては、午後6時から午後9時まで）を、「半日（前）」とは午前9時から午後4時まで、「半日（後）」とは午後1時から午後8時までを、「終日」とは午前9時から午後8時（総合体育館にあっては、午後9時）までをいう。</p> <p>3 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを午前9時以前に利用する場合の1時間当たりの使用料の額は午前1時間の使用料の額と同額と、午後0時から午後1時まで利用する場合の使用料の額は午後1時間の使用料の額と同額と、午後5時から午後6時まで及び午後9時以後に利用する場合の1時間当たりの使用料の額は夜間1時間の使用</p>				

料				
(ア) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合				
公園名	施設の 使用区 分	使用料		
		専用使用料		個人使用料
		単位	金額	
<p>摘要</p> <p>1 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における専用使用料（研修室、第1会議室及び第2会議室に係る専用使用料を除く。）の額は、専用使用料欄の規定にかかわらず、同欄に規定する額の1.2倍相当額とする。</p> <p>2 「午前」とは午前9時から午後0時まで、「午後」とは午後1時から午後4時（総合体育館にあっては、午後1時から午後5時）まで、「夜間」とは午後5時から午後8時（総合体育館にあっては、午後6時から午後9時）まで、「半日（前）」とは午前9時から午後4時まで、「半日（後）」とは午後1時から午後8時まで、「終日」とは午前9時から午後8時（総合体育館にあっては、午前9時から午後9時）までをいう。</p> <p>3 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを午前9時以前に利用する場合の1時間当たりの使用料の額は午前1時間の使用料の額と同額とし、午後0時から午後1時まで利用する場合の使用料の額は午後1時間の使用料の額と同額とし、午後5時から午後6時まで及び午後9時以後に利用する場合の1時間当たりの使用料の額は夜間1時間の</p>				

料の額と同額とする。

4 略

5 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しない者、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）がこの表に掲げる有料公園施設（市民プール及び尼崎城天守を除く。）を利用する場合の使用料の額は、第7条第1項の許可を受けた利用時間等及びこれに係る同表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

(イ)・(ウ) 略

イ～ウ 略

エ 付属設備（駐車場に限る。）の使用料

公園名	駐車時間	金額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車

尼崎城址公園	30分未満	200円		
	30分以上 1時間未満	400円		
	1時間以上 1時間30分未満	600円		
	1時間30分以上 2時間未満	800円		
	2時間以上 2時間30分未満	1,000円		
	2時間30分以上	1,200円		

備考

1 駐車場を利用することができる車両は、

使用料の額と同額とする。

4 略

5 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しない者、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）がこの表に掲げる有料公園施設（市民プールを除く。）を利用する場合の使用料の額は、第7条第1項の許可を受けた利用時間等及びこれに係る同表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

(イ)・(ウ) 略

イ～ウ 略

エ 付属設備（駐車場に限る。）の使用料

公園名	駐車時間	金額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車


備考

1 駐車場を利用することができる車両は、

尼崎城址公園以外の公園の駐車場にあっては道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち、2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)を除く。)(以下「普通自動車等」という。)と、尼崎城址公園の駐車場にあっては普通自動車等(大型自動車を除く。)とする。

2・3 略

道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち、2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。))を除く。)とする。

2・3 略

尼崎市指定管理者選定委員会条例

改正後	現 行
<p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ~ 2 0 略</p> <p><u>2 1 尼崎城址公園</u></p> <p>2 2 ~ 2 4 略</p> </div> <p>備考 第 3 項、第 5 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項及び第 <u>2 2 項</u> に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ~ 1 2 略</p> <p><u>1 3 尼崎城址公園</u></p> <p>1 4 ~ 1 6 略</p> </div> <p>備考 第 3 項、第 8 項、<u>第 1 1 項、第 1 2 項及び第 1 4 項</u> に掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>	<p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ~ 2 0 略</p> <p><u>2 1 ~ 2 3 略</u></p> </div> <p>備考 第 3 項、第 5 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項及び第 <u>2 1 項</u> に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ~ 1 2 略</p> <p><u>1 3 ~ 1 5 略</u></p> </div> <p>備考 第 3 項、第 8 項<u>及び第 1 1 項から第 1 3 項</u>までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 4 9 号	所 管	公園維持課
件 名	尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 公園施設の適正な利用と受益者負担の観点から、公園駐車場の使用料について、利用実態に見合った料金体系へ改めるもの。</p> <p>2 主な改正内容 現行、入庫後 1 時間未満を無料、1 時間以上 6 時間未満を定額としている使用料について、入庫後 2 時間未満を 3 0 分刻みに設定するとともに、本市の設置する都市公園の駐車場使用料に準拠した料金体系に改める。</p> <p>3 施行期日 平成 3 0 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
<p>( 有料施設等の利用等 )</p> <p>第 4 条 1 ~ 3 略</p> <p>4 第 1 項の使用料は、有料施設等の利用の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料は魚釣施設からの退場の際に、軟式野球場又は多目的運動広場を利用する場合の使用料は同項の許可の際に、駐車場を利用する場合の使用料は<u>車両</u>を駐車場から出庫させる際に徴収する。</p> <p>( 利用料金 )</p> <p>第 1 9 条 1 ~ 3 略</p> <p>4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場等以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第 6 条第 1 項の許可に係る行為(以下「許可行為」という。)にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は<u>車両</u>を駐車場から出庫させる際に、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する。</p>		<p>( 有料施設等の利用等 )</p> <p>第 4 条 1 ~ 3 略</p> <p>4 第 1 項の使用料は、有料施設等の利用の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料は魚釣施設からの退場の際に、軟式野球場又は多目的運動広場を利用する場合の使用料は同項の許可の際に、駐車場を利用する場合の使用料は<u>自動車</u>を駐車場から出庫させる際に徴収する。</p> <p>( 利用料金 )</p> <p>第 1 9 条 1 ~ 3 略</p> <p>4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場等以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第 6 条第 1 項の許可に係る行為(以下「許可行為」という。)にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は<u>自動車</u>を駐車場から出庫させる際に、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する。</p>	
別表第 2		別表第 2	
有料施設等の名称	駐車時間	金額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
駐車場	30分未満	100円	200円
	30分以上	200円	400円
	1時間未満		
	1時間以上	300円	600円
	1時間30分未満		
	1時間30分以上2時間	400円	800円
施設の名称	種別	駐車時間	金額
駐車場	大型自動車以外の自動車	1時間以上	514円
		6時間未満	
		6時間以上	617円
		7時間未満	
		7時間以上	720円
		8時間未満	
8時間以上	822円		

	未満				大型自動車	1時間以上 6時間未満	1,028円
	2時間以上 6時間未満	500円	1,000円			6時間以上 7時間未満	1,234円
	6時間以上 7時間未満	600円	1,200円			7時間以上 8時間未満	1,440円
	7時間以上 8時間未満	700円	1,400円			8時間以上	1,645円
	8時間以上	800円	1,600円				
<p><b>備考</b></p> <p>1 駐車場を利用することができる車両は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち、2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。))を除く。)とする。</p> <p>2 「<u>駐車時間</u>」とは、<u>車両を駐車場に入庫させた時刻(以下「入庫時刻」という。)</u>から<u>当該車両を駐車場から出庫させた時刻(以下「出庫時刻」という。)</u>までの時間(2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、<u>車両を駐車場に入庫させた日</u>にあつては<u>入庫時刻から午後12時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日</u>にあつては<u>午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日</u>にあつては<u>それぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間</u>)をいう。</p> <p>3 「<u>大型自動車</u>」とは、<u>普通自動車のうち、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.5メートルを超えるものをいう。</u></p>				<p><b>摘要</b></p> <p>1 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち、2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。))を除く。)とする。</p> <p>2 大型自動車とは、普通自動車のうち、<u>長さ5メートルを、幅2メートルを及び高さ2.5メートルを超えるものをいう。</u></p>			



&lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第50号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>消防組織法において、非常勤消防団員等に係る公務による死亡、負傷等の損害については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従い、条例で定めるところにより補償することが義務付けられているが、この度、当該政令が改正されるため、その改正内容に合わせた改正を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>消防団員等に扶養親族のある場合の補償基礎額への加算額について、政令に準じて改める。</p> <p>(1) 配偶者に係る補償基礎額への加算額を「333円」から「217円」に改める。</p> <p>(2) 子(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。以下同じ。)に係る補償基礎額への加算額を「267円」から「333円」に改め、配偶者がいない場合の加算額区分を削除する。</p> <p>(3) 父母等に係る補償基礎額への加算額について、配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額区分を削除し、一律「217円」とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>1・2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の補償基礎額は、同項の規定による金額に、<u>第5項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額とする。</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>1・2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の補償基礎額は、同項の規定による金額に、<u>第5項第1号に該当する扶養親族については333円を、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(消防団員等に同項第1号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち1人については333円)を、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(消防団員等に同項第1号又は第2号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額とする。</u></p>

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 5 1 号	所 管	消防局予防課
件 名	尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>消防法において、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所の所有者等は、別に定める技術上の基準を満たし、市町村長から設置許可等を受けることが義務付けられており、当該設置許可等に係る審査及び検査に対する手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、各容量の区分等にしがって、その標準額が定められている。</p> <p>本市においても、その標準額に合わせて、条例にて手数料を定めているが、この度、当該政令が改正されるため、その改正内容に合わせて改正を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>次の手数料について増額する。</p> <p>(1) 準特定屋外タンク貯蔵所の設置・変更許可申請に対する審査等に係る手数料</p> <p>(2) 特定屋外タンク貯蔵所の設置・変更許可申請に対する審査等に係る手数料</p> <p>(3) 特定屋外タンク貯蔵所の設置・変更許可に係る完成検査前検査のうち基礎・地盤検査、溶接部検査又は岩盤タンク検査に係る手数料</p> <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る手数料</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市消防関係事務手数料条例

改正後		現 行	
別表		別表	
種別	金額	種別	金額
1・2 略		1・2 略	
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)に係るもの	1件 <u>570,000円</u>	(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)に係るもの	1件 <u>530,000円</u>
(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「総務省令」という。)で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特		(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「総務省令」という。)で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特	

<p>定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>オ 危険物の貯蔵</p>	<p>1件 <u>880,000円</u></p> <p>1件 <u>1,070,000円</u></p> <p>1件 <u>1,200,000円</u></p> <p>1件 <u>1,520,000円</u></p> <p>1件 <u>1,780,000円</u></p>	<p>定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>オ 危険物の貯蔵</p>	<p>1件 <u>830,000円</u></p> <p>1件 <u>1,010,000円</u></p> <p>1件 <u>1,120,000円</u></p> <p>1件 <u>1,420,000円</u></p> <p>1件 <u>1,660,000円</u></p>
--	---	--	---

<p>最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>(5) 特定屋外タンク 貯蔵所（浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所に限る。）に 係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が</p>	<p>1件 <u>4,070,000 円</u></p> <p>1件 <u>5,340,000 円</u></p> <p>1件 <u>6,490,000 円</u></p> <p>1件 <u>1,180,000 円</u></p>	<p>最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>(5) 特定屋外タンク 貯蔵所（浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所に限る。）に 係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が</p>	<p>1件 <u>3,880,000 円</u></p> <p>1件 <u>5,100,000 円</u></p> <p>1件 <u>6,290,000 円</u></p> <p>1件 <u>1,130,000 円</u></p>
--	---	--	---

1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>1,410,000 円</u>	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>1,340,000 円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>1,580,000 円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>1,500,000 円</u>
エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>1,940,000 円</u>	エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>1,830,000 円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>2,260,000 円</u>	オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件 <u>2,140,000 円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリ	1 件 <u>4,550,000 円</u>	カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリ	1 件 <u>4,350,000 円</u>

<p>ットル以上 300,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>(6) 岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵 所に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上 500,000キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000キロリ ットル以上の屋</p>	<p>1件 <u>5,820,000円</u></p> <p>1件 <u>7,070,000円</u></p> <p>1件 <u>5,930,000円</u></p> <p>1件 <u>7,470,000円</u></p> <p>1件 <u>10,900,000円</u></p>	<p>ットル以上 300,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>(6) 岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵 所に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上 500,000キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最 大数量が 500,000キロリ ットル以上の屋</p>	<p>1件 <u>5,570,000円</u></p> <p>1件 <u>6,770,000円</u></p> <p>1件 <u>5,750,000円</u></p> <p>1件 <u>7,250,000円</u></p> <p>1件 <u>10,700,000円</u></p>
--	--	--	--

<p>外タンク貯蔵所 (7)~(12) 略 4~14 略 15 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 (1)・(2) 略 (3) 基礎・地盤検査</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特</p>	<p>1件 <u>420,000円</u></p> <p>1件 <u>560,000円</u></p> <p>1件 <u>730,000円</u></p> <p>1件 <u>960,000円</u></p>	<p>外タンク貯蔵所 (7)~(12) 略 4~14 略 15 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 (1)・(2) 略 (3) 基礎・地盤検査</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特</p>	<p>1件 <u>410,000円</u></p> <p>1件 <u>540,000円</u></p> <p>1件 <u>700,000円</u></p> <p>1件 <u>920,000円</u></p>
--	---	--	---

定屋外タンク貯蔵所		定屋外タンク貯蔵所	
オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,090,000 円</u>	オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,040,000 円</u>
カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,660,000 円</u>	カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,600,000 円</u>
キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,900,000 円</u>	キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,820,000 円</u>
ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>2,120,000 円</u>	ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>2,030,000 円</u>
(4) 溶接部検査		(4) 溶接部検査	
ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000 キロリットル未	1 件 <u>530,000 円</u>	ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000 キロリットル未	1 件 <u>490,000 円</u>

満の特定屋外タンク貯蔵所		満の特定屋外タンク貯蔵所	
イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000キロリットル以上10,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件 <u>680,000円</u>	イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件 <u>630,000円</u>
ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件 <u>1,030,000円</u>	ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件 <u>990,000円</u>
エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>1,410,000円</u>	エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>1,310,000円</u>
オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>1,780,000円</u>	オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>1,720,000円</u>
カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満の特	1件 <u>3,430,000円</u>	カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満の特	1件 <u>3,320,000円</u>

定屋外タンク貯蔵所		定屋外タンク貯蔵所	
キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>4,190,000 円</u>	キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>4,060,000 円</u>
ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>4,800,000 円</u>	ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>4,650,000 円</u>
(5) 岩盤タンク検査		(5) 岩盤タンク検査	
ア 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所	1 件 <u>9,320,000 円</u>	ア 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所	1 件 <u>9,100,000 円</u>
イ 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上 500,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所	1 件 <u>12,600,000 円</u>	イ 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上 500,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所	1 件 <u>12,400,000 円</u>
ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000 キロリ ットル以上の屋 外タンク貯蔵所	1 件 <u>17,300,000 円</u>	ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000 キロリ ットル以上の屋 外タンク貯蔵所	1 件 <u>17,000,000 円</u>
16 略		16 略	
17 法第14条の3第 1項又は第2項の規 定に基づく特定屋外		17 法第14条の3第 1項又は第2項の規 定に基づく特定屋外	

<p>タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p> <p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>オ 危険物の貯蔵</p>	<p>1件 <u>320,000円</u></p> <p>1件 <u>460,000円</u></p> <p>1件 <u>750,000円</u></p> <p>1件 <u>1,020,000円</u></p> <p>1件 <u>1,300,000円</u></p>	<p>タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p> <p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>オ 危険物の貯蔵</p>	<p>1件 <u>310,000円</u></p> <p>1件 <u>430,000円</u></p> <p>1件 <u>720,000円</u></p> <p>1件 <u>960,000円</u></p> <p>1件 <u>1,210,000円</u></p>
--	---	--	---

<p>最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>(2) 岩盤タンクに係 る特定屋外タンク 貯蔵所に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリ ットル未満の特</p>	<p>1件 <u>3,150,000 円</u></p> <p>1件 <u>3,870,000 円</u></p> <p>1件 <u>4,460,000 円</u></p> <p>1件 <u>2,690,000 円</u></p>	<p>最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>(2) 岩盤タンクに係 る特定屋外タンク 貯蔵所に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリ ットル未満の特</p>	<p>1件 <u>2,950,000 円</u></p> <p>1件 <u>3,620,000 円</u></p> <p>1件 <u>4,170,000 円</u></p> <p>1件 <u>2,660,000 円</u></p>
---	---	---	---

<p>定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>(3) 略</p> <p>18 略</p>	<p>1件 <u>3,230,000円</u></p> <p>1件 <u>4,830,000円</u></p>	<p>定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>(3) 略</p> <p>18 略</p>	<p>1件 <u>3,190,000円</u></p> <p>1件 <u>4,790,000円</u></p>
--	---	--	---



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 5 2 号	所 管	水道局管理課ほか各事業 所管課
件 名	尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成 3 0 年度からの公営企業局の設置に伴い、関係する条例において、その権限等を新たに設置する公営企業管理者へ改めるなどの所掌事務に係る所要の規定整備等を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市水道事業給水条例</p> <p>(3) 尼崎市下水道条例</p> <p>(4) 地方公営企業法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市水洗便所改造資金貸付条例</p> <p>(6) 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金条例</p> <p>(7) 尼崎市公営企業審議会条例</p> <p>(8) 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関する条例</p> <p>(9) 尼崎市の環境をまもる条例</p> <p>(10) 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>(11) 尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例</p> <p>(12) 尼崎市公共調達基本条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>公営企業局の設置に伴い、その管理権限等を「市長」又は「尼崎市水道事業管理者」から「尼崎市公営企業管理者」へ変更する等の改正を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>法第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業に勤務するもの（以下「企業職員」という。）</u>の給与の種類及び基準を定めるほか、<u>企業職員の給与について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常時勤務を要する企業職員（臨時的に任用された者を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める企業職員（<u>以下これらの企業職員を「職員」という。</u>）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第3条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき<u>尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）</u>が指定するもの（以下「管理監督職員」という。）に対して支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基き、<u>本市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</u></p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常時勤務を要する企業職員（臨時的に任用された者を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第3条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき<u>管理者（尼崎市モーターボート競走事業にあっては、市長。以下同じ。）</u>が指定するもの（以下「管理監督職員」という。）に対して支給する。</p>

尼崎市水道事業給水条例

改正後	現 行
<p>( 共用給水装置の設置及び使用 )            第 5 条 共用給水装置の設置及び使用は、<u>尼崎市公営企業管理者</u> ( 以下「管理者」という。 )            が必要と認めた場合に限る。</p>	<p>( 共用給水装置の設置及び使用 )            第 5 条 共用給水装置の設置及び使用は、<u>尼崎市水道事業管理者</u> ( 以下「管理者」という。 )            が必要と認めた場合に限る。</p>

尼崎市下水道条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 <u>削除</u></p> <p>第7章 略</p> <p>付則</p> <p>(排水設備工事の計画の確認)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕( <u>尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)</u>が別に定める軽易な修繕を除く。)の工事(以下「排水設備工事」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、<u>申請書を管理者に提出して、その計画が排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであること</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第3条の2 排水設備工事は、排水設備工事を適正に行うことができると認められる者で<u>管理者が指定するもの(以下「下水道排水設備指定工事店」という。)</u>でなければ行うことができない。</p> <p>2 前項の規定による下水道排水設備指定工事店の指定について必要な事項は、<u>管理者が定める。</u></p> <p>(排水設備工事のしゅん功検査)</p> <p>第4条 排水設備工事を行った者は、当該排水設備工事のしゅん功後、直ちに、<u>その旨を管理者に届け出て、しゅん功検査を受けなければならない。</u>この場合において、しゅん功検査に特別の費用を要したときは、<u>管理者が別に定めるところにより、排水設備工事を行った者がこれを負担しなければならない。</u></p> <p>(排水設備の接続の方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 排水設備の排水管内径及び排水<sup>きよ</sup>渠の断</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 <u>尼崎市下水道運営審議会(第21条)</u></p> <p>第7章 略</p> <p>付則</p> <p>(排水設備工事の計画の確認)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕( <u>市長の定める軽易な修繕を除く。</u> )の工事(以下「排水設備工事」という。)を行なおうとする者は、あらかじめ<u>申請書を市長に提出して、その計画が排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであること</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第3条の2 排水設備工事は、排水設備工事を適正に行うことができると認められる者で<u>市長が指定するもの(以下「下水道排水設備指定工事店」という。)</u>でなければ行うことができない。</p> <p>2 前項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定について必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p> <p>(排水設備工事のしゅん功検査)</p> <p>第4条 排水設備工事を行なった者は、排水設備工事しゅん功後、直ちに<u>その旨市長に届け出て、しゅん功検査を受けなければならない。</u>この場合において、しゅん功検査に特別の費用を要したときは、<u>市長の定めるところにより、排水設備工事を行なった者がこれを負担しなければならない。</u></p> <p>(排水設備の接続の方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 排水設備の排水管内径及び排水<sup>きよ</sup>の断</p>

面積は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべきものの

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	排水渠 <sup>きよ</sup> の断面面積
200未満	100以上	排水面積の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のある断面面積
200以上 400未満	125以上	
400以上 600未満	150以上	
600以上 1,000未満	180以上	
1,000以上 1,500未満	200以上	
1,500以上 2,000未満	250以上	

(2) 汚水のみを排除すべきものの

排水人口 (単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	排水渠 <sup>きよ</sup> の断面面積
130未満	100以上	排水人口の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のある断面面積
130以上 250未満	125以上	
250以上 500未満	150以上	
500以上 700未満	180以上	
700以上 1,000未満	200以上	

3 土地又は建物の利用状況により多量の汚

断面面積は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべきものの

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	排水きよ <sup>きよ</sup> の断面面積
200未満	100以上	排水面積の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のある断面面積
200以上 400未満	125以上	
400以上 600未満	150以上	
600以上 1,000未満	180以上	
1,000以上 1,500未満	200以上	
1,500以上 2,000未満	250以上	

(2) 汚水のみを排除すべきものの

排水人口 (単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	排水きよ <sup>きよ</sup> の断面面積
130未満	100以上	排水人口の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のある断面面積
130以上 250未満	125以上	
250以上 500未満	150以上	
500以上 700未満	180以上	
700以上 1,000未満	200以上	

3 土地建物の利用状況により多量の汚水を

水を排除する必要がある場合その他の事由により前項の規定によることが適当でないと管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、排水設備の排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める。

(排水設備工事の設計等の委託)

第6条 排水設備工事の設計、施行又は清掃は、市に委託することができる。この場合において、当該設計等に要する費用は、管理者が別に定めるところにより、委託者が負担しなければならない。

2 前項の規定により排水設備工事の設計又は工事を委託した者については、第3条又は第4条の規定は、適用しない。

(使用開始等の届出)

第7条 公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止しようとする者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。公共下水道の使用開始後において、水洗便所の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 尼崎市水道事業給水条例(昭和35年尼崎市条例第7号)第19条の規定による申込み又は同条例第22条第1項(第1号に限る。)の規定による届出があったときは、当該申込み又は届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。

(使用料の徴収)

第9条 1・2 略

3 使用者が特定事業場から管理者が別に定める水質の汚水を、1月につき管理者が別に定める水量を超えて排除したときは、第1項の規定にかかわらず、当該使用者から、前項の規定を適用して算定した額に、当該特定事業場からその月に排除された汚水の総量に1立方メートルにつき128円の範囲内で管理者が別に定める額を乗じて得た額を加えて得た額に100分の108を乗じて得た額(その

排除する場合等前項の規定によることが適当でないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、排水設備の排水管の内径及び排水きよの断面積は、市長が定める。

(排水設備工事の設計等の委託)

第6条 排水設備工事の設計、施行又は清掃は、市長に委託することができる。この場合において、当該設計等に要する費用は、市長の定めるところにより、委託者が負担しなければならない。

2 前項の規定により市長に排水設備工事の設計又は工事を委託した者については、第3条又は第4条の規定は、適用しない。

(使用開始等の届出)

第7条 公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止しようとする者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。公共下水道の使用開始後において、水洗便所の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 尼崎市水道事業給水条例(昭和35年尼崎市条例第7号)第19条又は第22条第1項第1号の規定による申込み又は届出があったときは、その申込み又は届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。

(使用料の徴収)

第9条 1・2 略

3 使用者が特定事業場から市長が別に定める水質の汚水を、1月につき市長が別に定める水量を超えて排除したときは、第1項の規定にかかわらず、当該使用者から、前項の規定を適用して算定した額に、当該特定事業場からその月に排除された汚水の総量に1立方メートルにつき128円の範囲内で市長が別に定める額を乗じて得た額を加えて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1

<p>額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を徴収する。</p> <p>(概算使用料の前納)</p> <p>第10条 公共下水道を臨時に使用する者は、その都度管理者が別に定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者が前納させる必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により前納された概算使用料は、当該使用者が公共下水道の使用を廃止したとき又は管理者が必要と認めるときに精算する。</p> <p>(使用開始等の場合の使用料の算定)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 第7条第1項前段の規定による届出をすべき者が当該届出をしないで公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止したときは、当該者が公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止した日を管理者が認定して、前項の規定を適用する。</p> <p>(汚水排出量の認定等)</p> <p>第12条 水道汚水は水道の使用水量をもって、工業用水道汚水は工業用水道の使用水量をもって、その排水量とみなす。ただし、管理者は、使用水量と汚水排出量とに著しい差があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、その都度汚水排出量を認定する。</p> <p>2 井戸汚水その他の汚水は、人員、業態その他の事実により管理者がその排出量を認定する。</p> <p>3 公共下水道に排除される汚水の水質は、管理者が認定する。</p> <p>4 管理者は、汚水排出量又は汚水の水質の認定について必要があると認めるときは、当該使用者その他関係人に報告を求め、若しくは必要な書類の提出を求め、又は特定事業場の敷地内の適当な場所にこれらの認定のため</p>	<p>円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を徴収する。</p> <p>(概算使用料の前納)</p> <p>第10条 公共下水道を臨時に使用する者は、そのつど市長が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、市長において前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により前納された概算使用料は、当該使用者が公共下水道の使用を廃止したとき、又は市長が必要と認めるときに精算する。</p> <p>(使用開始等の場合の使用料の算定)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 第7条第1項前段の規定による届出をすべき者が当該届出をしないで公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止したときは、当該者が公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止した日を市長が認定して、前項の規定を適用する。</p> <p>(汚水排出量の認定等)</p> <p>第12条 水道汚水は水道の使用水量をもって、工業用水道汚水は工業用水道の使用水量をもって、その排水量とみなす。ただし、使用水量と汚水排出量とに著しい差があるとき、その他特別の理由があると認めるときは、市長がその都度汚水排出量を認定する。</p> <p>2 井戸汚水及びその他の汚水は、人員、業態その他の事実により市長がその排出量を認定する。</p> <p>3 公共下水道に排除される汚水の水質は、市長が認定する。</p> <p>4 市長は、汚水排出量又は汚水の水質の認定について必要があると認めるときは、当該使用者その他関係人に報告を求め、若しくは必要な書類の提出を求め、又は特定事業場の敷地内の適当な場所にこれらの認定のために</p>
--	--

<p>に必要な機器を設置することができる。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第13条 使用料は、2月分をまとめて徴収する。ただし、<u>管理者が必要と認めるときは</u>、他の方法をもって徴収することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 <u>管理者は、公益上の理由</u>その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 法第24条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、<u>申請書を管理者に提出して</u>、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 令第16条に<u>規定する</u>行為をしようとする者は、あらかじめ、<u>その旨を管理者に届け出て</u>、その指示を受けなければならない。</p> <p>(下水道敷等の占用の許可)</p> <p>第17条 下水道の敷地(道路の敷地中の下水道の敷地を除く。以下同じ。)又は排水施設に物件を設け、継続して当該下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、<u>管理者の許可を受けなければならない</u>。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(無断占用に対する処置)</p> <p>第19条 <u>管理者は</u>、第17条の許可を受けないで下水道の敷地又は排水施設に物件を設けた者に対し、直ちに、<u>その</u>占用を停止させ、<u>及び</u>当該物件を撤去させて原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(占用許可の取消し等)</p> <p>第20条 <u>管理者は</u>、<u>占有者が次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、当該占有者に対してその占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。</p>	<p>必要な機器を設置することができる。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第13条 使用料は、2月分をまとめて徴収する。ただし、<u>市長が必要と認めたときは</u>、他の方法をもって徴収することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 <u>市長は、公益上</u>その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 法第24条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>申請書を市長に提出して</u>、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 令第16条に<u>定める</u>行為をしようとする者は、あらかじめ<u>その旨市長に届け出て</u>、その指示を受けなければならない。</p> <p>(下水道敷等の占用の許可)</p> <p>第17条 下水道の敷地(道路の敷地中の下水道の敷地を除く。以下同じ。)又は排水施設に物件を設け、継続して当該下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、<u>市長の許可を受けなければならない</u>。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(無断占用に対する処置)</p> <p>第19条 <u>市長は</u>、第17条の許可を受けないで下水道の敷地又は排水施設に物件を設けた者に対し、直ちに<u>その</u>占用を停止させ、当該物件を撤去させて原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(占用許可の取消し等)</p> <p>第20条 <u>市長は</u>、<u>占有者が次の各号の一に該当するとき</u>は、当該占有者に対してその占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。</p>
--	--

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 占用料を滞納したとき。</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、管理者が下水道の管理上又は公益上やむを得ない事情があると認めるとき。</u></p> <p>削る</p> <p>第6章 削除</p> <p>第21条 削除</p> <p>(代理人の選定)</p> <p>第22条 管理者は、排水設備を設置すべき者又は使用者が市内に居住しないときその他必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、本市内に居住する代理人の選定を命ずることができる。</p> <p>(手数料)</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 占用料を滞納したとき。</p> <p>2 <u>前項に掲げるもののほか、市長は、下水道の管理上又は公益上やむを得ない事実が発生したときは、前項に規定する処分をすることができる。</u></p> <p>第6章 尼崎市下水道運営審議会 (<u>尼崎市下水道運営審議会</u>)</p> <p>第21条 <u>次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、尼崎市下水道運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u></p> <p>(1) <u>排水設備の設置等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公共下水道の使用料に関すること。</u></p> <p>(3) <u>下水道受益者負担金に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他下水道事業の経営に関し市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>審議会は、委員12人以内で組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>市議会議員</u></p> <p>(3) <u>排水設備を設置すべき者又は使用者</u></p> <p>4 <u>委員は、第1項各号に掲げる事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(代理人の選定)</p> <p>第22条 市長は、排水設備を設置すべき者又は使用者が市内に居住しないときその他必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人の選定を命ずることができる。</p> <p>(手数料)</p>
--	---

<p>第23条 第3条の2第1項の規定による下水道排水設備指定工事店の指定を受けようとする者は、当該指定の申請の際、10,000円以内で管理者が別に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) <u>第20条第1号又は第2号に該当する者</u></p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者が定める</u>。</p>	<p>第23条 第3条の2第1項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定を受けようとする者は、申請の際、10,000円以内で<u>規則で定める額の手数料を納付しなければならない</u>。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) <u>第20条第1項第1号又は第2号に規定する行為をした者</u></p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>
--	---

地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例

改正後	現 行
<p>(水道事業等の業務状況説明書類の提出等)</p> <p>第4条 <u>尼崎市公営企業管理者</u>(以下「管理者」という。)は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの<u>尼崎市水道事業、尼崎市工業用水道事業、尼崎市下水道事業及び尼崎市モーターボート競走事業</u>(以下「水道事業等」という。)の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの<u>水道事業等の業務の状況を説明する書類</u>を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>水道事業等の業務の状況を説明する書類</u>(以下「業務状況説明書類」という。)には、その期間における次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。</p> <p>3 管理者は、天災その他やむを得ない事情により<u>水道事業等の業務状況説明書類</u>をそれぞれ第1項に規定するその提出期限までに市長に提出することができなかつた場合は、当該期限後できるだけ速やかに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項又は前項の規定による<u>水道事業等の業務状況説明書類の提出</u>があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(<u>尼崎市水道事業等の業務状況説明書類の提出等</u>)</p> <p>第4条 <u>尼崎市水道事業管理者</u>(以下「管理者」という。)は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの<u>尼崎市水道事業及び尼崎市工業用水道事業</u>(以下「<u>尼崎市水道事業等</u>」という。)の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの<u>尼崎市水道事業等の業務の状況を説明する書類</u>を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>尼崎市水道事業等の業務の状況を説明する書類</u>(以下「業務状況説明書類」という。)には、その期間における次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。</p> <p>3 管理者は、天災その他やむを得ない事情により<u>尼崎市水道事業等の業務状況説明書類</u>をそれぞれ第1項に規定するその提出期限までに市長に提出することができなかつた場合は、当該期限後できるだけ速やかに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項又は前項の規定による<u>尼崎市水道事業等の業務状況説明書類の提出</u>があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(<u>尼崎市下水道事業等の業務状況説明書類の作成等</u>)</p> <p>第5条 前条の規定は、<u>尼崎市下水道事業及び尼崎市モーターボート競走事業の業務状況説明書類</u>について準用する。この場合において、<u>同条第1項中「尼崎市水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>とあるのは、「市長」と、「<u>市長に提出しなければ</u>」とあるのは「作成</p>

	<p><u>しなければ」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「管理者」とあるのは「市長」と、「それぞれ第1項」とあるのは「次条において読み替えて準用する第1項」と、「市長に提出する」とあるのは「作成する」と、「市長に提出しなければ」とあるのは「作成しなければ」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「次条において読み替えて準用する第1項」と、「よる」とあるのは「より」と、「の提出があった」とあるのは「を作成した」と、同条第5項中「前項」とあるのは次条において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

尼崎市水洗便所改造資金貸付条例

改正後	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>くみ取り便所</u>(し尿浄化槽)を設ける便所を含む。<u>以下</u>同じ。)を水洗便所(污水管が下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しようとする者に対し、これに必要な資金(以下「資金」という。)を貸し付け、水洗便所の適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。</p> <p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けは、予算の範囲内において、家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、<u>くみ取り便所</u>を水洗便所に改造しようとするものに対し行う。</p> <p>2 前項の資金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 資金の貸付額(以下「貸付金」という。)の償還能力を有すると認められる者で独立の生計を営んでいるもの</p> <p>(2) 第5条に規定する保証人を<u>立てる</u>ことができる者</p> <p>(3) 市民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を完納している者</p> <p>(貸付けの条件)</p> <p>第3条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸付利子 無利子。ただし、下水道法第11条の3第1項に規定する者が同項の規定により<u>くみ取り便所</u>を水洗便所に改造しなければならない期限(当該期限を経過しても<u>くみ取り便所</u>を水洗便所に改造していない場合であって、当該<u>くみ取り便所</u>を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があるものとして尼崎市公営企業管</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>汲取り便所</u>(し尿浄化槽)を設ける便所を含む。<u>次条第1項及び第3条第1項第1号</u>において同じ。)を水洗便所(污水管が下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しようとする者に対し、これに必要な資金(以下「資金」という。)を貸し付け、水洗便所の適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。</p> <p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けは、予算の範囲内において、家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、<u>かつ、汲取り便所</u>を水洗便所に改造しようとするものに対し行う。</p> <p>2 前項の資金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 資金の貸付額(以下「貸付金」という。)の償還能力を有すると認められる者で独立の生計を営んでいるもの</p> <p>(2) 第5条に規定する保証人を<u>たてる</u>ことができる者</p> <p>(3) 市民税、固定資産税、下水道受益者負担金、<u>下水道使用料</u>を完納している者</p> <p>(貸付けの条件)</p> <p>第3条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸付利子 無利子。ただし、下水道法第11条の3第1項に規定する者が同項の規定により<u>汲取り便所</u>を水洗便所に改造しなければならない期限(当該期限を経過しても<u>汲取り便所</u>を水洗便所に改造していない場合であって、当該<u>汲取り便所</u>を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があるものとして規則で定める事由に該当</p>

<p>理者（以下「<u>管理者</u>」という。）が別に定める事由に該当するときは、当該事由がやんだ後6月）を経過して第6条第1項の規定による資金の借受けの申込みをする場合にあっては、年7.5パーセント</p> <p>(2) 償還方法 貸し付けた月の翌月から36月（36月で償還することが困難であると特に<u>管理者</u>が認めるときは、65月）以内の毎月分割払</p> <p>2 前項第3号に規定する延滞利子の額の計算に係る年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>（貸付金の額）</p> <p>第4条 貸付金は、便所の改造（付帯工事を含む。）1件（大便器及び小便器の1対又は兼用便器1個をいう。）につき、371,000円以内において<u>管理者が別に定める額</u>とする。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>管理者が別に定める連帯保証人1人を立てなければならない</u>。</p> <p>（資金の貸付けの決定等）</p> <p>第6条 資金の貸付けの決定は、資金の貸付けを受けようとする者の借受けの申込みによって<u>管理者が行う</u>。</p> <p>2 <u>管理者は、前項の申込みがあったときは、速やかに、その決定を行い、及びその申込者に通知するものとする</u>。</p> <p>（資金の貸付時期）</p> <p>第7条 資金の貸付けは、便所の改造工事の完了後<u>管理者が行う</u>所定の検査に合格した後に<u>行う</u>。</p> <p>（償還期限の延長）</p> <p>第8条 <u>管理者は、資金の貸付けを受けた者が災害その他やむを得ない理由により貸付金を償還期限までに償還することが著しく困難で</u></p>	<p>するときは、当該事由がやんだ後6月）を経過して第6条第1項の規定による資金の借受けの申込みをする場合にあっては、年7.5パーセント</p> <p>(2) 償還方法 貸し付けた月の翌月から36月（36月で償還することが困難であると特に<u>市長</u>が認めるときは、65月）以内の毎月分割払</p> <p>2 前項第3号に規定する延滞利子の額の計算に係る年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>（貸付金の額）</p> <p>第4条 貸付金は、便所の改造（付帯工事を含む。）1件（大便器及び小便器の1対又は兼用便器1個をいう。）につき、371,000円以内において<u>規則で定める額</u>とする。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>規則で定める連帯保証人1人をたてなければならない</u>。</p> <p>（資金の貸付けの決定等）</p> <p>第6条 資金の貸付けの決定は、資金の貸付けを受けようとする者の借受けの申込みによって<u>市長が行なう</u>。</p> <p>2 <u>市長は、前項の申込みがあったときは、すみやかにその決定を行ない、当該申込者に通知するものとする</u>。</p> <p>（資金の貸付時期）</p> <p>第7条 資金の貸付けは、便所の改造工事の完了後<u>市長が行なう</u>所定の検査に合格した後に<u>行なう</u>。</p> <p>（償還期限の延長）</p> <p>第8条 <u>市長は、資金の貸付けを受けた者が災害その他やむを得ない理由により貸付金を償還期限までに償還することが著しく困難であ</u></p>
---	--

<p>あると認めるときは、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の申出により、資金の償還期限を延長することができる。</p> <p>（貸付けの決定の取消し等）</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、資金の貸付けの決定通知を受けた者又は借受人が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、その者に対し、その決定を取り消し、又は第3条の規定にかかわらず貸付金の全部若しくは一部を一時に償還させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 貸付けの決定を受けた者が<u>管理者が別に</u>定める期間内に便所の改造工事に着手しないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>管理者が</u>貸付けの必要がないと認めるとき。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者が</u>定める。</p>	<p>あると認めるときは、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の申出により、資金の償還期限を延長することができる。</p> <p>（貸付けの決定の取消し等）</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、資金の貸付けの決定通知を受けた者又は借受人が、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、その者に対し、その決定を取り消し、又は第3条の規定にかかわらず貸付金の全部若しくは一部を一時に償還させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 貸付けの決定を受けた者が<u>市長が</u>定める期間内に便所の改造工事に着手しないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長が</u>貸付けの必要がないと認めるとき。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則で</u>定める。</p>
--	---

尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金条例

改正後	現 行
<p>(受益者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が<u>行われた場合</u>において必要があると認めるときは、<u>当該土地</u>に換地処分が<u>行われたもの</u>とみなし、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、排水区域を土地その他の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。</p> <p>(受益者の負担金の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、負担区内に存する土地で公共下水道に排除する汚水量が著しく多いものの用に供されているものについては、当該土地に係る受益者に対し、前項に規定する負担金のほか、当該負担金の額の10割以内の負担金の増課をすることができる。</p> <p>(負担区の事業費の予定額の決定等)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、負担区に係る共通事業以外の事業に着手する前に、当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 前項の賦課対象区域は、同項の規定による</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が<u>行なわれた場合</u>において必要があると認めるときは、<u>当該地</u>に換地処分が<u>行なわれたもの</u>とみなし、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、排水区域を土地その他の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。</p> <p>(受益者の負担金の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、負担区内に存する土地で公共下水道に排除する汚水量が著しく多いものの用に供されているものについては、当該土地に係る受益者に対し、前項に規定する負担金のほか、当該負担金の額の10割以内の負担金の増課をすることができる。</p> <p>(負担区の事業費の予定額の決定等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、負担区に係る共通事業以外の事業に着手する前に、当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 前項の賦課対象区域は、同項の規定による</p>

<p>公告（以下「<u>区域公告</u>」という。）の日の属する年度内において事業の施行を予定している区域とする。</p> <p>（負担金の賦課）</p> <p>第10条 <u>管理者は、区域公告の日現在における当該区域公告があつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第8条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</u></p> <p>2 <u>管理者は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付すべき時期を受益者に通知しなければならない。</u></p> <p>（賦課の期間制限）</p> <p>第11条 <u>前条第1項の規定による負担金の賦課は、区域公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、行うことができない。</u></p> <p>2 <u>偽りその他不正の行為により、負担金の全部又は一部の賦課を免れた負担金に係る賦課は、前項の規定にかかわらず、区域公告の日の翌日から起算して5年を経過する日まで行うことができる。</u></p> <p>（負担金の徴収）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>前項の場合において、次条に規定する納付すべき時期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納付すべき時期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> <p>3 <u>管理者は、負担金を徴収しようとするときは、管理者が別に定めるところにより受益者に納入の通知をしなければならない。</u></p> <p>（負担金の納期）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>管理者は、前項の規定によりがたいとき</u></p>	<p>公告の日の属する年度内において事業の施行を予定している区域とする。</p> <p>（負担金の賦課）</p> <p>第10条 <u>市長は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第8条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付すべき時期を受益者に通知しなければならない。</u></p> <p>（賦課の期間制限）</p> <p>第11条 <u>前条第1項の負担金の賦課は、第9条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。</u></p> <p>2 <u>偽りその他不正の行為により、負担金の全部又は一部の賦課を免れた負担金に係る賦課は、前項の規定にかかわらず、第9条第1項の公告の日の翌日から起算して5年を経過する日まですることができない。</u></p> <p>（負担金の徴収）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>前項の場合において、次条に規定する納付すべき時期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納付すべき時期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、負担金を徴収しようとするときは、規則で定めるところにより受益者に納入の通知をしなければならない。</u></p> <p>（負担金の納期）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定によりがたいときは、</u></p>
--	--

は、別に納付すべき時期を定めることができる。

(負担金の徴収猶予)

第14条 管理者は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が負担金を納付することが困難であると認めるときその他特に負担金の徴収を猶予する必要があると認めるときは、当該受益者の申請に基づき、負担金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2 管理者は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた者について、財産の状況その他の事情の変化によりその徴収の猶予を継続することが適当でないと認めるときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。

3 管理者は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に通知しなければならない。

(負担金の減免等)

第15条 略

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金の全部又は一部を当該受益者の申請に基づき、減免することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる受益者のほか、管理者が特に負担金を減免する必要があると認める受益者

(事業費の確定等)

第16条 管理者は、負担区に係る事業が終了したときは、遅滞なく、当該負担区に係る事業費及び単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。

(負担金の額の確定及び清算等)

第17条 管理者は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第10条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、

別に納付すべき時期を定めることができる。

(負担金の徴収猶予)

第14条 市長は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が負担金を納付することが困難であると認めるときその他特に負担金の徴収を猶予する必要があると認めるときは、当該受益者の申請に基づき、負担金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2 市長は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた者について、財産の状況その他の事情の変化によりその徴収の猶予を継続することが適当でないと認めるときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に通知しなければならない。

(負担金の減免等)

第15条 略

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金の全部又は一部を当該受益者の申請に基づき、減免することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる受益者のほか、市長が特に負担金を減免する必要があると認める受益者

(事業費の確定等)

第16条 市長は、負担区に係る事業が終了したときは、遅滞なく、当該負担区に係る事業費及び単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。

(負担金の額の確定及び清算等)

第17条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第10条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、

<p>く、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の確定額が第8条の規定により公告された当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の予定額を<u>超える</u>場合において、その差額が少ないと<u>管理者</u>が認めるときは、前項の規定による負担金の額の確定及び追徴をしないことができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担金の額の確定及び追徴をしないときは、前条の規定による公告の日以後、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(受益者の申告)</p> <p>第18条 <u>区域公告</u>の日現在における<u>当該区域公告</u>があつた賦課対象区内の土地に係る受益者は、<u>管理者</u>が別に定めるところにより、<u>管理者</u>に受益者の申告をしなければならない。</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第19条 <u>区域公告</u>の日後、賦課対象区域内の土地に係る受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に申し出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継する。ただし、第10条第1項の規定により定められた額及び第17条第1項の規定により受益者から追徴すべき金額のうちその<u>申出</u>があつた日までに納付すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この<u>条例</u>に定めるもののほか、この<u>条例</u>の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の確定額が第8条の規定により公告された当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の予定額を<u>こえる</u>場合において、その差額が少ないと<u>市長</u>が認めるときは、前項の規定による負担金の額の確定及び追徴をしないことができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定により負担金の額の確定及び追徴をしないときは、前条の規定による公告の日以後、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(受益者の申告)</p> <p>第18条 <u>第9条第1項の公告</u>の日現在における<u>当該公告</u>があつた賦課対象区内の土地に係る受益者は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>に受益者の申告をしなければならない。</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第19条 <u>第9条第1項の公告</u>の日後、賦課対象区域内の土地に係る受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に申し出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継する。ただし、第10条第1項の規定により定められた額及び第17条第1項の規定により受益者から追徴すべき金額のうち<u>当該申し出</u>があつた日までに納付すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この<u>条例</u>の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	--

尼崎市公営企業審議会条例

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき市が経営する企業(以下「公営企業」という。)の経営に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、<u>尼崎市公営企業審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 委員は、<u>公営企業の経営に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第3条 1・2 略</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ<u>会長が指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>2 <u>審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第6条 <u>審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会は、会長が指名する委員で組織する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>4 <u>第3条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「委員」とあるのは「部会に属す</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市の</u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項の企業の経営に関する重要な事項の調査審議及び意見の具申を行うため、市長の諮問機関として、<u>尼崎市公営企業審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 1・2 略</p> <p>3 委員は、<u>当該諮問に係る調査審議及び意見の具申が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第3条 1・2 略</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ<u>会長の指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 <u>審議会に専門部会を置くことができる。</u></p>

<p><u>る委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(意見の聴取等)</u></p> <p><u>第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(幹事)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>2 幹事は、<u>本市関係職員のうちから市長が任命する。</u></p> <p>3 幹事は、<u>委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u>会長が審議会に諮って定める。</u></u></p>	<p>(幹事)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>2 幹事は、<u>市職員のうちから市長が任命する。</u></p> <p>3 幹事は、<u>会長の命を受け、会務に従事する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u>市長が定める。</u></u></p>
---	---

尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関する条例

改正後	現 行
<p>(適用区分)</p> <p>第2条 この条例は、尼崎市都市計画下水道受益者負担に関する省令(昭和33年建設省令第5号)第4条の規定により定められた負担区に係る区域以外の区域(以下「新事業区域」という。)の事業の負担金について適用する。</p> <p>(受益者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、<u>当該土地</u>に換地処分が行われたものとみなし、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(排水区域の公告)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域を定め、当該排水区域の名称及び区域を公告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(受益者の負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により公告された区域内のものの面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次条第1項の規定により公告された区域内に存する土地で公共下水道に排除する汚水量が著しく多いものの用に供されているものについては、当該土地に係る受益者に対し、前項に規定する負担金のほか、当該負担金の額の10割以内の負担金の増課をすることができる。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p>	<p>(適用区分)</p> <p>第2条 この条例は、尼崎市都市計画下水道受益者負担に関する省令(昭和33年建設省令第5号)第4条の規定により市長が定めた負担区に係る区域以外の区域(以下「新事業区域」という。)の事業の負担金について適用する。</p> <p>(受益者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、<u>当該地</u>に換地処分が行われたものとみなし、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(排水区域の公告)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域を定め、当該排水区域の名称及び区域を公告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(受益者の負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第1項の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により公告された区域内のものの面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、次条第1項の規定により公告された区域内に存する土地で公共下水道に排除する汚水量が著しく多いものの用に供されているものについては、当該土地に係る受益者に対し、前項に規定する負担金のほか、当該負担金の額の10割以内の負担金の増課をすることができる。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p>

第6条 管理者は、年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の賦課対象区域は、同項の規定による公告（以下「区域広告」という。）の日の属する年度内において事業の施行を予定している区域とする。

（負担金の賦課）

第7条 管理者は、区域公告の日現在における当該区域公告があつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付すべき時期を受益者に通知しなければならない。

（賦課の期間制限）

第8条 前条第1項の規定による負担金の賦課は、区域公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、行うことができない。

2 偽りその他不正な行為により、負担金の全部又は一部の賦課を免れた負担金に係る賦課は、前項の規定にかかわらず、区域公告の日の翌日から起算して5年を経過する日まで行うことができる。

（負担金の徴収）

第9条 略

2 前項の場合において、次条に規定する納付すべき時期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納付すべき時期に係る分割金額に合算するものとする。

3 管理者は、負担金を徴収しようとするときは、管理者が別に定めるところにより受益者

第6条 市長は、年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の賦課対象区域は、同項の規定による公告の日の属する年度内において事業の施行を予定している区域とする。

（負担金の賦課）

第7条 市長は、前条第1項の公告の日現在における当該公告があつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付すべき時期を受益者に通知しなければならない。

（賦課の期間制限）

第8条 前条第1項の負担金の賦課は、第6条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

2 偽りその他不正な行為により、負担金の全部又は一部の賦課を免れた負担金に係る賦課は、前項の規定にかかわらず、第6条第1項の公告の日の翌日から起算して5年を経過する日まですることができる。

（負担金の徴収）

第9条 略

2 前項の場合において、次条に規定する納付すべき時期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納付すべき時期に係る分割金額に合算するものとする。

3 市長は、負担金を徴収しようとするときは、規則で定めるところにより受益者に納入

<p>に納入の通知をしなければならない。</p> <p>(負担金の納期)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定によりがたいときは、別に納付すべき時期を定めることができる。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が負担金を納付することが困難であると認めるときその他特に負担金の徴収を猶予する必要があると認めるときは、当該受益者の申請に基づき、負担金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた者について、財産の状況その他の事情の変化によりその徴収の猶予を継続することが適当でないとき、その徴収の猶予を取り消すことができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に通知しなければならない。</p> <p>(負担金の免除等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、事業のために土地その他の物件、労力又は金銭を提供した受益者その他公益上<u>管理者</u>が特に負担金を免除する必要があると認める受益者については、その者の申請により、負担金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(受益者の申告)</p> <p>第13条 <u>区域公告</u>の日現在における<u>当該区域公告</u>があつた賦課対象区域内の土地に係る受益者は、<u>管理者</u>が別に定めるところにより、<u>管理者</u>に受益者の申告をしなければならない。</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第14条 <u>区域公告</u>の日後、賦課対象区域内の</p>	<p>の通知をしなければならない。</p> <p>(負担金の納期)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定によりがたいときは、別に納付すべき時期を定めることができる。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が負担金を納付することが困難であると認めるときその他特に負担金の徴収を猶予する必要があると認めるときは、当該受益者の申請に基づき、負担金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた者について、財産の状況その他の事情の変化によりその徴収の猶予を継続することが適当でないとき、その徴収の猶予を取り消すことができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定により負担金の徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に通知しなければならない。</p> <p>(負担金の免除等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、事業のために土地その他の物件、労力又は金銭を提供した受益者その他公益上<u>市長</u>が特に負担金を免除する必要があると認める受益者については、その者の申請により、負担金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(受益者の申告)</p> <p>第13条 <u>第6条第1項の公告</u>の日現在における<u>当該公告</u>があつた賦課対象区域内の土地に係る受益者は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>に受益者の申告をしなければならない。</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第14条 <u>第6条第1項の公告</u>の日後、賦課対</p>
--	--

土地に係る受益者に変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に申し出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継する。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうちその申出があつた日までに納付すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

象区域内的の土地に係る受益者に変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に申し出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継する。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該申出があつた日までに納付すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

尼崎市の環境をまもる条例

改正後	現 行
<p>( 公共的施設の整備等 )</p> <p>第 1 0 条 市長は、汚泥のしゅんせつその他の良好な環境を確保するための事業の推進及び廃棄物の公共的な処理施設その他の良好な環境の確保に資する公共的施設の整備に努めなければならない。</p> <p><u>2 尼崎市公営企業管理者は、良好な環境を確保するための事業で下水道に係るものの推進及び下水道の整備に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めなければならない。</u></p>	<p>( 公共的施設の整備等 )</p> <p>第 1 0 条 市長は、汚泥のしゅんせつその他の良好な環境を確保するための事業の推進及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の良好な環境の確保に資する公共的施設の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めなければならない。</p>

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後	現 行																				
<p>(支給基準)</p> <p>第4条 手当は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じ、<u>それぞれ</u>同表の中欄に掲げる業務(以下「対象業務」という。)に従事した職員に対して支給する。</p> <p>(支給額)</p> <p>第5条 手当の額は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じ、<u>それぞれ</u>同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が対象業務のうち日額で手当の額を定める業務で市規則で定めるものに半日従事した場合は、<u>市規則</u>で定めるところにより、同項に定める手当の額を減額して支給することができる。職員が対象業務のうち月額で手当の額を定める業務に従事した場合において、当該手当の支給の対象となる月における勤務を要する日(勤務を要しない日及び給与条例第16条第2項に規定する休日以外の日をいう。)のうち、当該職員が当該業務に従事しなかった日があるときも、同様とする。</p> <p>(支給額の調整)</p> <p>第6条 職員が同じ日に、対象業務のうち日額で手当の額を定める業務の2以上に従事したときの手当の額は、これらの業務のうち最高の手当の額が支給される業務の手当の額を支給する。ただし、別表第6項、第8項及び第9項の手当については、その他の手当と併せて支給することができる。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手当</th> <th rowspan="2">業務</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 滞納整理業務手当</td> <td>市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、土地区画整理法(昭和2</td> <td>日</td> <td>290円</td> </tr> </tbody> </table>	手当	業務	支給額		単位	単価	1 滞納整理業務手当	市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、土地区画整理法(昭和2	日	290円	<p>(支給基準)</p> <p>第4条 手当は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じ、同表の中欄に掲げる業務(次条第2項、第6条及び第7条において「対象業務」という。)に従事した職員に対して支給する。</p> <p>(支給額)</p> <p>第5条 手当の額は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が対象業務のうち日額で手当の額を定める業務で規則で定めるものに半日従事した場合は、<u>規則</u>で定めるところにより、同項に定める手当の額を減額して支給することができる。職員が対象業務のうち月額で手当の額を定める業務に従事した場合において、当該手当の支給の対象となる月における勤務を要する日(勤務を要しない日及び給与条例第16条第2項に規定する休日以外の日をいう。)のうち、当該職員が当該業務に従事しなかった日があるときも、同様とする。</p> <p>(支給額の調整)</p> <p>第6条 職員が同じ日に、対象業務のうち日額で手当の額を定める業務の2以上に従事したときの手当の額は、これらの業務のうち最高の手当の額が支給される業務の手当の額を支給する。ただし、別表第6項、第8項及び第10項の手当については、その他の手当と併せて支給することができる。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手当</th> <th rowspan="2">業務</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 滞納整理業務手当</td> <td>市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、<u>下水道事業受益者負担</u></td> <td>日</td> <td>290円</td> </tr> </tbody> </table>	手当	業務	支給額		単位	単価	1 滞納整理業務手当	市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、 <u>下水道事業受益者負担</u>	日	290円
手当			業務	支給額																	
	単位	単価																			
1 滞納整理業務手当	市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、土地区画整理法(昭和2	日	290円																		
手当	業務	支給額																			
		単位	単価																		
1 滞納整理業務手当	市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、 <u>下水道事業受益者負担</u>	日	290円																		

	9年法律第119号)の規定に基づく清算金又は市営住宅等の家賃の滞納整理(不正利得に係る徴収を含む。)の業務で出張を伴うもの				金、下水道使用料、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づく清算金又は市営住宅等の家賃の滞納整理(不正利得に係る徴収を含む。)の業務で出張を伴うもの		
2 略	略	略	略	略	略	略	略
3 略	略	略	略	略	略	略	略
4 水路 清掃等 業務手 当	水路の清掃(浮きごみの処理を除く。)若しくは補修の作業又は公共下水道の排水区域外の下水管の清掃若しくは敷設の作業で、著しい臭気を伴い、又は汚水に接触するもの	日	400円	4 下水 道業務 手当	下水管の清掃若しくは補修の作業又は下水道施設内の作業で、著しい臭気を伴い、又は汚水に接触するもの	日	730円
5 略	略	略	略	略	水路の清掃(浮きごみの処理を除く。)若しくは補修の作業又は公共下水道区域外の下水管の清掃若しくは敷設の作業で、著しい臭気を伴い、又は汚水に接触するもの	日	400円
6 夜間 特殊業 務手当	尼崎市立クリーンセンターに設置された焼却装置による廃棄物の処理に係る業務で、正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時から翌日の午前	回	1,320円 (深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合にあつて	6 夜間 特殊業 務手当	次に掲げる業務で正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)に及んで行われるもの	回	1,320円 (深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合にあつて

	5時までの間をいう。以下同じ。)に及んで行われるもの		は、660円)				は、660円)
					(1) 尼崎市北部浄化センター又は本市の中継ポンプ場における機械運転業務		
					(2) 美化環境局美化事業部が所管する焼却装置による廃棄物の処理業務		
7 略	略	略	略	7 略	略	略	略
8 略	略	略	略	8 略	略	略	略
9 年末年始特別業務手当	12月29日から翌年の1月3日までの間における業務のうち、 <u>市規則</u> で定める業務	日	3,000円	9 年末年始特別業務手当	12月29日から翌年の1月3日までの間における業務のうち、 <u>規則</u> で定める業務	日	3,000円

尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市が設置する下水道施設の維持管理業務の委託契約で<u>尼崎市公営企業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が別に定めるものの相手方となるべき事業者(以下「<u>委託事業者</u>」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、<u>管理者</u>の附属機関として、委託事業者の選定ごとに尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会(以下「<u>委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、下水道事業について専門的な知識経験を有する者その他の学識経験者その他<u>管理者</u>が適当と認める者のうちから<u>管理者</u>が委嘱し、又は任命する。</p> <p>付 則</p> <p>(招集の特例)</p> <p>2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、<u>管理者</u>が招集する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市</u>が設置する下水道施設の維持管理業務の委託契約で<u>市長</u>が別に定めるものの相手方となるべき事業者(以下「<u>委託事業者</u>」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、<u>市長</u>の附属機関として、委託事業者の選定ごとに尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会(以下「<u>委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、下水道事業について専門的な知識経験を有する者その他の学識経験者その他<u>市長</u>が適当と認める者のうちから<u>市長</u>が委嘱し、又は任命する。</p> <p>付 則</p> <p>(招集の特例)</p> <p>2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、<u>市長</u>が招集する。</p>

尼崎市公共調達基本条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長等 市長（尼崎市教育委員会が、その管理する公の施設についてその指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定をいう。以下「指定処分」という。）を受けるべき者を選定し、及び指定処分を行う場合にあつては、尼崎市教育委員会を含む。）及び尼崎市公営企業管理者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長等 市長（尼崎市教育委員会が、その管理する公の施設についてその指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定をいう。以下「指定処分」という。）を受けるべき者を選定し、及び指定処分を行う場合にあつては、尼崎市教育委員会を含む。）及び尼崎市水道事業管理者をいう。</p>



&lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第53号	所 管	水道局経営企画課
件 名	尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>工業用水道料金については、受水企業からの申込水量により基本使用水量を設定し、受水企業が基本使用水量の一部を使用しなかった場合でも、基本使用水量分の料金を負担する責任水量制を採用している。</p> <p>しかし、実使用水量の減少により給水率は50%を下回っており、受水企業から基本使用水量の減量等を要望されている。また、工業用水道事業を所管する経済産業省からは、基本使用水量の見直しや、基本使用水量に基づく基本料金と実使用水量に基づく使用料金から構成される二部料金制の導入などの検討を求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、工業用水道料金を責任水量制から二部料金制に変更するもの。</p> <p>併せて、平成30年度からの公営企業局の設置に伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 責任水量制から二部料金制への変更に伴う改正</p> <p>ア 基本料金を、基本使用水量1m<sup>3</sup>につき「25円」から「20円70銭」に改める。</p> <p>イ 新たに使用料金に関する規定を加え、使用した水量1m<sup>3</sup>につき「4円50銭」とする。</p> <p>ウ 基本使用水量を超える場合の超過料金について、水量1m<sup>3</sup>につき「50円」から「50円40銭」に改める。</p> <p>エ 責任水量制についての規定を削除する。</p> <p>(2) 公営企業局の設置に伴う改正</p> <p>「尼崎市水道事業管理者」を「尼崎市公営企業管理者」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、公営企業局の設置に伴う改正は、平成30年4月1日。</p>					

尼崎市工業用水道条例

改正後	現 行
<p>(給水の対象)</p> <p>第4条 工業用水の供給は、1給水先当たりの使用水量が1日300立方メートル以上である者に対して<u>行う</u>。ただし、<u>尼崎市公営企業管理者</u>(以下「管理者」という。)が地盤沈下を防止するため<u>その他公益上の理由により特に必要があると認めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>(給水の申込み)</p> <p>第7条 給水を受けようとする者は、<u>その設置する給水施設ごとに1日当たりの使用予定の水量</u>を定めて管理者に申し込まなければならない。</p> <p>(基本使用水量の決定)</p> <p>第8条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、<u>当該申込みに係る給水施設ごとの1日当たりの使用予定の水量</u>(以下「基本使用水量」という。)を決定し、これをその<u>申込者に通知するものとする</u>。</p> <p>2 前項の規定による<u>基本使用水量の決定は</u>、地下水の水源保全、地盤沈下の防止、給水能力その他<u>管理者が必要と認める事項</u>を考慮して行わなければならない。</p> <p>(基本使用水量の変更)</p> <p>第9条 <u>第7条の規定は基本使用水量の変更の決定を受けようとする者について、前条の規定は基本使用水量の変更について準用する。この場合において、第7条中「その設置する給水施設ごとに」とあるのは「変更の決定を受けようとする基本使用水量(次条第1項に規定する基本使用水量をいう。)に係る給水施設についてその変更後の」と、前条第1項中「前条」とあるのは「次条において読み替えて準用する前条」と、「ごとの」とあるのは「について、特に必要があると認める場合に限り、その」と、同条第2項中「前項」とあるのは</u></p>	<p>(給水の対象)</p> <p>第4条 工業用水の供給は、1給水先当たりの使用水量が1日300立方メートル以上である者に対して<u>行なう</u>。ただし、<u>尼崎市水道事業管理者</u>(以下「管理者」という。)が地盤沈下の防止<u>その他公益上特別の理由がある</u>と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(給水の申込み)</p> <p>第7条 給水を受けようとする者は、1日当たりの<u>予定使用水量</u>を定めて管理者に申し込まなければならない。</p> <p>(基本使用水量の決定)</p> <p>第8条 管理者は、前条の申込みを受けたときは、<u>その申込みをした者の1日当たりの使用水量</u>(以下「基本使用水量」という。)を定め、これをその<u>者に通知するものとする</u>。</p> <p>2 <u>管理者は、前項の規定により基本使用水量を決定するには</u>、地下水の水源保全、地盤沈下の防止、給水能力その他を考慮して<u>定めなければならない</u>。</p> <p>(基本使用水量の変更)</p> <p>第9条 <u>使用者は、基本使用水量を変更することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前2条の規定は、前項ただし書の規定により基本使用水量を変更する場合に準用する。</u></p>

「次条において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(給水の適正保持)

第20条 使用者は、基本使用水量(第9条において読み替えて準用する第8条第1項の規定による基本使用水量の変更の決定を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を超えて工業用水を使用することがないように努めなければならない。

(料金)

第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 工業用水道料金及び量水器貸付料金の料率は、次のとおりとする。

(1) 工業用水道料金

ア 基本料金

基本使用水量1立方メートルにつき

20円70銭

イ 使用料金

1立方メートルにつき 4円50銭

ウ 超過料金

1立方メートルにつき 50円40銭

第32条 削除

(工業用水道料金の算定等)

第35条 第31条第2項第1号アの基本料金(以下「基本料金」という。)は、同号アに定める料率に、基本使用水量に第33条の規定による計量が行われた日(以下「計量日」という。)の属する月の初日から末日までの日数を乗じて得た水量を乗じて算定する。

2 第31条第2項第1号イの使用料金は、同号イに定める料率に、前回の計量日の翌日か

(給水の適正保持)

第20条 使用者は、基本使用水量を超えて工業用水を使用することがないように努めなければならない。

(料金)

第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 工業用水道料金及び量水器貸付料金は、次の各号のとおりとする。

(1) 工業用水道料金

ア 基本料金

基本使用水量1立方メートルにつき

25円

イ 超過料金

1立方メートルにつき 50円

(責任水量制)

第32条 管理者は、使用者が基本使用水量の全部又は一部を使用しなかった場合であっても、基本使用水量を使用したものとみなす。

(料金の算定)

第35条 基本料金は、計量の日属する月の初日からその月の末日までの基本使用水量を合計した水量に基本料率を乗じて算定する。

<p><u>ら今回の計量日までの期間内の使用水量（以下「計量使用水量」という。）（当該計量使用水量が、基本使用水量に当該期間内の日数を乗じて得た水量（以下「合計基本使用水量」という。）を超える場合にあっては、当該合計基本使用水量）を乗じて算定する。</u></p> <p><u>3 第31条第2項第1号ウの超過料金は、計量使用水量が合計基本使用水量を超える場合において、同号ウに定める料率に、当該計量使用水量から当該合計基本使用水量を控除して得た水量を乗じて算定する。</u></p> <p><u>4 基本料金は、使用者が工業用水道の使用を休止した場合においても徴収する。</u></p> <p><u>第36条 削除</u></p>	<p><u>2 超過料金は、第33条の規定により計量した使用水量から前回の計量の日翌日から今回の計量の日までの基本使用水量を合計した水量を減じた水量に超過料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>3 使用者が第24条の規定により管理者の承認を得て工業用水道の使用を休止した場合においても、基本料金の額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の料金を徴収する。</u></p> <p><u>第36条 1事業所に2以上の給水施設が設置されている場合の基本料金及び超過料金は、それぞれの量水器について算定する。</u></p>
--	--

## &lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第54号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>平成30年4月1日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること</p>				
2	<p>包括外部監査人として契約を締結する者</p> <p>神戸市東灘区森北町7丁目19番18号</p> <p>公認会計士 福井 剛</p>				
3	<p>契約の内容</p> <p>(1) 契約の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p> <p>(2) 契約の金額 13,000,000円を上限とする額</p> <p>(3) 契約の方法 随意契約</p>				
4	<p>選定経緯</p> <p>(1) 地方自治法第252条の36第3項において、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないと規定されており、現在の包括外部監査人とは平成29年度で3回目の契約となるため、新たな包括外部監査人を選定した。</p> <p>(2) 日本公認会計士協会兵庫会及び兵庫県弁護士会に、複数の候補者の推薦を依頼したところ、日本公認会計士協会兵庫会から2人の候補者の推薦があった。</p> <p>(3) 総務局長を座長として、4人の委員からなる選定委員会を設置し、候補者の提案書に基づき、書類選考及び面接を実施した。</p> <p>(4) 他都市での外部監査の実績、監査の実施体制及び人物評価も含めた総合評価の結果、最も評価の高かった者を選定した。</p>				
5	<p>主な選定理由</p> <p>(1) 包括外部監査制度及び本市の行政課題等への理解度も高く、有効な監査に努めていくという姿勢が感じられる。</p> <p>(2) 他都市における包括外部監査の経験が豊富であり、効果的な監査実施体制の確保や円滑な監査の実施が期待できる。</p>				



## &lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 5 5 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当
件 名	工事請負契約について ( 潮小学校校舎増築等工事 )				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町 5 番地 6 株式会社トータルサプライ 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 2 9 4 , 6 2 4 , 0 0 0 円 ( 金額は消費税等相当額 8 % を含む。 )				
3	契約の方法 一般競争入札 ( 制限付 )				
4	開札年月日 平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日				
5	工事内容 校舎増築工事 鉄骨造り 2 階建て 1 棟 敷地面積 1 5 , 8 3 7 . 7 9 平方メートル 建築面積 5 9 6 . 7 3 平方メートル 延べ面積 1 , 0 2 7 . 8 9 平方メートル ( 主な諸室 ) 普通教室、図書室、少人数教室、更衣室 既存南棟改修工事 屋外付帯工事 ( 外構等 ) 既存児童ホーム解体工事				
6	工期 契約締結の日から平成 3 1 年 3 月 2 0 日まで				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日
件 名	潮小学校校舎増築等工事		
落 札 者 名	(株)トータルサプライ	落 札 金 額	272,800,000円
予 定 価 格	300,600,000円	最低制限価格	270,540,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)トータルサプライ	272,800,000	決定	
宮崎建設(株)	276,600,000		
(株)三田工務店	286,000,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	301,100,000	予定価格超過	
(株)サージ・コア	338,000,000	予定価格超過	
(株)ユハラ	381,450,000	予定価格超過	

( 金額は消費税等相当額 8 % を含まない。 )

&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 5 6 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて				
内 容					
1 趣旨	<p>尼崎市農業共済事業の農作物共済(水稲)に係る特別積立金については、損害防止のため特に必要な処置に要した費用の支払に充てることができることとしており、尼崎市農業共済条例第 7 5 条の規定に基づき、次のとおり取崩しを行うため、議決を求めるもの。</p>				
2 取崩限度額	2 0 0 千円				
3 取崩しの理由	平成 3 0 年度損害防止事業を実施するため				
<p><b>【参考】</b>            尼崎市農業共済条例(抄)            (特別積立金の取崩し)            第 7 5 条            1 ~ 3 略            4 本市は、議会の議決を経て、特別積立金を法第 9 5 条後段に規定する費用及び第 1 4 条に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。            5 ~ 6 略</p>					



&lt; 平成 3 0 年 2 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 5 7 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				
内 容					
1 趣旨	<p>尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。</p>				
2 賦課総額	9 7 千円				
3 賦課単価	<p>水稲共済割 1 kg 当たり 0 . 7 7 円</p>				
<p><b>【参考】</b>            尼崎市農業共済条例（抄）            （事務費の賦課）            第 5 条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第 1 4 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。</p>					
2	<p>前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。</p> <p>(1) 水稲共済割            (2)～(7) 略</p>				



&lt;平成30年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第58号	所 管	道路課							
件 名	市道路線の変更について											
内 容												
<p>1 理由</p> <p>都市計画道路長洲久々知線整備事業に伴い路線の起終点変更を行うため、道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線</p> <p>(1) 変更しようとする路線</p> <table border="1" data-bbox="236 904 1422 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路 線 名</th> <th>変更前 起 点 ~ 終 点</th> </tr> <tr> <th>変更後 起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">省線以南第29号線の1</td> <td>長洲西通1丁目65 ~ 長洲西通1丁目65</td> </tr> <tr> <td>長洲西通1丁目65 - 8</td> </tr> <tr> <td>~ 長洲西通1丁目124 - 2</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	変更前 起 点 ~ 終 点	変更後 起 点 ~ 終 点	省線以南第29号線の1	長洲西通1丁目65 ~ 長洲西通1丁目65	長洲西通1丁目65 - 8	~ 長洲西通1丁目124 - 2
路 線 名	変更前 起 点 ~ 終 点											
	変更後 起 点 ~ 終 点											
省線以南第29号線の1	長洲西通1丁目65 ~ 長洲西通1丁目65											
	長洲西通1丁目65 - 8											
	~ 長洲西通1丁目124 - 2											

